

第1章 富良野市環境保全行動計画とは

第1節 富良野市環境保全行動計画とは

1. 策定の背景

都市化の進展や生活様式の変化に伴い、自動車交通による大気汚染や騒音問題、生活排水による水質汚濁など、いわゆる都市・生活型公害や廃棄物の増大などが環境問題として大きな比重を占めるようになってきました。さらに市街地及びその周辺地域の開発が進むなかで、身近な自然とのふれあいや潤いのある快適な環境に対する市民のニーズが高まっています。

こうした環境課題に加え、地球の温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題も社会的・国際的に大きな課題となっており、多様化した環境問題に適切に対処するには、すべての人々の環境への意識の醸成や、自主的・積極的な環境保全活動への参加により、地域総参加で環境保全・創造に取り組む必要があります。

富良野市は、平成13年3月に富良野市環境基本条例を制定すると同時に、富良野市環境基本計画を策定することで、環境の保全・創造についての基本理念や市民・事業者・市の責務などを明らかにしました。

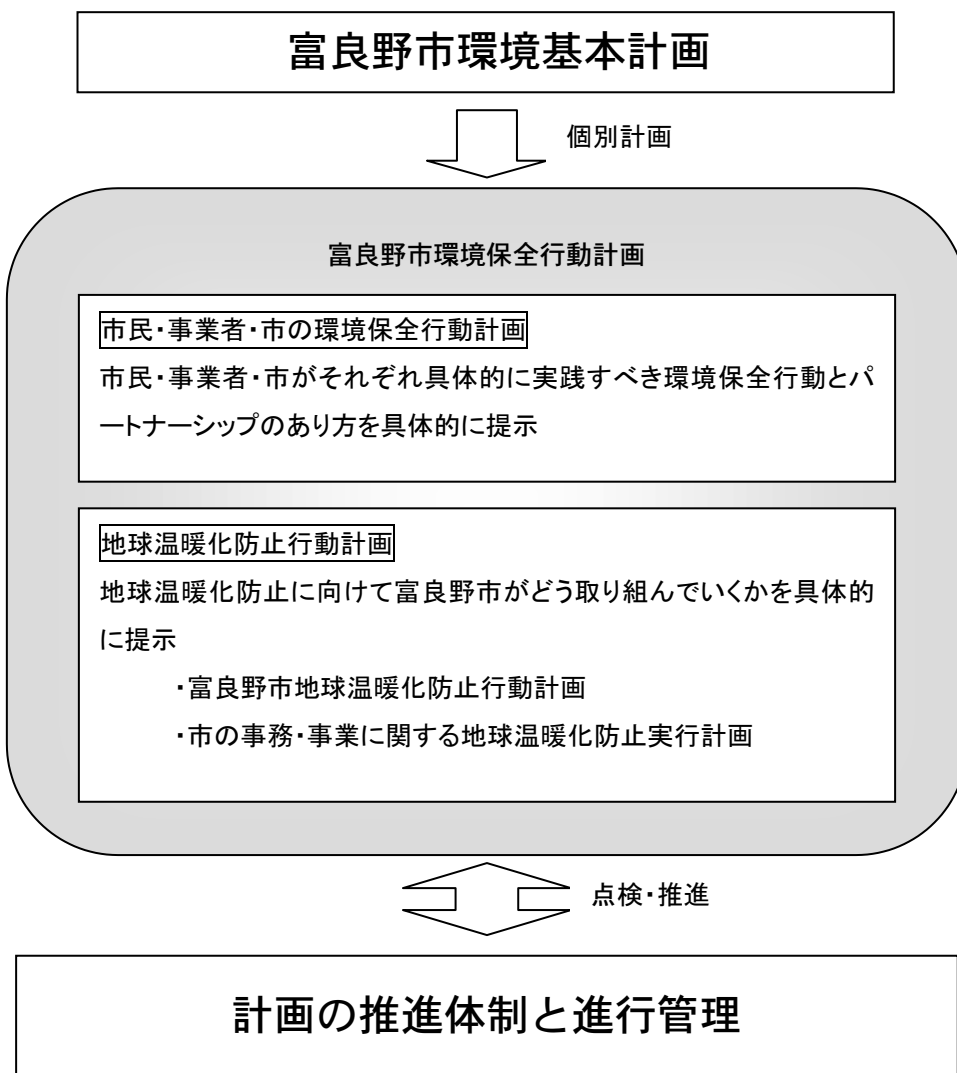
富良野市の良好な環境を確保し、より良い状態で将来に残していくためには、私たち市民・事業者が環境について考え、今の生活や事業活動のあり方を環境に配慮したものに変えていくことが必要です。この『富良野市環境保全行動計画』は、環境に対する関心を高め、環境に配慮するにあたって望ましい具体的行動を示したものです。また、市による市民・事業者の取り組みの支援や、環境に関する具体的な各種施策・事業についても整理し、あらゆる立場の人が富良野の環境保全・創造について考え、取り組んでいくための計画として策定するものです。

2. 富良野市環境保全行動計画の構造と基本的な視点

富良野市環境保全行動計画の基本的な視点

本環境保全行動計画では、富良野市環境基本計画で定めた環境像『「環境と共生」の文化を標榜する資源循環型のまち ふらの』を実現するための5つの計画目標と17の施策目標を、市民、事業者、市それぞれの立場で、日常生活や事業活動の中で具体的にどのような行動を実践していくかを示します。

◆富良野市環境保全行動計画の構造



3. 各主体の役割(市民、事業者、市、観光客)

富良野市の良好な自然や生活環境を守り、次の世代へ引き継いで行くには、すべての人たちがそれぞれの立場で環境保全行動に取り組んでいくことに大きな意義があります。ここでは、富良野市で日々を暮らす「市民」、農林業や畜産業などの各種産業に携わっている「事業者」、環境関連施策を実行する「市」、そして豊かな富良野の自然を目的に訪れる「観光客」のそれぞれの立場で、富良野市の環境保全のために果たすべき行動を示しました。

◆ 市民の行動

日常生活での行動が環境へ負荷をかけていることから、その普段の生活を見直し、行動を少し変えるなどの身近な取り組みを徹底し、地域の環境活動にも積極的に参加します。

◆ 事業者の行動

法令で定められた規制の遵守による公害等の防止対策だけでなく、事業者それぞれの業務特性に応じて、環境保全活動や環境に配慮した事業活動を実施します。

◆ 市の行動

環境の保全と創造に関する具体的な各種施設・事業を実施し、市民・事業者が取り組む環境保全活動を支援するとともに、市の事務・事業によって生じる環境負荷の低減を目的に、庁内における環境保全行動に取り組めます。

◆ 観光客の行動

富良野市の「自然環境」は大切な観光資源であります。は、自然環境の保全と創造の観点から、観光客にも環境への配慮と協力を求めています。

第2節 身のまわりの環境をふりかえる



自然環境の大切な環境的意味…

自然環境とは、主に水、大気、土壌、動物、植物などといった、私たちにとって欠くことができない生態系の要素のことです。富良野市は、十勝岳や芦別岳などの名峰を望み、良好に保たれた天然林である大樹海(東京大学演習林)を有する緑豊かな環境の中にあります。十勝岳南東部を源とする空知川やその支流である富良野川などの水資源にも恵まれ、土地も肥沃です。豊かな自然の恵みを受けて私たちは生活していますが、近年、この生態系のバランスの乱れにより、私たちの生活基盤に影響がはじめてています。

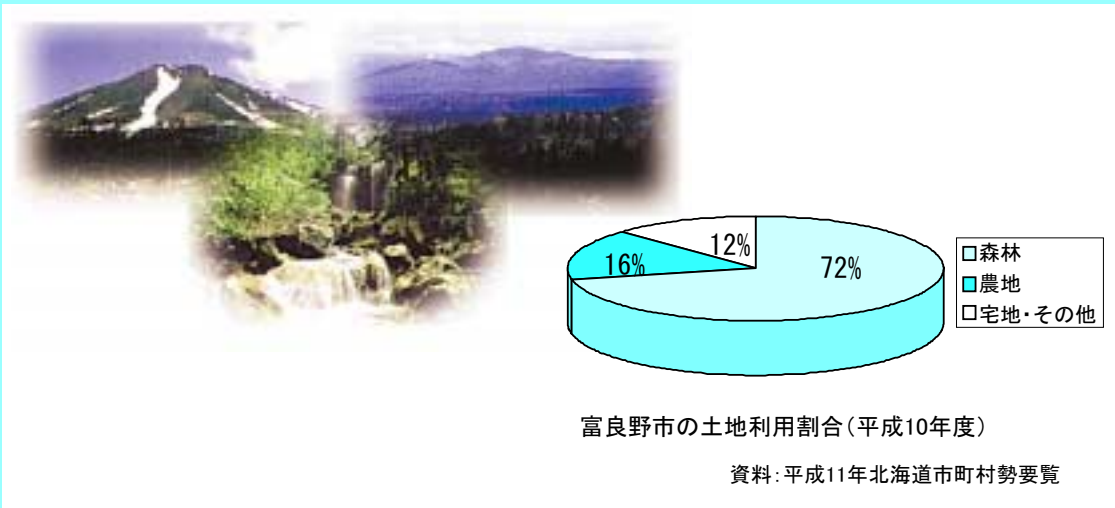
自然環境の現状 [富良野市の自然環境のようすを知っていますか?]

空知川の水質は環境基準を達成していますが、その支流である北1号川、無頭川、基線川、北2線川及び布札別川については環境基準値を上回っています。

土壌は農薬や化学肥料に頼らないクリーン農業の一環として、生ごみや畜ふんの堆肥化が取り組まれており、土づくり対策が積極的に進められています。

本市の森林面積は43,027haと総面積の7割以上を占めており、森林に恵まれた環境といえます。また、寒帯・高山帯自然植生、亜寒帯・亜高山帯自然植生、ブナクラス域自然植生など多様な植生が広がっています。

この豊かな自然の中で、エゾシカ、ヒグマ、キタキツネといった中・大型ほ乳類や鳥類など126種の野生動物の生息が確認されています。



自然環境の問題と課題 [富良野市の自然環境は大丈夫?]

空知川へと流入するいくつかの河川の水質は環境基準値を上回っています。生活排水などが水質汚濁の原因と考えられ、その処理対策などが今後の課題となっています。

今後もクリーン農業の促進や生ごみや畜ふんの堆肥化を進めるとともに、土壌汚染を未然に防ぐための、工場や事業所などを中心とした有害化学物質の適正利用と管理の啓発・指導が必要です。

富良野市の森林は大部分が国有林であるため、国との協力・連携による保全と管理が不可欠です。また、農業後継者問題などにより農地の維持管理が一層困難になることが予想されるため、農業の活性化を視野に入れた総合的な対策が急がれます。

さらに、大気汚染物質の主な発生源として自動車による交通量の増加が挙げられることから、経年的に大気質を観測し、大気汚染の監視を行う必要があります。

動物については、本市周辺において多数の野生動物が確認されていますが、比較的古いデータが多いため、調査データの更新が必要です。

環境保全行動計画の方向 [よりよい富良野の環境を目指して!]

私たちの日常生活や事業活動から流れ出る排水や、行動範囲を広げてくれる自動車からの排気ガス。普段の何気ない生活パターンが環境には大きい負荷となっています。

1人ひとりの排出量は少なくても、積み重なると総排出量は膨大なものになります。裏をかえすと、私たちの心がけ次第では環境への負荷を減らすことが出来るのです。

こういった環境保全の行動に関して、市民、事業者、市のそれぞれの立場で提案していきます。

具体的な取り組み事例などの紹介・提案

平成12年12月、南富良野町立落合小中学校の開校100年記念事業として雪中植林が行われました。従来、真冬に植林する事は不可能とされていましたが、雪の保温効果を利用した雪中植林は、春や秋に植える方法と比べ、枯損率や成長性がよく、効果を上げています。このように、生徒の身近なところで、植林の体験を通して、森林の大切さを理解するとともに、自然環境の保護についての意欲や態度を養い、子供たちの心の故郷づくりを進めています。

環境 1

環境 2 : 省資源・エネルギー

環境 3

環境 4

環境 5

省資源・エネルギーの大切な環境的意味…

省資源とは、資源の節約や廃棄物の減量化、資源の再利用および再生利用することをいいます。例えばリサイクルを徹底したり、繰り返し使える商品を購入したり、過剰包装商品は買わないなどの行動によってごみを減らしたり、節水するなどトータルに資源を大切にすることも含まれます。

また、省エネルギーとは、エネルギーを効率的に利用することによって、より少ないエネルギー消費で大きな効果を上げることです。つまり、電気やガスなどを無駄なく上手に使うことが大切です。

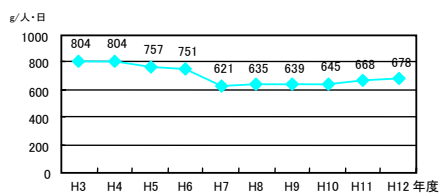
省資源・エネルギーの現状

[富良野市の省資源・エネルギーのようすを知っていますか?]

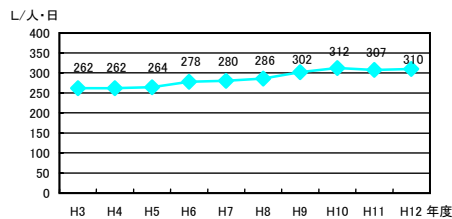
富良野市では、ごみの減量化やリサイクルへの取り組みが盛んに行われています。ごみの分別収集をはじめ、有機肥料や固形燃料の生産も積極的に行われています。なおリサイクル率に関しては細分別化の実施により、62.1%(平成12年度)まで効果を上げています。

省資源については、上水道の給水量(配水量)の推移をみると、わずかながら増加傾向にあります。

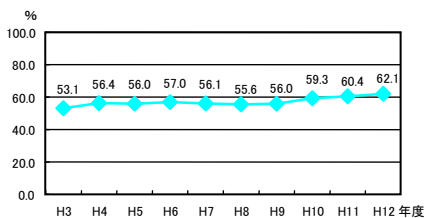
また、主要エネルギーである電灯・電力使用量ともに増加傾向にあり、今後より一層の資源・エネルギー対策が望まれます。



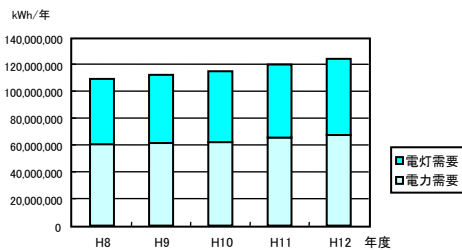
1人1日平均廃棄物排出量



1人1日平均給水量



リサイクル率



電灯・電力需要実績の推移

省資源・エネルギーの問題と課題 [富良野市の省資源・エネルギーは大丈夫?]

ごみとリサイクル

富良野市の平成12年度における1人1日平均ごみ排出量は678gとなっています。これは全国平均より低い数字ですが、平成8年度以降は、わずかですが増加傾向にあります。今後、新分別収集の推進により、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図ります。

資源・エネルギー

上水道の給水量、電灯・電力需要ともにわずかながら増加傾向にあることから、温室効果ガス対策も視野に入れた総合的な資源・エネルギー対策が必要となります。

環境保全行動計画の方向 [よりよい富良野の環境を目指して!]

私たちが毎日の生活を営む上で、ごみを出したりエネルギーを使ったりするのは欠かせないことですが、1人ひとりの心がけで大きく改善することが出来ます。

それには私たちのこれまでの“使い捨て文化”を見直し、物を大切にする環境づくりが必要です。また、自然エネルギー・未利用エネルギーなどを活用できる循環型社会を築くために、市民、事業者、市がそれぞれの立場で出来ることを考えていきます。

具体的な取り組み事例などの紹介・提案

節水の場合…

- ・食器洗いは、流しっぱなしだと110リットル、ため洗いだと20リットルで済む
- ・洗車はホースだと100リットル使用、バケツだと30リットルで済む

このほか、

- ・洗顔・歯磨きでの水の流しっぱなしをやめる
- ・必要がない水まきをやめる
- ・風呂の残り湯を洗濯に利用する

環境 1

環境 2

環境 3 : 景観・身近な緑、音・かおり環境

環境 4

環境 5

景観・身近な緑、音・かおり環境の大切な環境的意味…

景観とは、人を取り巻くその地域の自然や生活環境、歴史、文化、産業などの人間活動のありさまを総体的に捉えた環境のようすのことです。特に、良好な景観とは、これら地域特性を活かし、自然との共生を実現した豊かな環境が感じられる風景のことです。また、見た目だけではなく、音や香りなどの要素も良好な景観を形成する大切な要因となっています。このように、そこに住む人や訪れる人が喜びや優しさ、安らぎなどの感性を共有できることが理想の景観といえるでしょう。

富良野市の景観・身近な緑、音・かおり環境の現状

[景観・身近な緑、音・かおり環境のようすを知っていますか?]

①景観

富良野市には、遠方にそびえ立つ山岳地帯を背景として、その裾野には森林や農地などが広がり、豊かな自然景観を形成しています。また、大雪山国立公園や富良野芦別道立自然公園などを有し、これら森林や農地が本市の主要な観光・景観資源として人々を魅了しています。

②身近な自然

富良野市には、原始ヶ原、麓郷の森、鳥沼公園、東大演習林、ラベンダーの森など、市民と観光客が大勢訪れるレクリエーション地が各所に分布しています。

市街地の様子を見ると、本市の都市公園は53ヶ所(33.56ha)整備されています。また、1人あたりの都市公園面積は18.84m²となっており、全国平均7.9m²を上回っていますが、北海道平均26.7 m²を下回っています(平成12年度現在)。

③音・かおり

平成13年度に環境省が実施しました、地域の自然や文化に根ざし、将来に残したい香りのある風景100選に富良野市周辺(ふらののラベンダー)が選ばれました。

生活環境における苦情件数としては、騒音・振動が6件、悪臭が4件の苦情が寄せられています(平成2~10年度)。

富良野市民の好きな景色や景観アンケート結果

| | 1位 | | 2位 | | 3位 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 市民 | 山なみ景観 | 33.0% | 丘陵畑景観 | 21.6% | 森林景観 | 17.9% |
| 小学生 | 山なみ景観 | 30.6% | 森林景観 | 22.0% | 水辺景観 | 18.7% |
| 中学生 | 山なみ景観 | 29.2% | 水辺景観 | 19.3% | 森林景観 | 19.0% |

資料：富良野市「富良野市環境基本計画」

富良野市の景観・身近な緑、音・かおり環境の問題と課題

〔富良野市の景観・身近な緑、音・かおり環境は大丈夫？〕

市民アンケートで身のまわりの環境で悪いところを尋ねたところ、美観に関する回答が多く、その理由として「犬猫の糞が多い」「ごみなどが投棄されている」「タバコ・ごみのポイ捨てが目立つ」などが多く寄せられています。このことから、市民や事業者、観光客などのモラルの向上を図る必要があります。

現在のところ、騒音・振動、悪臭に係る測定は行われていませんが、大気汚染や騒音・振動の移動発生源である自動車の利用が年々増加していることから、今後、大気質などの測定が必要となります。

環境保全行動計画の方向〔よりよい富良野の環境を目指して！〕

市民・事業者・市のそれぞれが「ふらの景観ガイドプラン」に基づき、景観形成に向けて取り組みが必要となります。

富良野市は豊かな緑で囲まれています。市街地は樹木や花が少なく、緑の連続性が分断されている状態です。今後、さらに都市公園や公共施設、道路の緑化を進めるとともに、民有地の緑化も支援するなど、市街地の緑地確保・ネットワーク化を図ることが必要です。

騒音・振動・悪臭については、社会行動によって生じるもので、すべての人が加害者であり、被害者でもあります。よって、市民・事業者・市がそれぞれ対策を講じながら連携し、観光客への啓発も併せて検討する必要があります。

具体的な取り組み事例の紹介・提案

環境省では、近年増加している生活型悪臭問題を解決する事業の一環として、「かおり環境」という新しい考え方を取り入れ、「身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気づくことを通して身の回りにある様々なにおいを意識し、不快なおいの改善に積極的に取り組む地域の活動」を促進しています。そこで、よいかおりとそのもとである自然や文化「かおり環境」を保全・創造するため、全国から「かおり風景100選」事業を実施しました。富良野市をはじめ周辺の町一帯が「ふらののラベンダー」として選出されました。選出理由は、ラベンダーを観光資源として活用しており、訪れる観光客はこれらの風景と香りのために心やすらぐひとときを味わうことができるからです。今後ともこの資源を有効に利用・保全し、独自の美しい景観を保全することが望まれます。

市民と事業者の行動指針と市の行動計画を見よう

(44～55 ページ)

環境1

環境2

環境3

環境4：地球環境

環境5

地球環境の大切な環境的意味…

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」によると、すでに地球温暖化の兆候が観測されており、温暖化対策が実施されない場合、2100年には地球の平均気温が2℃上昇し、海面が約50cm上昇すると予測されています。

また、気候変動により、洪水が多発する地域と干ばつが続く地域が発生したり、海面の上昇による国土の水没、農作物の収穫量の変化、疾病の発生などが地球規模で生じることが予想されており、将来の世代に与える影響が極めて大きいといわれています。

富良野市への影響 【富良野市にどのような影響が起こるのでしょうか？】

①降雪量の変化

IPCC や各国の政府は、これまで地球温暖化の影響を予測するための様々な気象モデルを開発していますが、冬季間の降水量(降雪量)の変化については、モデルの種類により-15%~+11%と予測結果の幅が大きく、降雪量が減少する可能性と増加する可能性が指摘されています。

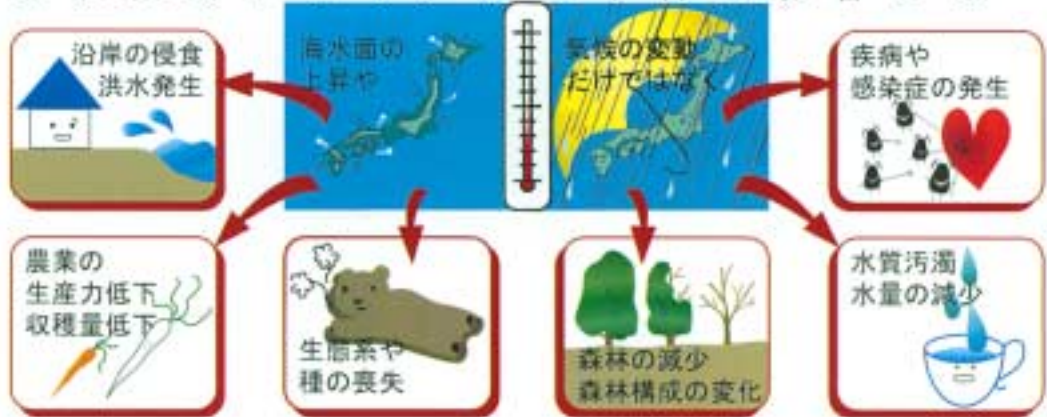
②農産物への影響

小麦の収穫量は日本全域で減少しますが、トウモロコシは北海道で増加します。また、コメの収穫量は北日本で増加しますが、平均気温の上昇が4℃を超えた場合には、東北を除く日本全域で収穫量が減少します。

③自然環境への影響

気温の上昇に適応できない動植物は絶滅する恐れがあり、植生が変わり生態系に影響を及ぼす恐れがあります。

気候変動により、起こり得る影響とは…



富良野市の地球環境への取り組みの現状と課題

ごみ減量化・エネルギー対策の必要

富良野市におけるごみの減量化・リサイクル対策への取組は積極的で、全国的にも高レベルにあります。昨年の10月から、14種分別による分別収集を実施し、有機肥料の生産、固形燃料の生産、有価物の回収等を積極的に推進しています。

平成12年度の1人1日平均ごみ排出量は678gと全国的に見て低い数字となっています。しかし、近年、ごみの減量についてはやや頭打ちの傾向が見られ、平成8年度以降はわずかながら増加傾向に転じています。今後は、リサイクル以上にまずごみの減量化対策を行い、エネルギー対策にも積極的に取り組んで行く必要があります。

環境保全行動計画の方向 [よりより富良野の環境を目指して!]

ごみ減量化・エネルギー対策は、一人ひとりの市民や一つひとつの事業者が取り組むことなしには達成し得ないものです。

私達一人ひとりが日常の取組の中で、省資源・省エネルギー及びリサイクルなどの取組を行うことが重要になります。市はこれら、市全域の省資源・省エネルギー活動に対し支援及び情報提供を行い、より効率的な循環型社会を構築することが求められます。

具体的な取り組み事例の紹介・提案

1世帯が1年間で削減できる二酸化炭素の量を、炭素換算した重量(C-kg/世帯・年)として示しました。

| | |
|-------------------------------|-------|
| ○住宅づくり | |
| カーテンやブラインドなどを上手に使用して冷暖房効果を高める | 2.9 |
| ○家電の使用 | |
| 省エネルギー型冷蔵庫を使用する | 16.9 |
| 炊飯器の保温時間を1日7時間減らす | 22.3 |
| 電気ポットを長時間使用しない時はコンセントからプラグを抜く | 10.84 |
| ○照明 | |
| 白熱電球から電球型蛍光灯に付け替える | 10.2 |

市民と事業者の行動指針と市の行動計画を見てみよう

(56～71 ページ)

環境1

環境2

環境3

環境4

環境5：環境への意識・行動

環境への意識・行動の大切な環境的意味…

市民1人ひとりが自分たちの環境について体験し、学習し、考え、行動できる機会を増やし、みんなの環境への意識を高めることが大切です。それには、常に環境に関する情報にふれるために、いろいろな環境情報を素早くキャッチし、自らが行動することが必要となります。また、さらに環境保全のための活動範囲を広げるためには、情報のやりとりによる環境情報ネットワークづくりが大切になってきています。

環境への意識・行動の現状【富良野でのようすについて知っていますか？】

①身のまわりの環境への意識

市民の約3割が身のまわりの環境を「良い」としており、その理由としては、公害がない、自然が豊か、景色が良いがあげられています。その反面、ポイ捨てなどの美観やマナー、騒音、空き地の荒地化などの理由から、市民の約2割近くが身のまわりの環境が「悪い」としています。

②環境保全活動への参加

環境保全活動に積極的に参加したいと考えている市民が約7割もいるのに対し、実際に活動している市民は3割弱であることから、意識は高くても活動への参加が少ない傾向がみられます。

③環境学習・環境教育

東大演習林開放事業や中央公民館講座を通して自然観察などの環境学習の機会が市民に提供されています。また、学校においても、自然観察やボランティア清掃活動などの環境教育が行われています。

④環境情報

市の広報やパンフレットの配布、講演会やイベントの開催によって環境情報が提供されています。

(資料: 富良野市環境基本計画基礎調査報告書アンケート調査結果)



環境への意識・行動の問題と課題 [みんなの環境への意識・行動は大丈夫?]

市民の半数以上が地球環境や将来の環境について危機感や興味を抱いていますが、実際に行動している市民は一部のようです。事業者についても同様に、環境保全の重要性については認識していますが、コストなどの理由で環境保全活動に取り組めない事業者が多いようです。また、現実には、日常生活において不可欠な暖房や自動車の利用自粛、環境税などの経済的な負担に消極的な姿勢がみられます。

環境教育については、しつけと同様に子供の頃からの教育が必要であると多くの市民が感じており、さらなる環境教育プログラムの充実や環境情報の提供が課題となっています。

環境保全行動計画の方向 [よりよい富良野の環境を目指して!]

環境保全への自主的な取り組みを推進するには、子供の頃からの環境教育や各種イベントへの参加、環境情報に接する機会を増やすなど、日頃から環境への関心を抱かせるような取り組みが必要になります。そこで、実際に環境保全に取り組んでいる市民・市民団体・事業者・市それぞれが情報を発信し共有するなど、お互いに協力し合う体制を確立することが求められています。

具体的な取り組み事例の紹介・提案

次々と姿を消す里山をどうすれば守れるのか―。こう問いかけながら、作家らでつくる自然文化創造会議(CCC)倉本聡議長は2001年6月11日、富良野市中御料の富良野演劇劇場で「里山シンポジウムin富良野」を開きました。このシンポジウム開催のきっかけとなったのは、俳優・脚本家養成の富良野塾(同市西布礼別)近くの山林約1haで、シラカバなどの伐採が計画されたことから始まります。この出来事をモデルに、民有林を守るための知恵を出し合おうと企画したシンポジウムです。

倉本さんは「森林は空気の浄化、水の保全という公共的機能の意義が見直されている。しかし、民有林保有者の大半は農業者で、林業に絶望し、伐採でわずかな収入を得ている。そこは林業労働者の仕事の場でもある。里山を守りながら、どうすれば民有林保有者に公共価値の対価を払い、林業労働者は生活を維持できるのか考えたい」と問題を投げかけました。

(資料:北海道新聞 2001年6月5日付夕刊)

市民と事業者の行動指針と市の行動計画を見てみよう (72~83 ページ)

計画目標：人と自然が共生するまち

水 環 境 の 保 全 ～ 水 遊 び が で き る よ う な 川 を 取 り 戻 そ う ～

【富良野市における環境行動のあり方】

市街地の川は、私たちにとってもっとも身近な川であり、昔はそこで泳いだり、釣りを楽しむこともできましたが、現在はそのような人を見かけることは少なくなりました。

私たちの日常生活や事業活動から出る排水は、やがて河川に流れ込みます。まちなかの河川が再び身近な自然とのふれあいの場となるように、水は資源であり循環しているという認識に立ち、まず日常の生活や事業活動からの排水を見直し、水質の悪化を引き起こさないように心がけていきます。

【施策目標と行動指針】

| | |
|-----------|---|
| ▽市民の行動指針 | 行動指針 「水遊びができるような川を取り戻そう」 |
| | 指針1 身近な行動で水質を改善しよう 指針2 水資源の無駄使いをなくそう 指針3 河川の現状を把握しよう |
| ▽事業者の行動指針 | 行動指針 「排水の適正な管理を徹底しよう」 |
| | 指針1 工場・事業場の排水を適正に管理しよう 指針2 農地からの排水対策に取り組もう |
| ▽市の行動計画 | 施策目標 「水環境の保全」 |
| | 施策1 生活排水対策を進めます 施策2 工場・事業場の排水対策を啓発・指導します 施策3 農業・畜産系の排水対策を啓発・指導します 施策4 自然の高い浄化機能を備えた河川環境づくりを進めます 施策5 水質の監視体制の整備を進めます |

【環境指標】～環境の現状と環境保全行動の達成度～

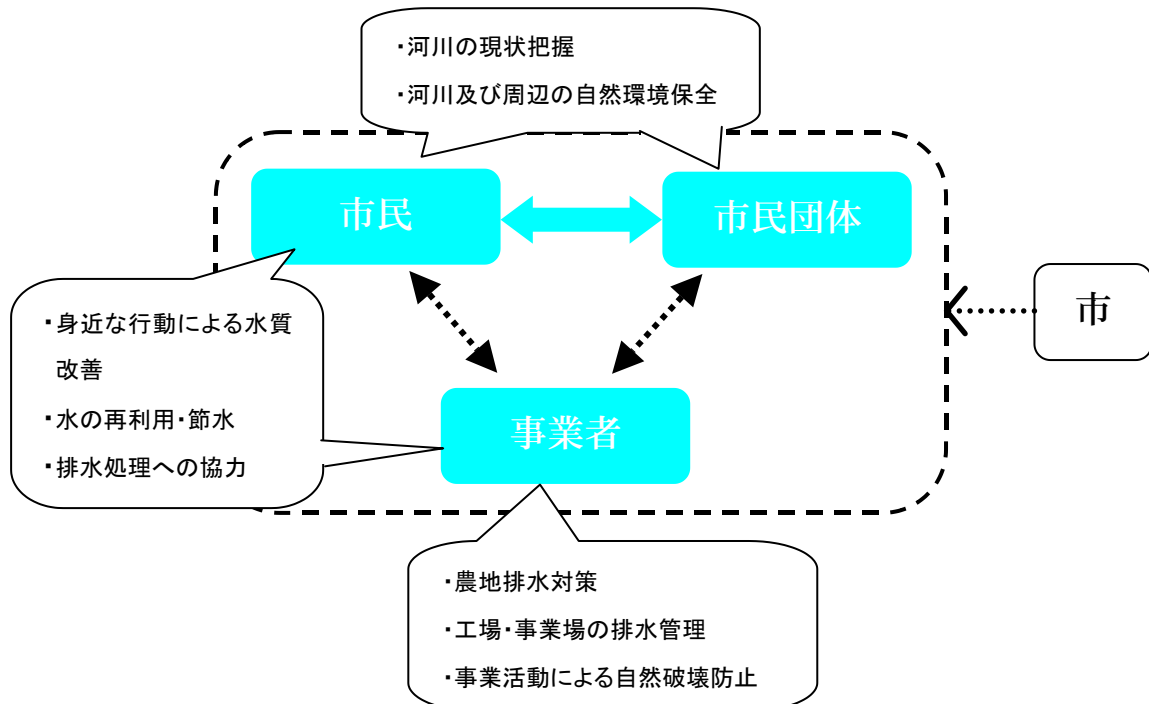
水環境に関しては、現在の状況は比較的良好ですが、それぞれの取り組みの達成度は低い状態にあります。水質汚濁を防止する取り組みのほかに、水を資源として見直すなどトータルの視野に立ちつつ、それぞれの目標の達成に努力します。

| | |
|--|---|
| <p>指標1:環境の状況 [水質(BOD)の環境基準]</p> <p>現状値:0.9mg/L(空知川下金山大橋付近)、 0.8mg/L(空知川尻岸馬内川合流点付近) 目標値:(環境基準 2mg/L 以下)</p> | <p>指標2:市民の取り組み達成度 [食べ物の残りかすや油を流さないように している]</p> <p>現状値:55%(H11) 目標値:90%</p> |
| <p>指標3:事業者の取り組み達成度 [節水を行っている]</p> <p>現状値:23%(H11) 目標値:90%</p> | <p>指標4:市による事業の達成度 [生活排水処理率]</p> <p>現状値:46.7%(H11) 目標値:78.1%(H24)</p> |

目標:10年後の平成22年度目標値、現状:平成12年度現在の数値

【パートナーシップ】

河川の現状把握に関しては、市民団体・市民が主体的に取り組んでいきます。その他の排水対策等については市民・事業者が主体的に取り組み、市が各活動の支援を行います。



市 民 の 行 動 指 針

指針1 身近な行動で水質を改善しよう

具体的な行動提案

| | |
|------------------------|--|
| 「生ごみや油を排水と一緒に流さない」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆油は固形処理して捨てる ☆米のとき汁は畑や植物に与える |
| 「食器洗いや洗濯での洗剤の使いすぎをやめる」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆洗剤は適量を意識する ☆油污れは洗う前に拭き取る ☆環境への負荷の少ない石鹼（廃油石鹼、固形石鹼など）を使用する ☆洗う前に水や温水につけておく |

指針2 水資源の無駄使いをなくそう

具体的な行動提案

| | |
|-------------------|---|
| 「日常的に節水に取り組む」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆日常的に節水に心がける ☆節水仕様の製品に注目する ☆食器洗いや洗濯などはつけおき洗いをする |
| 「雨水や排水の有効活用に取り組む」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆庭の水撒きなど、雨水の積極的活用を進める ☆お風呂残り湯を洗濯や庭の水撒きなど有効活用をすすめる |

指針3 河川の現状を把握しよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------------------|--|
| 「環境教育や学習を通じて、河川の生態系についての知識を高める」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆水辺の環境調査や生き物調査に参加する ☆遊びを通じて水に対しての知識を高める |
|---------------------------------|--|

事 業 者 の 行 動 指 針

指針1 工場・事業場の排水を適正に管理しよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------------|--|
| 「工場や事業場からの排水管理を徹底する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆事業活動から排出される汚水の適正な管理と処理を行う ☆排水の環境基準を守る ☆食器や衣類などの洗剤は適量を意識する ☆環境への負荷の少ない石鹼（廃油石鹼、固形石鹼など）を使用する ☆食器や衣類などは洗う前に水や温水につけておく |
|----------------------|--|

指針2 農地からの排水対策に取り組もう

具体的な行動提案

| | |
|---------------|--|
| 「クリーン農業に取り組む」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆農薬や化学肥料の使用量の低減につとめる ☆家畜糞尿は野積みせず*1、適正に堆肥化して使用する |
|---------------|--|

*1 「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成11年11月に施行され、野積み・素掘りの禁止を明確にすると共に、家畜排泄物の管理の適正化と利用の促進のための措置がとられることになりました。

----- 市民の行動指針 -----

施策1 生活排水対策を進めます

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|-------------------|--------------------------------------|--|------|---------------------|
| 合併処理浄化槽 設置整備事業 | 下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付している | [設置基数] ○85基(H12) →●278基(H19) | ～H19 | 環境生活課 |
| 公共下水道事業 | 富良野市街及び山部市街地区の下水道事業を推進する | [水洗化率] ○82.8%(H12) →●88.8%(H22) | ～H22 | 下水道課 |
| し尿・浄化槽 汚泥処理 | し尿・浄化槽の汚泥処理を行う 今後、生ごみも併せて処理を行う | [施設の処理目標] ○65KL/日・施設(H12) →●施設更新(H15) 60KL/日生ごみ 22t/日 | ～H22 | 富良野地区 環境衛生 組合 |

施策2 工場・事業場の排水対策を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|----------|---|------|-------|
| 啓発・指導・監視 | 水質汚濁防止法に基づき、工場および事業場から排出される水の排出および地下浸透を規制するため、啓発・指導・監視を行う | ～H22 | 環境生活課 |

施策3 農業・畜産系の排水対策を啓発・指導します

| 事業の方針 | | 担当課 |
|---|--|-----|
| 堆肥舎などの施設の整備を促進し、家畜糞尿等の適正な処理に関する啓発・指導を行います | | 農政課 |

施策4 自然の高い浄化機能を備えた河川環境づくりを推進します

| 事業の方針 | | 担当課 |
|--|--|-------|
| 水際・河川敷植生の保全や自然石による護岸整備、河床の改善などの多自然型川づくり*2による河川整備を進める | | 都市整備課 |

施策5 水質の監視体制の整備を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|----------|-------------------------|--------------|------|-------|
| 主要河川水質調査 | 市内を流れる主要河川において水質調査を実施する | 環境基準(A類型)の達成 | ～H22 | 環境生活課 |

*2 まちづくりや様々な土木工事において自然の要素を取り入れ、生態的にも景観的にも自然あふれる都市や田園をつくることを示します。元来、スイスやドイツで行われてきた工法で、日本には1980年代半ばに導入されました。この考え方を参考に、日本の河川を対象として1990年11月建設省河川局より提唱されたものが「多自然型川づくり」です。

計画目標：人と自然が共生するまち

土 壌 環 境 の 保 全
 ～環境にやさしい土づくりに取り組もう～

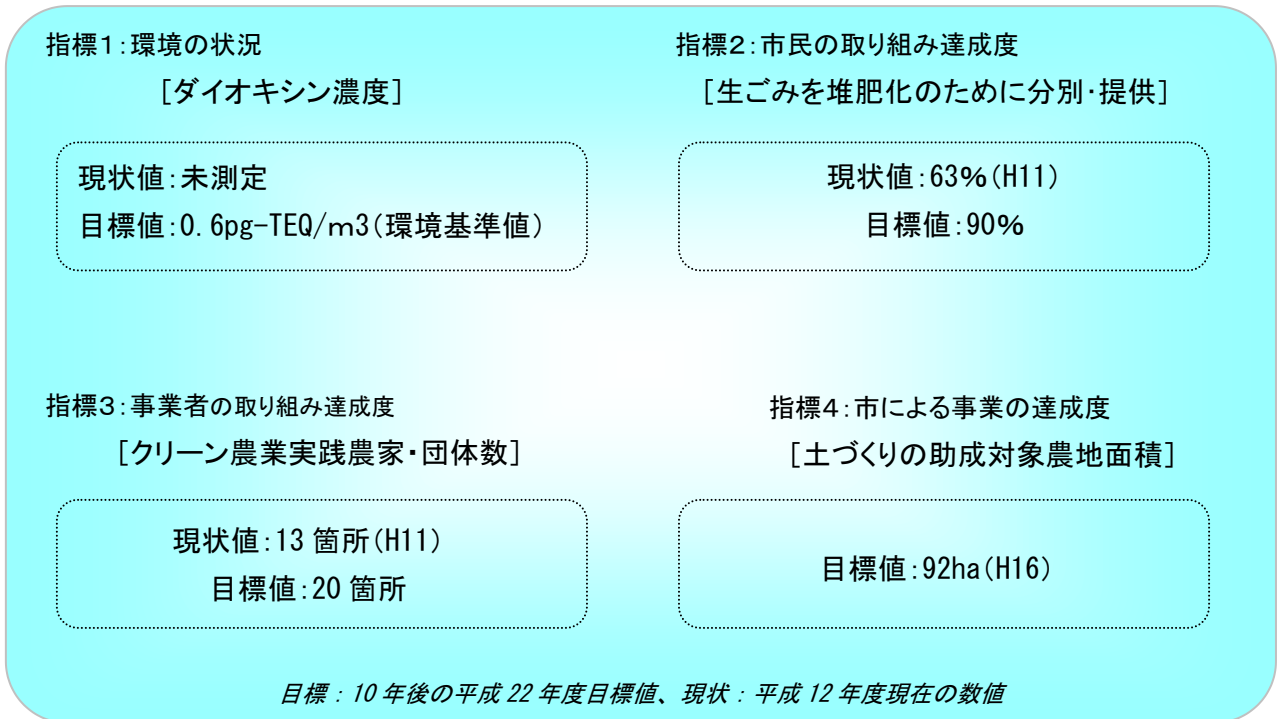
【富良野市における環境行動のあり方】

毎日の生活の中で排出されるごみの中には、家庭の生ごみをはじめとして農作物残さなど堆肥化できるごみがたくさん含まれています。農作物残さの大規模な堆肥化の取り組みだけでなく、各家庭でも堆肥を活用し、ミミズが育つような健康で安全な土づくりに取り組みます。

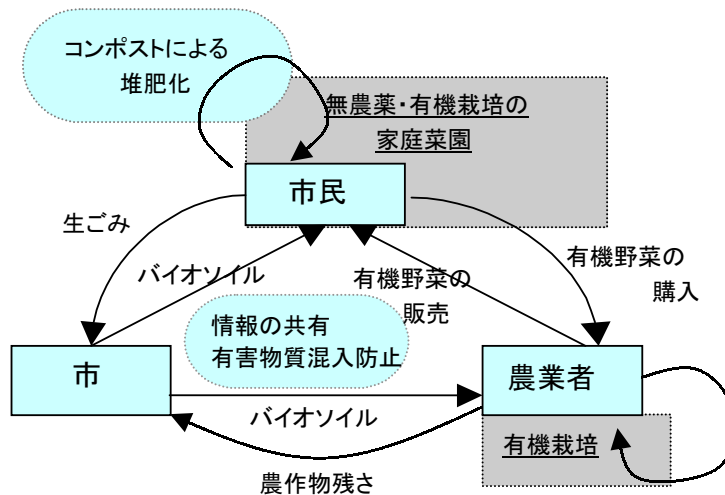
【施策目標と行動指針】

| | |
|-------------------|---|
| ▽ 市民の 行動指針 | <p>行動指針 「環境にやさしい土づくりから生まれた野菜を食べよう」</p> <p>指針1 堆肥を活用して家庭菜園や花壇などの地力をつけよう</p> <p>指針2 環境にやさしい土づくりを理解しよう</p> <p>指針3 地元の安全な農作物を応援しよう</p> |
| ▽ 事業者の 行動指針 | <p>行動指針 「堆肥を活用して環境保全型農業に取り組もう」</p> <p>指針1 堆肥を活用して農地の地力をつけよう</p> <p>指針2 安全な農作物づくりを積極的にPRしよう</p> |
| ▽ 市の 行動計画 | <p>施策目標 「土壌環境の保全」</p> <p>施策1 有害化学物質の適正使用・管理を啓発・指導します</p> <p>施策2 土づくり・堆肥化を推進します</p> <p>施策3 土壌汚染対策の啓発・指導を推進します</p> |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】



市民の行動指針

指針1 堆肥を活用して家庭菜園や花壇などの地力をつけよう

具体的な行動提案

| | |
|------------------------|--|
| 「堆肥を活用し、身近な土壌に地力をつけよう」 | ☆土壌改良剤（バイオソイル）の一層の活用を図る ☆堆肥の活用、農薬や化学肥料の使用抑制などで、積極的な有機栽培を行なう |
| 「有害ごみの適正な処理を行う」 | ☆乾電池や蛍光灯などの有害ごみは適正に分別、処理する ☆有害化学物質の適正な管理・処理をする |
| 「生ごみの利用を考える」 | ☆生ごみの適正な分別により、堆肥としての活用を進める |

指針2 環境にやさしい土づくりを理解しよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|--|
| 「農作物の安全性を理解する」 | ☆農家の人と積極的に交流をし、生産者と消費者が同じ意識を持つ ☆有機農業の体験を通じ、土の大切さを学ぶ |
| 「クリーン農業を応援する」 | ☆虫食い作物や規格外野菜についての理解を深める ☆地元の安全な農作物を注目し、積極的に購入する |

事業者の行動指針

指針1 堆肥を活用して農地の地力をつけよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------|---|
| 「クリーン農業に取り組む」 | ☆農薬や化学肥料の適正な使用を行い、使いすぎない ☆緑肥の利用や輪作、耕種の防除法 ^{*3} などを取り入れ、農薬や化学肥料の使用量を減らす ☆土壌改良剤（バイオソイル）を一層活用を図る ☆家畜糞尿の適正な管理と処理を行う |
|---------------|---|

指針2 安全な農作物づくりを積極的にPRしよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------------|--|
| 「作物の安全性を積極的にPRする」 | ☆自らが生産している作物の安全性に対して責任を持つ ☆自らが生産している作物の安全性を積極的にPRする ☆消費者の人たちと積極的に交流し、消費者と生産者が同じ意識を持つ |
|-------------------|--|

*3 一般的には生物的防除と言われ、化学農薬ではなく様々な生物学的技術によって行う、害虫や雑草の防除のことを指します。例えば、天敵となる生物を放って害虫を捕食させる方法、化学薬品や放射線の照射によって不妊にした雌の害虫を放して繁殖システムを分断させる方法、雄を誘引する性フェロモンを合成し捕らえた害虫を不妊にして放つ方法などがあります。耕種の防除法と呼ばれるものとしては、生物の植栽密度や、種まきの時期を変えることなどで、雑草の生物的防除が可能となる手法を指します。

----- 市の行動計画 -----

施策1 有害化学物質の適正使用・管理を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|---------------|-------------------------------------|---------|------|-------|
| 「PRTR法」に基づく公表 | 「PRTR法」*4に基づき、化学物質の排出に関する情報を市民に周知する | *対象化学物質 | ～H22 | 環境生活課 |

施策2 土づくり・堆肥化を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|-----------|--|---|------|--------------|
| 土づくり促進事業 | 有機物投入による地力維持と、生産性と品質の向上等を図るために必要な土地改良に係る機械借り上げに対して助成を行い、土作りを促進する | [対象農地面積] ・簡易圃場改善推進型 60ha ・有機物導入促進型 32ha | ～H16 | 農政課 |
| クリーン農業の推進 | クリーン農業の推進に伴い、有機物による堆肥化により、積極的に農地還元を行う | [堆肥生産場所] ・富良野地区環境衛生センター ・ふらの農業協同組合 | ～H22 | 富良野地区環境衛生組合等 |

施策3 土壌汚染対策の啓発・指導を推進します

| 事業の方針 | | 担当課 |
|--------------------------------------|--|-------|
| 土壌汚染の状況把握と、有害物質や化学物質の適正な処理を啓発・指導します。 | | 環境生活課 |

*4 「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」（略称：化学物質管理促進法）は、化学物質の適正な管理を促すために平成11年に制定、公布されました。人の健康を損なうおそれがあると認定された化学物質を管理することにより、人の健康および生態系への被害等を未然に防止することを目的としています。

計画目標：人と自然が共生するまち

森林・農地の保全
～ 地域の森林・農地環境を保全し、育てよう ～

【富良野市における環境行動のあり方】

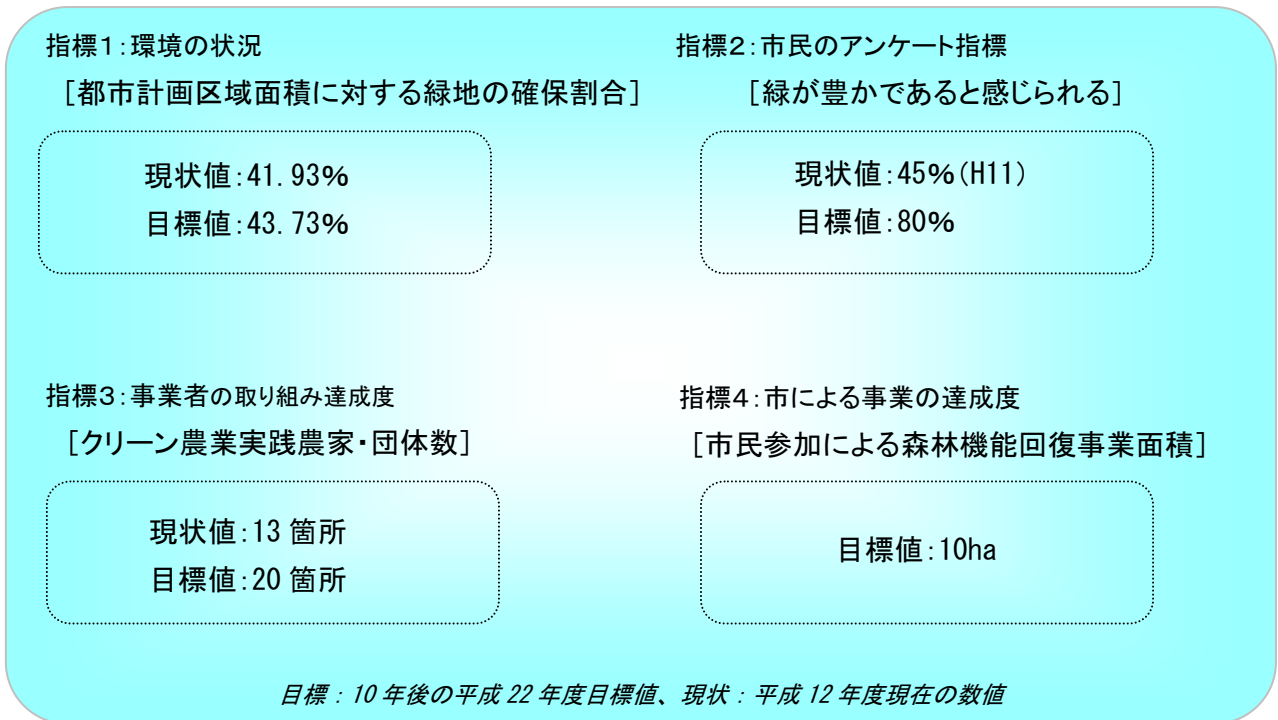
富良野には東大演習林など原生の自然に近い環境が現在まで残されています。また、その他にも個性ある森林や農地環境が市内全域に数多く点在しています。しかし、森林が荒れたり、農地が荒廃しているところも見受けられます。

特に貴重な自然を次世代に引き継ぐと同時に、市内全域に数多く点在するの森林・農地環境を保全・育成していくことが、富良野に受け継がれた環境を保全するための大切な取り組みとなります。

【施策目標と行動指針】

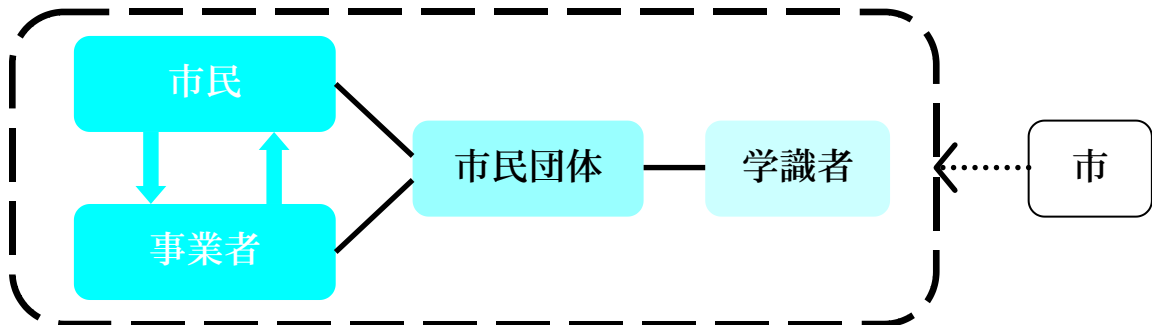
| | |
|-----------|--|
| ▽市民の行動指針 | <p>行動指針 「ふるさと富良野の森と農地を守り、育てよう」</p> <p>指針1 手つかずの自然を守り、次世代に引き継いでいこう</p> <p>指針2 森づくりに積極的に参加しよう</p> <p>指針3 農地活用に積極的に参加しよう</p> |
| ▽事業者の行動指針 | <p>行動指針 「魅力ある農林業を実現し、森林・農地の環境を守ろう」</p> <p>指針1 森林や農地などの自然環境に配慮しよう</p> <p>指針2 魅力ある農林業を実現しよう</p> |
| ▽市の行動計画 | <p>施策目標 「森林・農地の保全」</p> <p>施策1 森林の保全・回復を推進します</p> <p>施策2 農地の保全を推進します</p> <p>施策3 森林や農地の有効活用を推進します</p> <p>施策4 森林や農地の保全に関する啓発活動を推進します</p> |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】

市民、学識者、市民団体及び事業者が連携しつつ行い、市がこれを支援します。



市 民 の 行 動 指 針

指針1 手つかずの自然を守り、次世代に引き継いでいこう

具体的な行動提案

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 「手つかずの自然を知る」 | ☆東大演習林で行われる観察会などに参加し、自然に対する理解を深める |
| 「優れた自然の理解を深める」 | ☆写真や資料をつくり、富良野の優れた自然について幅広くPRしていく |
| 「富良野の自然案内人を育てる」 | ☆自然をわかりやすく説明できる人材を育てる |

指針2 森づくりに積極的に参加しよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|---|
| 「富良野の自然を育てる活動に参加する」 | ☆自然環境の復元・保全活動や緑化活動に積極的に参加する ☆針葉樹だけの森から広葉樹が混ざった森づくりを学ぶ ☆市が行う「市民が造る森の造成事業」に参加する |
|---------------------|---|

指針3 農地活用に積極的に参加しよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------|--|
| 「農地活用に参加する」 | ☆市民農園 ^{*5} を利用する ☆体験農場 ^{*6} を応援する |
|-------------|--|

事 業 者 の 行 動 指 針

指針1 森林や農地などの自然環境に配慮しよう

具体的な行動提案

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 「自然の保全と復元に配慮する」 | ☆事業活動を行う際には、計画段階から自然環境に配慮した検討を行う |
|-----------------|----------------------------------|

指針2 魅力ある農林業を実現しよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------|--|
| 「農地を有効利用する」 | ☆市民農園や体験農場など、農地の有効活用を進める ☆農地を有効活用して、保全し |
| 「森林を保全する」 | ☆生物の多様性 ^{*7} に配慮して、森林を保全していく |

*5 自宅で菜園などを所有できない人のために、地方自治体が都市内の遊休農地を土地所有者から借り受け、休憩所・洗い場・農具舎・ごみ捨て場・便所等を整備し、区画割をして市民に期限付きで有償または無償で貸し付ける農園を指します。1960年代、西ドイツのクラインガルデンを背景に誕生したもので、都市内での遊休農地の有効利用・オープンスペースの確保を可能とし、市民の農作業体験の場等、活動的レクリエーション欲求の高まりに対応して設けられるようになりました。

*6 観光客や市民を広く受け入れ、農作物の栽培・収穫の体験の場を提供する農園を指します。長期間の契約で四季を通じた農業体験をする、もしくは日帰りで収穫などを楽しむ、といった2つのタイプがあります。体験農園は単なる農業体験の場の提供だけではなく、農作物や土などの自然との触れ合いの場、太陽・雨・土・微生物・そして農作物へといった地球環境のつながりを学ぶ事ができる環境教育の場であるといえます。

*7 地球上の全ての生物に関する①種の多様性、②遺伝子の多様性、③生態系の多様性といった3つのレベルの多様性を意味する包括的な概念を示します。特定の地域・種の保全の取り組みだけでは生物多様性の保全は図れないとの認識から、平成4年5月に地球サミットにおいて「生物の多様性に関する条約」が採択されました。ここでは、①生物の多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分、を目的としており、生物多様性国家戦略の策定を保全と持続可能な利用のための一般的措置として挙げています。

市 の 行 動 計 画

施策1 森林の保全・回復を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|-------------|---|-------------------|------|-------|
| 民有林育成事業 | 森林の公益的な機能の発揮や循環利用を促進するために、民有林の適正な保育・管理を森林施業計画に基づき実施する | [管理面積] 5,543ha | ～H22 | 耕地林務課 |
| 市有林造成事業 | 森林の公益的な機能の発揮や循環利用を促進するために、市有林の適正な保育・管理を森林施業計画に基づき実施する | [所有面積] 787ha | ～H22 | 耕地林務課 |
| 市民が造る森の造成 | 市民参加による森林機能回復事業 | [植栽面積] 10ha | ～H22 | 耕地林務課 |
| 森林整備担い手対策事業 | 森林作業の担い手を育成し、森林の荒廃防止を推進する | | ～H22 | 耕地林務課 |

施策2 農地の保全を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|--------------|---|------|-----|
| 農業振興地域の整備 | 総合的に農業の振興を図ることが必要である地域について、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用を進める | H16 | 農政課 |
| 第2次富良野市農業計画 | 魅力ある富良野農業・農村を築いていくための農業経営者の共通の指針 | ～H20 | 農政課 |
| 中山間地域等直接支払事業 | 条件不利地域の農地保全及び耕作放棄地防止を目的とした交付金事業であり、農業及び農村が持つ多面的な機能増進活動を推進する | H16 | 農政課 |

施策3 森林や農地の有効活用を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|--------|---|-----|-------|
| 国土利用計画 | 農業地域は優良農地の確保と保全を図り、森林地域は森林の持つ公益機能を重視し、農業地域との用途間調整と計画的な保全を図る | H17 | 企画振興課 |

施策4 森林や農地の保全に関する啓発活動を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|-------|-------------------|---------------------------------------|------|----------|
| 自然観察会 | 富良野の自然と親しむ集いを開催する | [開催回数] 年4回程度 [開催場所] 鳥沼公園、東大演習林等 | ～H22 | 生涯学習センター |

計画目標：人と自然が共生するまち

大 気 環 境 の 保 全

～ 空気を汚す行動を点検し、きれいな空気を維持しよう～

【富良野市における環境行動のあり方】

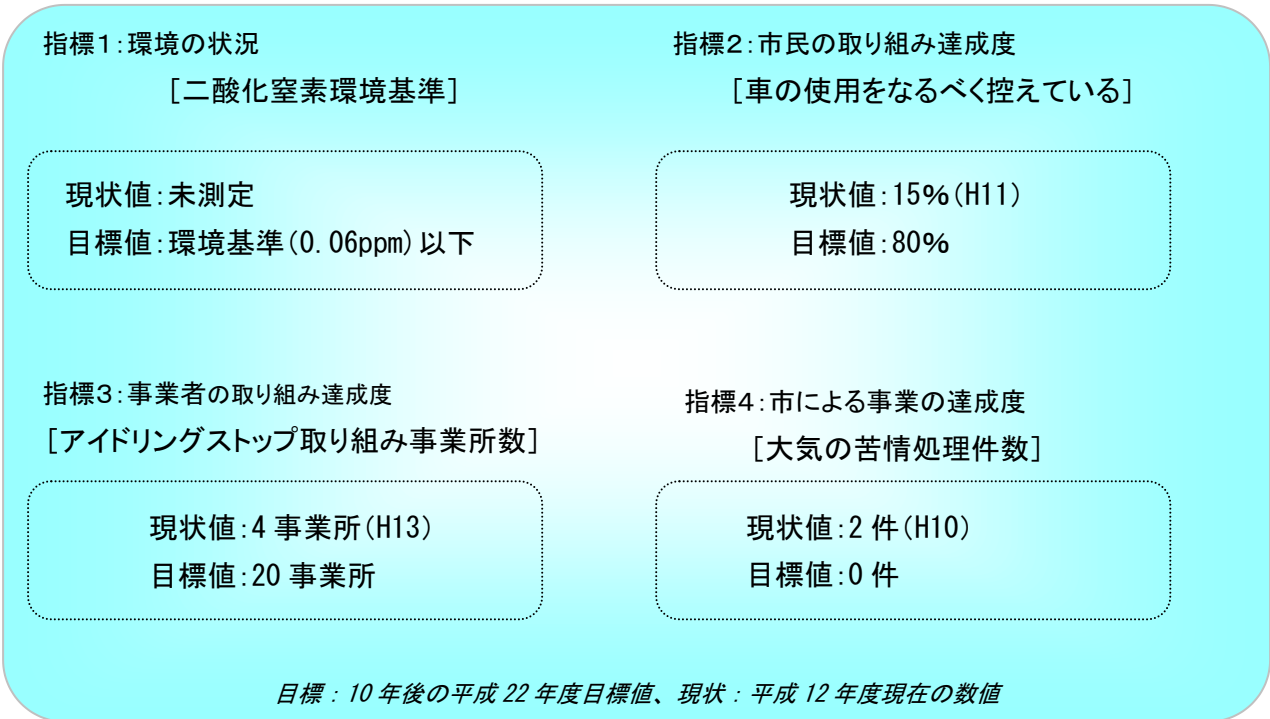
空気を汚す原因としては、自動車からの排気ガスや工場やボイラーからの排気ガス、野焼きなどが挙げられます。特に自動車からの排気ガスは大気汚染の主な原因となっていますが、自動車の排気ガスは日常生活のちょっとした取り組みで減らしていくことができます。

健康で安全な大気環境を守るためには、近い場所へは自転車を活用するなど、自分の生活に合った気遣いや努力から自動車型のライフスタイルを変えることが重要です。また、各種自家焼却による影響も考え、排出ガス対策を一人一人が実践していきます。

【施策目標と行動指針】

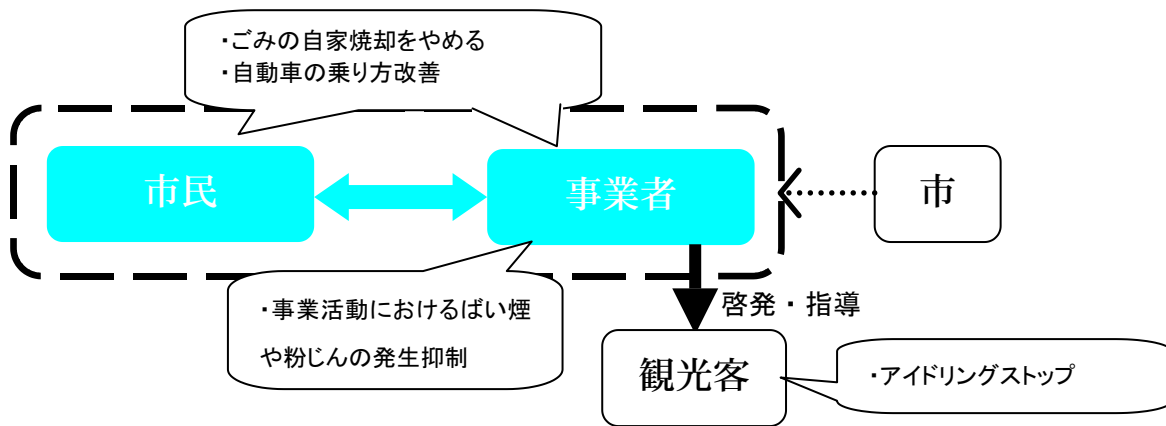
| | |
|-----------|---|
| ▽市民の行動指針 | 行動指針 「空気を汚すライフスタイルを点検しよう」 指針1 自家用車の乗り方を改善しよう 指針2 ごみの野焼きをやめよう |
| ▽事業者の行動指針 | 行動指針 「事業活動に起因する大気汚染を防止しよう」 指針1 自業用車からの排気ガス量を減らそう 指針2 工場・事業所の排出ガス対策を進めよう |
| ▽市の行動計画 | 施策目標 「大気環境の保全」 施策1 自動車の排気ガス対策を啓発・指導します 施策2 工場・事業場の排出ガス対策を啓発・指導します 施策3 ごみの野焼き禁止の指導を徹底します 施策4 大気質の監視体制の整備を推進します 施策5 観光客にもエコドライブを啓発します |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】

市民と事業者が主体的に取り組みながら協力し合い、市はその取り組みを補助します。事業者は、観光客にもアイドリングストップを指導します。



市 民 の 行 動 指 針

指針1 自動車の乗り方を改善しよう

具体的な行動提案

| | |
|-----------------|---|
| 「エコドライブをする」 | ☆無駄なアイドリングを控える ☆車のエアコンは適温を心がける |
| 「自家用車に乗る回数を減らす」 | ☆徒歩や自転車、公共交通で行けるところには車を使わずに行く ☆自分の体力や生活スタイルに合った『徒歩・自転車で行く距離目標』を立てる |
| 「自家用車の保有台数を見直す」 | ☆自分の家の車の使用状況を点検し、保有台数を見直す |

指針2 ごみの野焼きをやめよう

具体的な行動提案

| | |
|--------------|-------------------------------|
| 「ごみの野焼きをしない」 | ☆家庭での野焼き ^{*8} は絶対しない |
|--------------|-------------------------------|

事 業 者 の 行 動 指 針

指針1 自動車からの排ガス排出量を減らそう

具体的な行動提案

| | |
|-----------------|--|
| 「エコドライブをする」 | ☆車の燃費管理を行い、エコドライブの徹底と共に燃費も高める ☆鍵を身につけることで、車から離れるときの無駄なアイドリングをやめる |
| 「事業用車をこまめに点検する」 | ☆自動車の保有台数を見直し、最小で最大の効率が得られるように適正に配置する ☆自動車のメンテナンスを十分に行い、燃費を高めるとともに排ガスの増大を防ぐ |

指針2 観光客に対して、エコドライブをアピールしよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|---|
| 「環境にやさしい富良野をアピールする」 | ☆富良野の魅力と環境保全の関係を、観光情報などの広告に活用する ☆低排出ガス型のレンタカーを導入する |
|---------------------|---|

指針3 工事・事業所の排出ガス対策を進めよう

具体的な行動提案

| | |
|------------------------|------------------------|
| 「工場や事業所からの排出ガス対策を徹底する」 | ☆「ばい煙」「粉じん」の排出量対策を進めます |
|------------------------|------------------------|

*8 平成12年7月施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正法により、廃棄物を焼却施設を用いずに、野外で焼却することが禁止されることになりました。

市 の 行 動 計 画

施策1 自動車の排気ガス対策を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|--------------|--|------|-------|
| JR 利用促進事業 | JR 根室本線・富良野線の利用者を確保し、存続を図る | ～H22 | 企画振興課 |
| バス生活路線維持対策事業 | 路線バスの存続のため、指定バス路線維持対策補助及びバス生活路線維持対策補助を行う | ～H22 | 企画振興課 |
| バス待合所整備補助事業 | 市内のバス待合所を計画的に整備し、利便性の向上に努め、利用者の確保と路線バスの存続を図る | ～H22 | 企画振興課 |

施策2 工場・事業場の排出ガス対策を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|----------|--|------|-------|
| 啓発・指導・監視 | 大気汚染防止法に基づき、事業活動及びその他工事に伴う「ばい煙」「粉じん」の排出量を規制し、有害大気汚染物質対策を施す | ～H22 | 環境生活課 |

施策3 ごみの野焼き却禁止の指導を徹底します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|----------|------------------------------------|------|----------|
| 啓発・指導・監視 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「野焼き」の禁止指導を行う | ～H22 | リサイクル推進課 |

施策4 大気質の監視体制の整備を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|----------|-------------------------------------|--|------------|-------|
| 大気環境測定調査 | 環境基本法に規定されている大気汚染に係る環境基準について調査を実施する | [地点] 富良野・山部市街地の国道付近2地点 [時期] 夏と冬の年2回 [項目] ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質等 | H14 ～22 | 環境生活課 |

施策5 観光客にもエコドライブを啓発します

| 事業の方針 | 担当課 |
|---|-------|
| 環境に優しい富良野をPRするための広報活動などを通し、エコドライブの啓発・指導を行ないます | 環境生活課 |

計画目標：人と自然が共生するまち

野生動植物の保護管理
～ 野生動植物の生息・生育の観点から富良野の自然を見直そう～

【富良野市における環境行動のあり方】

富良野に受け継がれる豊かな自然には、多くの野生動植物が存在します。それらの中には貴重な動植物種もたくさんあり、それらは次世代への自然遺産として守り、受け継ぐべきものです。

しかし、野生動植物の生息・生育環境については十分に把握されている状況ではなく、今後は、“野生動植物との共存環境”という生態系の観点で富良野の自然を見なおし、情報を収集して検討し、市民の生活と自然生態系の共存を目指していきます。

【施策目標と行動指針】

| | |
|-------------------|--|
| ▽ 市民の 行動指針 | 行動指針 「野生動植物の視点から自然を見直そう」 |
| | 指針1 野生動植物の分布と生態を積極的に知ろう 指針2 富良野の在来種を知り、守ろう 指針3 市街地・森林・農地の緑の連続性をつくろう |
| ▽ 事業者の 行動指針 | 行動指針 「野生動植物との共存環境をつくろう」 |
| | 指針1 野生動植物との共存環境をつくろう 指針2 市街地・森林・農地の緑の連続性をつくろう |
| ▽ 市の 行動計画 | 施策目標 「野生動植物の保護管理」 |
| | 施策1 野生動植物の保護管理及び生息・生育環境の保全を推進します 施策2 身近な動植物調査を推進します 施策3 野生動植物の保護管理に関する啓発活動を推進します |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～

指標1:環境の状況

[きれいな水で見られる水生昆虫が
市内の河川で見られる]

目標値:調査河川の8割

指標2:市民のアンケート指標

[様々な動植物が生息し、自然が豊かである]

現状値:24%(H11)
目標値:70%

指標3:事業者の取り組み達成度

[敷地内の緑化に努めている]

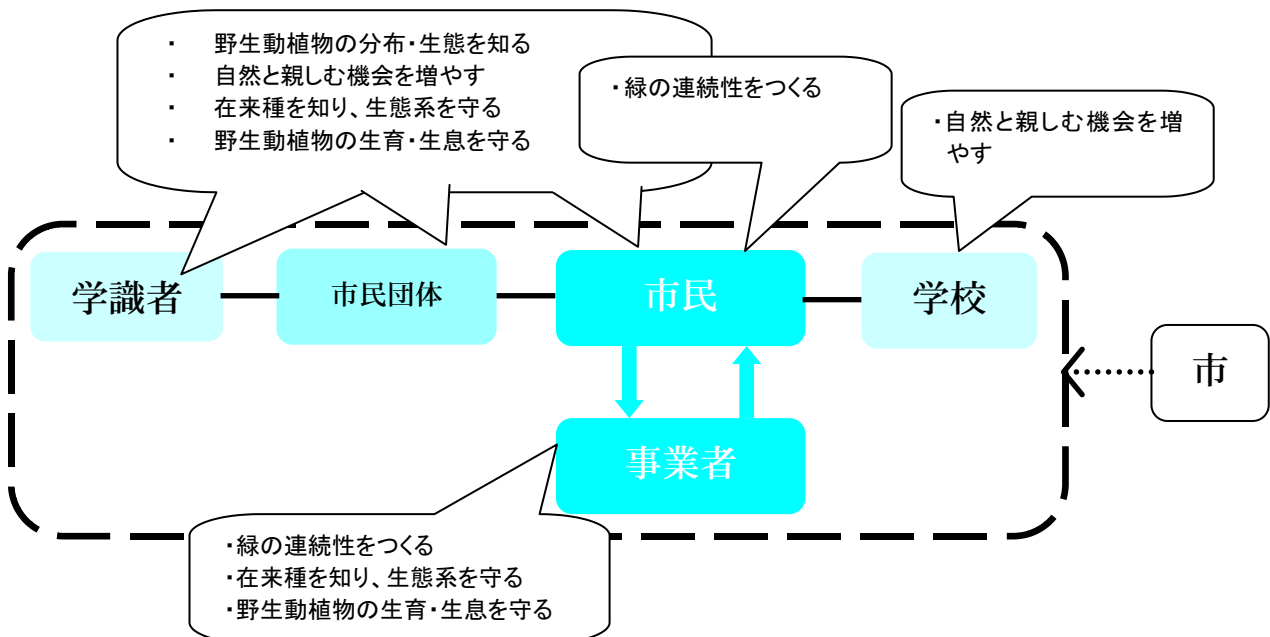
現状値:38%(H11)
目標値:60%

目標:10年後の平成22年度目標値、現状:平成12年度現在の数値

【パートナーシップ】

野生動植物の分布・生態把握、在来種の把握・保全に関しては学識者・市民団体・市民が連携しながら進め、市がこれを支援します。

緑のネットワーク化については、市民及び事業者（農林業）が中心となって行い、市がこれを支援します。野生動植物の生育・生息環境の保全は、学識者、市民団体、市民及び事業者（開発事業者）が中心となって行い、自然と親しむ機会の増加は学校、学識者、市民団体及び市民が連携しつつ行い、市がこれを支援します。



市民の行動指針

指針1 野生動植物の分布と生態を積極的に知ろう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|--|
| 「学習機会を増やす」 | ☆市民団体や学校、市などが行っている野生動植物の分布や自然環境学習会に参加する ☆東大演習林が行っている自然観察会に参加する ☆市民参加型の身近な生き物調査に参加する ☆子供と学校で学んできた環境に関する事項について話し合う ☆自然地に行くときは、ポケット辞書などを持っていく |
| 「自然に親しむ機会を増やす」 | ☆週末など自然の中で遊ぶ機会を決めたり、増やす |

指針2 富良野の在来種^{*9}を知り、守ろう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|--|
| 「ペット飼育のマナーを守る」 | ☆動植物を育てる際は、どのような生き物であるかをよく知り、周辺動植物への影響を考え、適切に管理する。 ☆動植物を育てる際は、飼い主としての自覚を持ち、安易に捨てたりしない |
|----------------|--|

指針3 市街地・森林・農地の緑の連続性をつくろう

具体的な行動提案

| | |
|------------|---|
| 「身近な緑を増やす」 | ☆庭木を増やし、屋敷林を復元する ☆ベランダや屋上で鳥が訪れるような緑空間を育てる ☆植樹祭、育樹祭に参加する |
|------------|---|

事業者の行動指針

指針1 野生動植物との共存環境をつくろう

具体的な行動提案

| | |
|-----------------|--|
| 「なるべく自然に手を加えない」 | ☆各種事業活動では自然に手を加える場合には、環境への影響を最小限にとどめる ☆各種事業活動によって自然に手を加えた場合には、復元を行う |
| 「在来の野生動植物に配慮する」 | ☆自然の復元に努めるときには、在来の動植物に配慮する |

指針2 市街地・森林・農地の緑の連続性をつくろう

具体的な行動提案

| | |
|------------|------------------|
| 「身近な緑を増やす」 | ☆建物敷地内に樹木や草花を育てる |
|------------|------------------|

*9 在来種とは元来その地に生息する動植物種を示します。現在問題とされているのが、その反対にあたる外来種の扱いです。外来種とは2種類あり、一般的には「通常の分布域外に出現している種を指します。しかし、侵入種と呼ばれる「外来種のうち生態系、生息域、種に危害を与えるもの」は、地域に元来生息する、在来種との生存競争が起こり、在来種が絶滅の危機に陥るといった状況も発生しています。在来種の保護と外来種の有効活用のため、生物多様性条約では予防・導入・影響緩和のための原則を検討しています。

----- 市の行動計画 -----

施策1 野生動植物の保護管理及び生息・生育環境の保全を推進します

| 事業名 | 事業方針 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 野生動植物の保護管理 | 野生動植物に関する知識や接し方等の普及啓発を行うとともに、関係機関、団体等と連携した取り組みを推進する | 環境生活課 |

施策2 身近な動植物調査を推進します

| 事業名 | 事業方針 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| 自然環境調査 身近な生き物調査 | 自然生態の動植物相の把握を行うため、自然環境に関する現地調査(学術的調査・身近な生き物調査)を行う | 環境生活課 |

施策3 野生動植物の保護管理に関する啓発活動を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|----------------|---|------|-----|
| 郷土学習資料 発行事業 | 郷土の歴史、自然、文化などに対する学習欲求の高まりに対応する基礎的な資料を刊行する | ～H22 | 郷土館 |

計画目標：循環型社会を構築するまち

ごみの減量化・リサイクル対策

～ 市民・事業者の連携で、ごみ減量の取り組みを広げよう ～

【富良野市における環境行動のあり方】

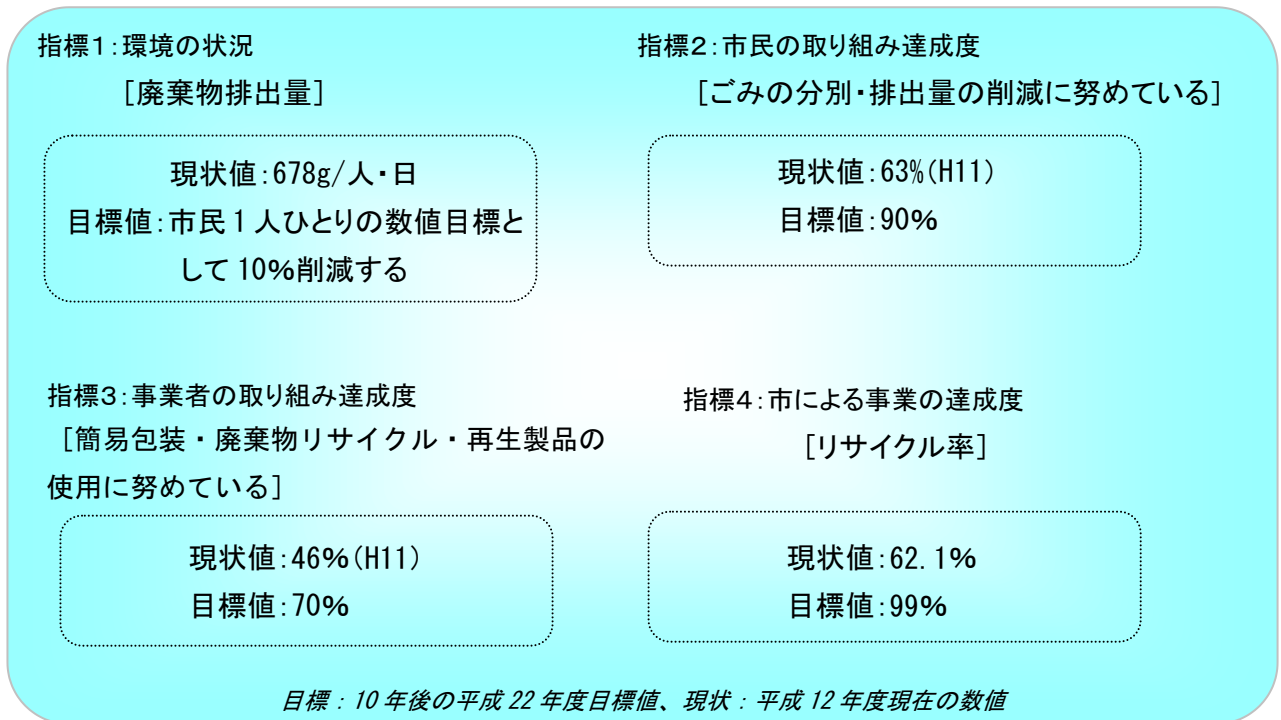
市はごみ問題に対して先進的な取り組みを続けてきており、リサイクル率も高い水準を維持しています。

長年の取り組みを活かし、これからのリサイクルとごみの減量を改めて考え直すと共に、リサイクルの意義について再確認し、市民全員が使い捨てる文化から脱却して、物を大切にしていける文化を育てていきます。

【施策目標と行動指針】

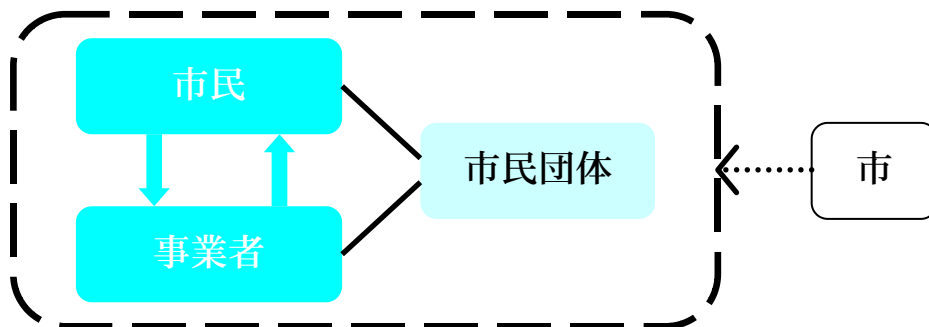
| | |
|-------------------|--|
| ▽ 市民の 行動指針 | 行動指針 「ごみを減らし、リサイクルしよう」 |
| | 指針1 ごみをなくす社会を目指そう 指針2 環境にやさしい製品の流通を地域で支援しよう 指針3 不法投棄が起きない社会にしよう |
| ▽ 事業者の 行動指針 | 行動指針 「ごみがゼロになる製品生産・販売を実現しよう」 |
| | 指針1 製品の生産・販売段階でごみを減らそう 指針2 製品の消費段階まで考え、ごみを減量しやすい工夫をしよう |
| ▽ 市の 行動計画 | 施策目標 「ごみの減量化・リサイクル対策」 |
| | 施策1 ごみの分別収集を推進します 施策2 ごみの資源化・リサイクルを推進します 施策3 廃棄物に対する監視体制の整備を推進します 施策4 ごみ減量化・リサイクルに関する啓発活動を推進します |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】

市民・事業者が主体となって協力しながら取り組み、市民団体及び市がこれらの活動を支援します。



市 民 の 行 動 指 針

指針1 ごみをなくす社会を目指そう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|---|
| 「ごみを家庭に持ち込まない」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆過剰包装を断る、過剰包装の商品を避ける ☆買い物袋を持参する ☆ばら売りや量り売りなどシンプル包装の売り方、買い方を見直す |
| 「ものを大切に使う」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆使わなくなったときにフリーマーケットやリサイクルショップに出せるように日常的にものを大切に使う ☆使えるものはフリーマーケットやリサイクルショップに出す ☆リサイクルに関する情報のやり取りを活発にする |
| 「生ごみは堆肥化する」 | ☆生ごみは堆肥にし、ごみを減らす |

指針2 環境にやさしい製品の流通を地域で支援しよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|---|
| 「環境にやさしい製品を選ぶ」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆再利用製品やリサイクル可能製品など、環境への負荷の少ない製品を選ぶ ☆エコマークやグリーンマークに注目する |
|----------------|---|

指針3 不法投棄が起きない社会にしよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|---|
| 「きれいなまちにして不法投棄をなくす」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆不法投棄やポイ捨ては絶対にしない ☆不法投棄されないように市全域をきれいにする |
|---------------------|---|

事 業 者 の 行 動 指 針

指針1 製品の生産・販売段階でごみを減らそう

具体的な行動提案

| | |
|---------------|---|
| 「生産活動の見直しをする」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆廃棄物のない、ゼロエミッション*10を目指す ☆環境マネジメントシステム*11を導入し、事業活動全体の省資源、省エネルギー型製品の開発、生産など環境管理に取り組む |
|---------------|---|

指針2 製品の消費段階まで考え、ごみを減量しやすい工夫をしよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|---|
| 「ごみの出ない消費活動を支援する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆簡易包装の商品の生産や販売を積極的に進める ☆詰め替え用商品の生産や販売を積極的に進める ☆買い物袋を持参した人への利益還元に取り組む ☆トレー入り、ラップ二重など過剰包装は自粛する |
| 「分別やリサイクルの支援体制を整える」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆リサイクル製品の製造、販売を進める ☆リサイクルできる製品の製造販売を進める ☆製品に分別を支援する表示（材料名、リサイクルの可否）を行う ☆事業所内でごみの減量と分別のチェック体制を考える |

*10 平成6年に国際連合大学が提唱した構想で、生産・製造過程において排出される廃棄物を他の部門の資源として活用する事により、環境に与える負荷をなくす循環型産業システムを意味します。ゼロエミッションの提唱者であるグンター・パウリ氏は、「ゼロエミッションとは単に一産業工場でのリサイクルテクノロジーではなく、その実現のためには自然のモデルに学び、自給のための教育をし、現在の中央集中化のシステムに見られる非効率をなくし、生産・分配・政策決定の地方分散が必要である。」説き、21世紀の社会経済モデルとしての「自立循環型社会」であるととしています。

*11 企業や事業所が、法令等の遵守の枠にとどまらず、自主的かつ積極的な環境保全行動を推進するシステムで、計画(PLAN)・実践(DO)・点検/評価(CHECK)・見直し(ACTION)という一連のサイクルの繰り返しにより、継続的な環境負荷の低減を図ろうとするものです。ここで設定された方針や目標の達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、そのための工場・事業所等における体制や手続きを「環境マネジメントシステム」といいます。また、平成8年からはISO14001として環境マネジメントシステムの国際標準規格が発行されました。

----- 市の行動計画 -----

施策1 ごみの分別収集を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|-----------|--|------|----------|
| 新ごみ分別処理計画 | 平成12年3月に、環境に負荷の少ない資源循環型を基本として一般廃棄物処理計画の見直しを行い、14種分別を実施する | ～H22 | リサイクル推進課 |

施策2 ごみの資源化・リサイクルを推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|---------------------|---|------------|------|
| 農業用廃プラスチック類適正処理対策事業 | 農業生産に伴い排出される廃プラスチック類の適正処理を啓蒙及び推進するとともに、排出量抑制のために新素材資材の利用を推進する | ～H22 | 農政課 |
| 汚泥資源リサイクル協定事業 | 公共下水道終末処理場から発生する脱水汚泥を、農業団体との協定により汚泥コンポストを製造し、農地に還元する | H14 ～22 | 下水道課 |

施策3 廃棄物に対する監視体制の整備を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|--------------|----------------------|------|----------|
| 不法投棄の監視意識の啓発 | 不法投棄に対する監視及び意識の啓発を行う | ～H22 | リサイクル推進課 |

施策4 ごみの減量化・リサイクルに関する啓発活動を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|------------|--|------|----------|
| ごみの減量化対策事業 | ①使い捨て商品は買い控える、②使えるものは使えなくなるまで使う、③故障したら修理して使う、④買い物かごを使用する、⑤過剰包装は断る、など生活の中での小さな努力の積み重ねが大切であることを啓蒙・啓発する | ～H22 | リサイクル推進課 |
| 意識の啓発 | 小学校社会科副読本の作成等を通じて、ごみの減量と分別の徹底を図り、自然環境に配慮した適正処理に努める | ～H22 | リサイクル推進課 |

計画目標：循環型社会を構築するまち

資源・エネルギーの有効利用
 ～資源・エネルギーを次世代に引継ごう～

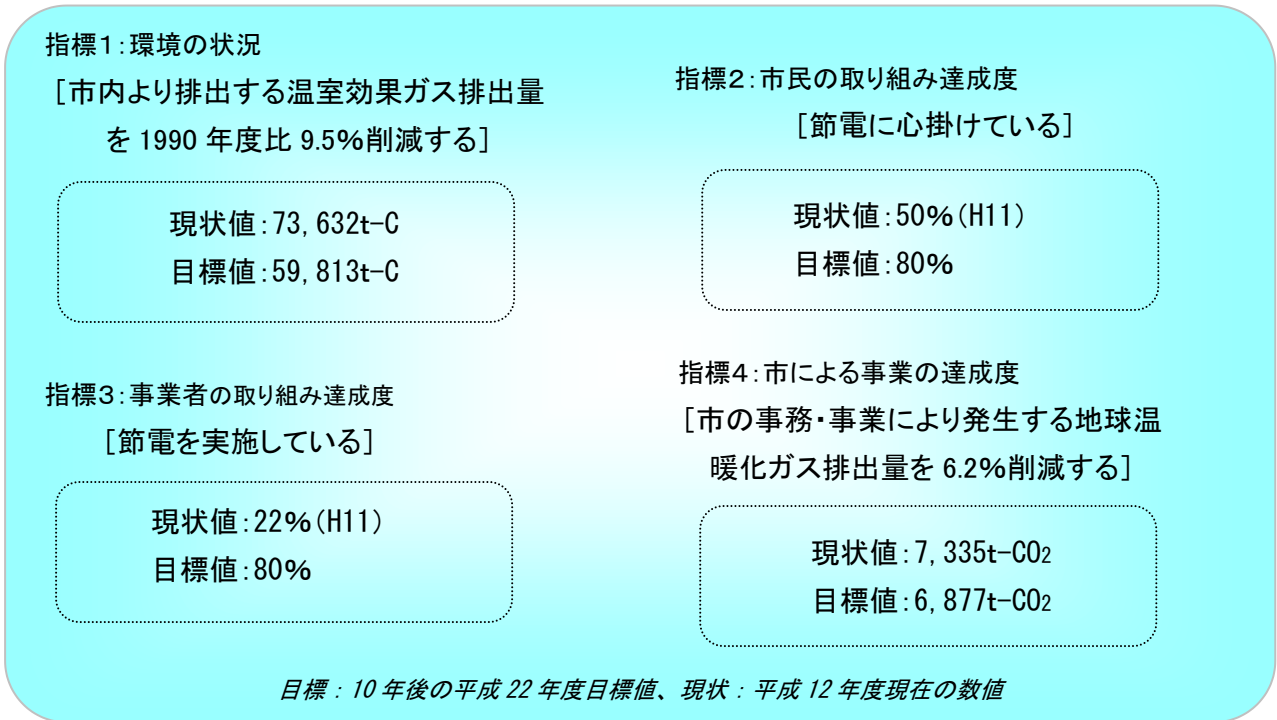
【富良野市における環境行動のあり方】

私たちの生活は、つい多くの資源やエネルギーを使いがちです。資源・エネルギーを次世代に引き継ぐためには、ライフスタイルを見直して、資源やエネルギーの無駄な使用をなくした生活を実践していくと共に、自然エネルギー・未利用エネルギーの活用を考えていくことが大切な取り組みとなります。

【施策目標と行動指針】

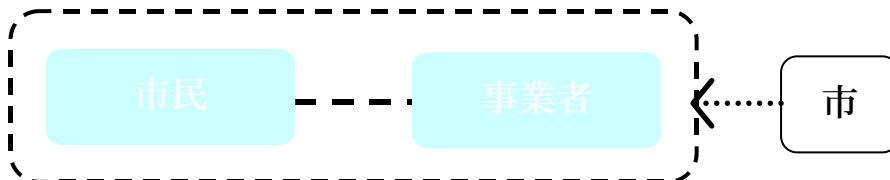
| | |
|-----------|-----------------------------------|
| ▽市民の行動指針 | 行動指針 「省エネ生活を実践しよう」 |
| | 指針1 省エネ生活を実施しよう |
| | 指針2 気候風土に適応した住宅にしよう |
| | 指針3 省エネルギー型の日常生活・地域社会づくりを目指そう |
| ▽事業者の行動指針 | 行動指針 「省エネと新たなエネルギー利用を考えよう」 |
| | 指針1 生産活動におけるエネルギー利用を見直そう |
| | 指針2 自然エネルギー・未利用エネルギーを考えよう |
| | 指針3 省エネルギー型の地域社会を検討しよう |
| ▽市の行動計画 | 施策目標 「資源・エネルギーの有効利用」 |
| | 施策1 地下水の涵養を高めます |
| | 施策2 水資源の有効利用を推進します |
| | 施策3 自動車利用の自粛を推進します |
| | 施策4 省エネルギー型の都市基盤の整備を推進します |
| | 施策5 省資源・省エネルギーに関する啓発活動を推進します |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】

市民・事業者が主体となって取り組み、市が各活動を支援します。



市 民 の 行 動 指 針

指針1 省エネ生活を実施しよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------------|--|
| 「節電に取り組もう」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆家電などの主電源は、こまめに切るように心がける ☆コンセントをこまめに抜き、待機電力の節電に取り組む ☆冷暖房の設定温度を適正温度に保つ ☆冬は服を1枚多く身につけ、暖房の使いすぎをやめる ☆家電製品の購入時には省エネルギー製品を選択する |
| 「節水に取り組もう」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆水道利用の際には、つねに節水を心がける |
| 「省エネルギー生活を 実現しよう」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆自動車利用の際は、空ぶかしや無駄なアイドリングをしないように努める |

指針2 気候風土に適応した住宅にしよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------------------------|---|
| 「北方型建築 ^{*12} を 考えよう」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆冬の寒さや雪に強い建築を取り入れよう |
|----------------------------------|---|

指針3 省エネルギー型の日常生活・地域社会づくりを目指そう

具体的な行動提案

| | |
|--|---|
| 「エネルギーの利用を 考える」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆家畜のふん尿により生じるメタンガスの有効活用を考える ☆太陽光（熱）や雪のエネルギー利用について考える ☆バイオマスエネルギーの利用を考える |
| 「廃熱利用（コ・ジェネレーション ¹³ ）を検討する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆現在の廃熱を点検し、有効活用を検討する |

事 業 者 の 行 動 指 針

指針1 生産活動におけるエネルギー利用を見直そう

具体的な行動提案

| | |
|------------------------|---|
| 「省エネルギー型の 事業活動を見直す」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ライフサイクルアセスメント^{*14}の導入により、資源とエネルギーの利用の無駄を見直す |
|------------------------|---|

指針2 省エネルギー型の事業活動・地域社会づくりを検討しよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------------------|---|
| 「エネルギーの利用を 考える」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆家畜のふん尿により生じるメタンガスの有効活用を考える ☆太陽光（熱）や雪のエネルギー利用について考える ☆バイオマスエネルギーの利用を考える |
| 「廃熱利用（コ・ジェネレーション）を検討する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆現在の廃熱を点検し、有効活用を検討する |

*12 北海道立寒地住宅都市研究所では、北海道の住宅にとって欠かせない性能として「北方型住宅」の基準を6つ挙げています。1つめは基本性能で、耐久性・バリアフリー性・省エネルギー性についてそれぞれ一定の性能を確保すること、2つめは暖房方式で、集中暖房等とし住宅内の室温を適正に確保すること、3つめは換気方式で、必要な換気量や換気経路を適正に確保すること、4つめは通気層の設置で、外壁には原則として通気層を設けること、5つめは乾燥材の使用で、木造住宅の場合その主要構造部等については含水率20%以下の木材を使用すること、最後に使用木材で、在来木造住宅の場合、柱の張間方向及び桁行き方向の小径は10.5cm以上とすること、となっています。

*13 広義に捉えた場合、1つの装置から複数のエネルギーを得る事とされていますが、一般的には発電と同時に発生した廃熱を利用して、給湯・暖房などを行なうエネルギー供給システムを指します。そのエネルギー利用効率は、石油の場合52%が75%程度、LPガスの場合35%が80%程度にもなります。特に家庭用燃料電池によるコ・ジェネレーションの導入は、1次エネルギー消費量の21%削減、二酸化炭素排出量の27%削減、窒素酸化物排出量の66%削減、年間光熱費の19%削減といった効果を持ちます。

*14 製品やサービスなどが及ぼす各種の環境負荷（エネルギー投入量、排出物総量等）を、その製品等のライフサイクル（原料採取からリサイクル・廃棄等まで）の全段階において、総合的な観点から定量的に分析・評価する手法です。平成9年6月にISO14040として国際標準規格が発行され、11月にはJISQ14040として日本工業規格となりました。ここではライフサイクルアセスメントを「サービスを含む製品に付随して生じる影響をより良く理解し、軽減するために開発された1つの技法」であるとし、実施する際に必要とされる目的と調査範囲の設定、イベントリ分析、環境影響評価、結果の解釈という4つのステップが明確にされました。

----- 市の行動計画 -----

施策1 地下水の涵養機能を高めます

| 事業の方針 | 担当課 |
|--------------------------------------|-------|
| 水土保全林の適正な維持管理を進めることによって、地下水の涵養機能を高める | 耕地林務課 |

施策2 水資源の有効利用を推進します

| 事業の方針 | 担当課 |
|---|------------|
| 公共施設において節水型器具の導入等を進め、節水に取り組むとともに、日常生活や事業活動における節水を推進する | 総務課 財政課 |

施策3 自動車利用の自粛を推進します

| 事業の方針 | 担当課 |
|--|-------|
| 自動車の使用に当たっては、アイドリングストップなど環境に与える負荷の少ない運転を推進するとともに、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど自動車利用の自粛運動を進める | 環境生活課 |

施策4 省エネルギー型の都市基盤の整備を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|---------------|------------------------------------|-----|-------|
| 住宅マスタープラン策定事業 | 公共、民間における良質な住宅建設、環境保全に向けた景観形成を促進する | H14 | 建築住宅課 |

施策5 省資源・省エネルギーに関する啓発活動を推進します

| 事業の方針 | 事業年 | 担当課 |
|--|------|-------|
| 上水道・電力等の資源・エネルギーの使用量を把握・公表を行う | ～H22 | 環境生活課 |
| 省資源・省エネルギーに関するパンフレットなどの配布、イベントの開催を推進する | ～H22 | |

計画目標：ゆとりと潤いの感じられるまち

魅力ある景観の創出

～富良野の美しい景観を維持し、さらに育てよう～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

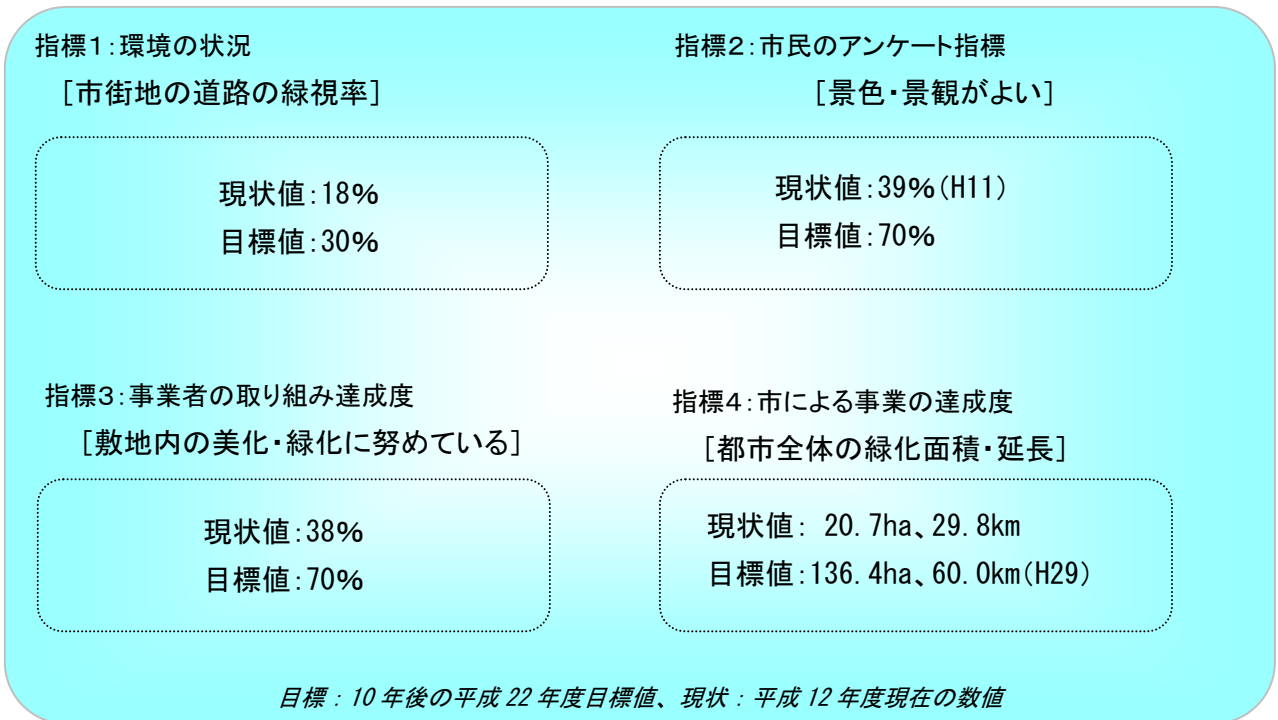
富良野には、農地や森林が調和した、見るものに豊かさを感じさせる景観が広がっています。富良野らしいこれらの景観を維持し、傷ついたところは修復していくことが必要となります。

この富良野らしい景観のすばらしさは、山岳景観を背景とし、豊かな自然や広がりある農地が組み合わさっていることです。この景観を市民一人ひとりの協力の下に守り育て、手を加えたところを復元していくことは、地域にとってとても大切な取り組みです。

【施策目標と行動指針】

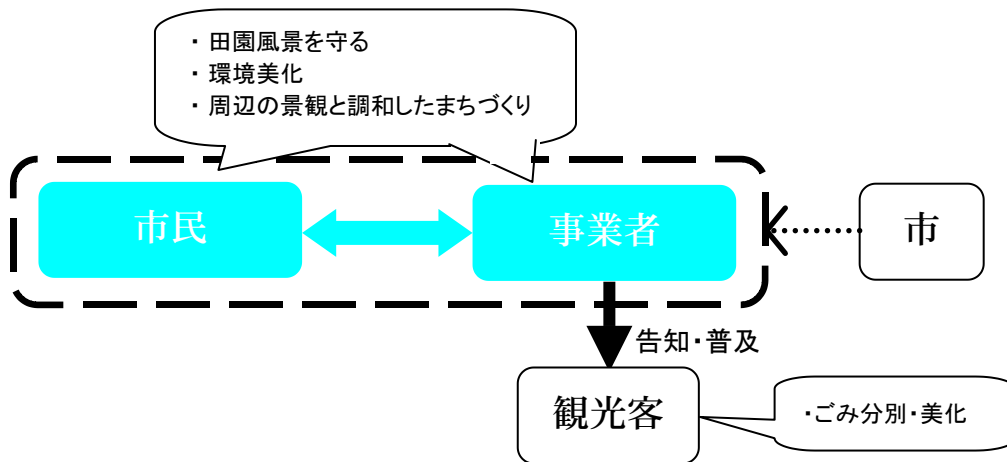
| | |
|-----------|---|
| ▽市民の行動指針 | <p>行動指針 「美しい田園風景を守り育てよう」</p> <p>指針1 みんなで環境美化に努めよう</p> <p>指針2 美しい田園風景を守り育てよう</p> |
| ▽事業者の行動指針 | <p>行動指針 「地域の環境美化に積極的に協力しよう」</p> <p>指針1 美しい田園風景を守り育てよう</p> <p>指針2 地域の環境美化に積極的に協力しよう</p> |
| ▽市の行動計画 | <p>施策目標 「魅力ある景観の創出」</p> <p>施策1 「ふらの景観ガイドプラン」に基づいた景観づくりを推進します</p> <p>施策2 環境美化の取り組みを推進します</p> <p>施策3 魅力的な景観をつくるための土地利用を推進します</p> |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】

市民・事業者が自主的に田園風景の保全、環境美化に取り組み、美化に関しては事業者が観光客に普及・啓発も行います。市がこれらの取り組みに対し支援します。



----- 市民の行動指針 -----

指針1 みんなで環境美化に努めよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|---|
| 「地域を美化する気持ちを育てる」 | ☆自分の身の回りを美しくする気持ちを育てる ☆幼いころから、環境美化の気持ちを育てる |
| 「自分の身の回りからきれいにする」 | ☆庭や自宅の建物を美しく保ち、周辺の景観との調和に配慮する ☆地域の環境美化活動に参加し、みんなで地域をきれいにする取り組みを活発にする |
| 「きれいなまちにして不法投棄をなくす」 | ☆不法投棄やポイ捨ては、絶対にしない ☆不法投棄されないように、市全域をきれいにする |

指針2 美しい田園風景を守り育てよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------|--------------------------|
| 「農地活用に参加する」 | ☆市民農園を活用する ☆体験農場を応援する |
|-------------|--------------------------|

----- 事業者の行動指針 -----

指針1 美しい田園風景を守り育てよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|--|
| 「農地景観を保全、復元する」 | ☆農地景観に配慮した建造物・土地利用につとめる ☆事業活動を行った結果、農地景観に悪影響を与えている場所は緑化などによって景観の修復を図る |
| 「農地を有効利用する」 | ☆市民農園や体験農場など、農地の有効活用を進める ☆農地を有効活用して、保全していく |
| 「森林を保全する」 | ☆生物の多様性に配慮して、森林を保全していく |

指針2 地域の環境美化に積極的に協力しよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 「不法投棄をなくす」 | ☆不法投棄は、絶対にしない ☆事業所内で不法投棄の管理体制を考える |
| 「地域の環境美化活動に参加・協力する」 | ☆地域の環境美化活動に積極的に参加・協力する |

----- 市の行動計画 -----

施策1 「ふらの景観ガイドプラン」に基づいた景観づくりを推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|--------|---|------|--------|
| 都市景観事業 | 「ふらの景観ガイドプラン」に基づき、市街地周辺の豊かな自然と調和し、四季折々の美しい景観を創出し、住宅景観、商店街景観等の地区の個性によって形成される景観をまとまりあるものにし、「まちごと公園」を創出します | ~H22 | 街なみ整備課 |

施策2 環境美化の取り組みを推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|----------|--|------|-------|
| 地域環境美化運動 | 生活環境を守り・育むために、地域ぐるみで道路や公園、花壇、側溝等の清掃活動・美化活動を推進します | ~H22 | 環境生活課 |

施策3 魅力的な景観をつくるための土地利用を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|---------------------------|--|------|--------|
| 国土利用計画 富良野市計画の 策定事業 | 都市地域内の土地利用について、定期的な見直しを行い、土地の高度利用と都市機能の増進及び生活環境整備を推進する | H17 | 企画振興課 |
| 都市計画区域・ 用途地域の見直し | 長期的な視点に基づいた市街地内の土地利用の促進、効果的な土地利用規制による良好な市街地の形成を促進します | ~H22 | 街なみ整備課 |

計画目標：ゆとりと潤いの感じられるまち

身近に自然とふれあう空間の創出
～花と緑を増やして、富良野をまちごと公園にしよう～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

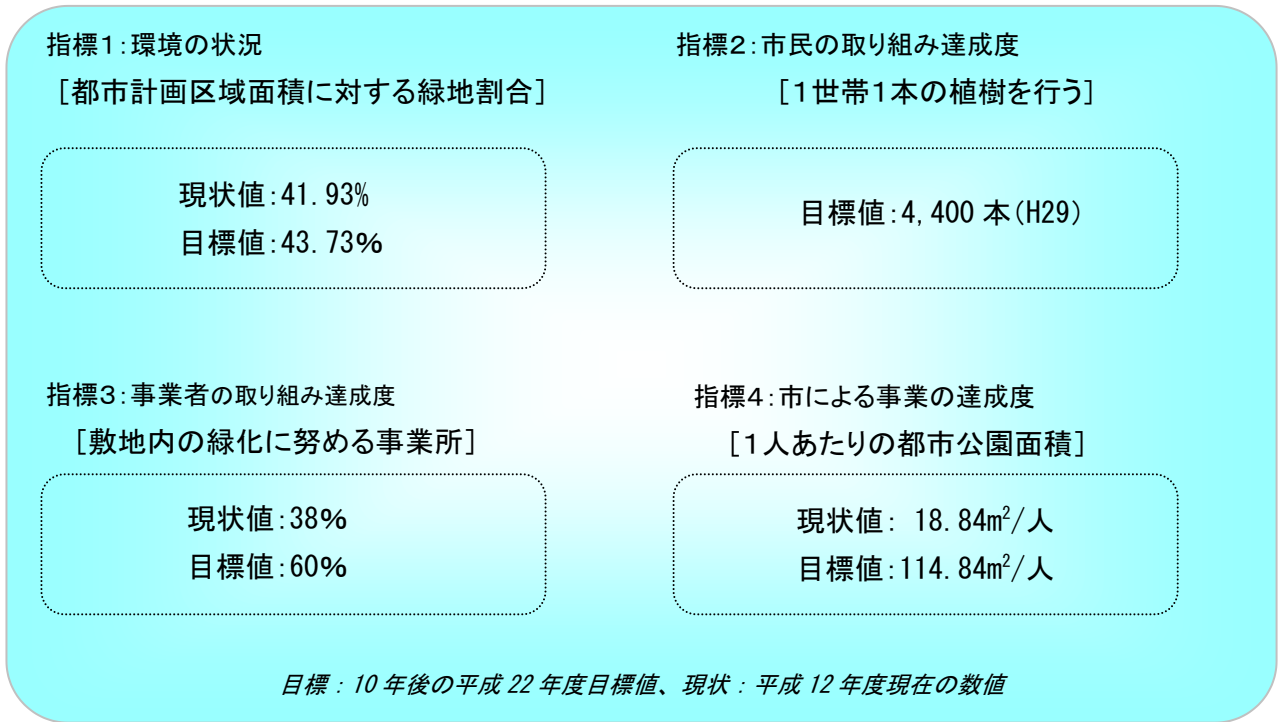
富良野は周りを山で囲まれており、普段の生活で緑が目に入らないことはありません。しかし市街地や農地を平面的に眺めてみると、樹木や花は意外に少なく、緑の連続性は市街地によって分断された状態となっています。

市街地や農地に花と緑を増やし、富良野をまちごと公園へと導くことにより、市民が日常的に自然にふれあえるようにし、観光客へも丘陵地における農地景観の美しさと共に、富良野の市街地景観の美しさを提供します。

【施策目標と行動指針】

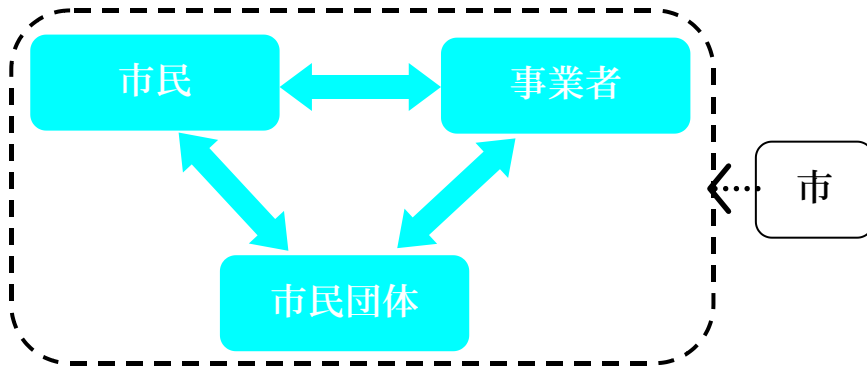
| | |
|-----------|---|
| ▽市民の行動指針 | <p>行動指針 「身近に自然を育てよう」</p> <p>指針1 身近なところに花や木を植え、育てていこう</p> <p>指針2 公園の清掃など、まちの美化活動に参加しよう</p> <p>指針3 いこい空間として、緑や自然の大切さを知ろう</p> |
| ▽事業者の行動指針 | <p>行動指針 「街なかの緑を増やそう」</p> <p>指針1 敷地内や建物の周りに緑を増やし、いこい空間を演出しよう</p> <p>指針2 公園の清掃など、まちの美化活動に協力しよう</p> |
| ▽市の行動計画 | <p>施策目標 「身近に自然とふれあう空間の創出」</p> <p>施策1 身近な緑地の保全・整備を推進します</p> <p>施策2 やすらぎのある公園の整備を推進します</p> <p>施策3 自然とのふれあいに関する啓発活動を推進します</p> |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】

市民、事業者、市民団体が各々主体的に行動すると同時に、協力し合い、市が支援します。



市民の行動指針

指針1 身近なところに花や木を植え、育てていこう

具体的な行動提案

| | |
|----------------------|--|
| 「身近なところに 花や緑を植える」 | ☆1人1本木を植えて、育てる ☆雑草取りや落ち葉を片付けるなど、管理を行う ☆家の周りに樹木を増やし、防雪や日よけとしても活かす |
| 「四季を楽しむ」 | ☆四季を楽しむことに配慮して木や花を植える |
| 「鳥が訪れる緑を増やす」 | ☆鳥が訪れるような実や花をつける樹木や草花を植える |

指針2 公園の清掃など、まちの美化活動に参加しよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 「公共の場の美化 を進める」 | ☆公園や街路など公共の場の清掃活動や草取りなど美化活動に参加する |
|-------------------|----------------------------------|

指針3 いこい空間として、緑や自然の大切さを知ろう

具体的な行動提案

| | |
|-------------------|--|
| 「体験を通じて 自然を知る」 | ☆自然観察会や森林浴の機会を増やす ☆遊びや楽しみを通じて自然を学ぶ ☆緑を育てることを通じて自然を学ぶ |
|-------------------|--|

事業者の行動指針

指針1 敷地内や建物の周りに緑を増やし、いこい空間を演出しよう

具体的な行動提案

| | |
|--------------|---|
| 「身近な緑を増やす」 | ☆建物の敷地内に花や木を育てる ☆ベランダや屋上で鳥などが訪れるような緑空間を育てる |
| 「いこい空間を演出する」 | ☆ポケットパーク ^{*15} として一般市民が憩える空間を提供する |

指針2 公園の清掃など、まちの美化活動に協力しよう

具体的な行動提案

| | |
|--------------------|----------------------------------|
| 「地域の美化活動に 協力する」 | ☆公園や街路など公共の場の清掃活動や草取りなど美化活動に協力する |
|--------------------|----------------------------------|

*15 主に都心部の往来の激しいビル街で人と車の雑踏から離れた空間としてつくられる戸外の部屋と呼べるような公園で、その実現のきっかけはニューヨーク建築家連盟主催のミッドタウンの小公園に関する斬新なアイデア募集です。特に用地確保が困難な都心部においては、身近な憩いの場や災害時の避難場所を提供します。またその名は元来、「ヴェスト・ポケット・パーク」といい、チョッキのポケットのように小さな公園という意味からきた用語です。

市 の 行 動 計 画

施策1 身近な緑地の保全と整備を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|--------|--|---|------|--------|
| 緑化推進事業 | 「富良野市緑の基本計画」に基づく身近な緑地の保全・整備、市街地における緑化を推進する | [1人あたりの公園面積] ○18.84 m ² /人(H12) →●114.8 m ² /人(H22) [緑化樹木の本数] ○10,591 本(H12) →●44,000 本(H29) | ～H22 | 街なみ整備課 |

施策2 やすらぎのある公園の整備を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|------------|---|------|-----------------|
| 公園・緑地の整備事業 | ・公園内の施設整備(太陽の里、鳥沼公園) ・造成工事(清水山河畔緑地、西町緑地、緑町公園) ・パークゴルフ場の建設(金満緑地公園) | ～H18 | 商工観光課 街なみ整備課 |
| 観光資源保全事業 | 全市民が共有する文化的財産「北の国から」ロケ地を保全・保存する | ～H18 | 商工観光課 |

施策3 自然とのふれあいに関する啓発活動を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 目標値 | 事業年 | 担当課 |
|----------------------|--|---------------|------|-------|
| 市民農園管理運営事業 | 市民の体力づくり、交流の場、自然とのふれあいの場、農業への理解を深める機会として、市民に農地を貸し付ける | 貸付区画 約 100 | ～H22 | 農政課 |
| グリーンツーリズム・エコツーリズムの展開 | 雄大な田園景観を市民の財産として継承するとともに、四季を通じて楽しめる魅力的なイベントの開催や体験型観光の推進を図る | | ～H22 | 商工観光課 |
| 農村景観魅力アップ推進事業 | 未作付地を解消し、土づくりと農村景観保全を目的にひまわりの栽培等を推進する | | H16 | 農政課 |

計画目標：ゆとりと潤いの感じられるまち

騒音・振動及び悪臭の防止
～ 騒音・振動・悪臭のないきれいなまちにしよう ～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

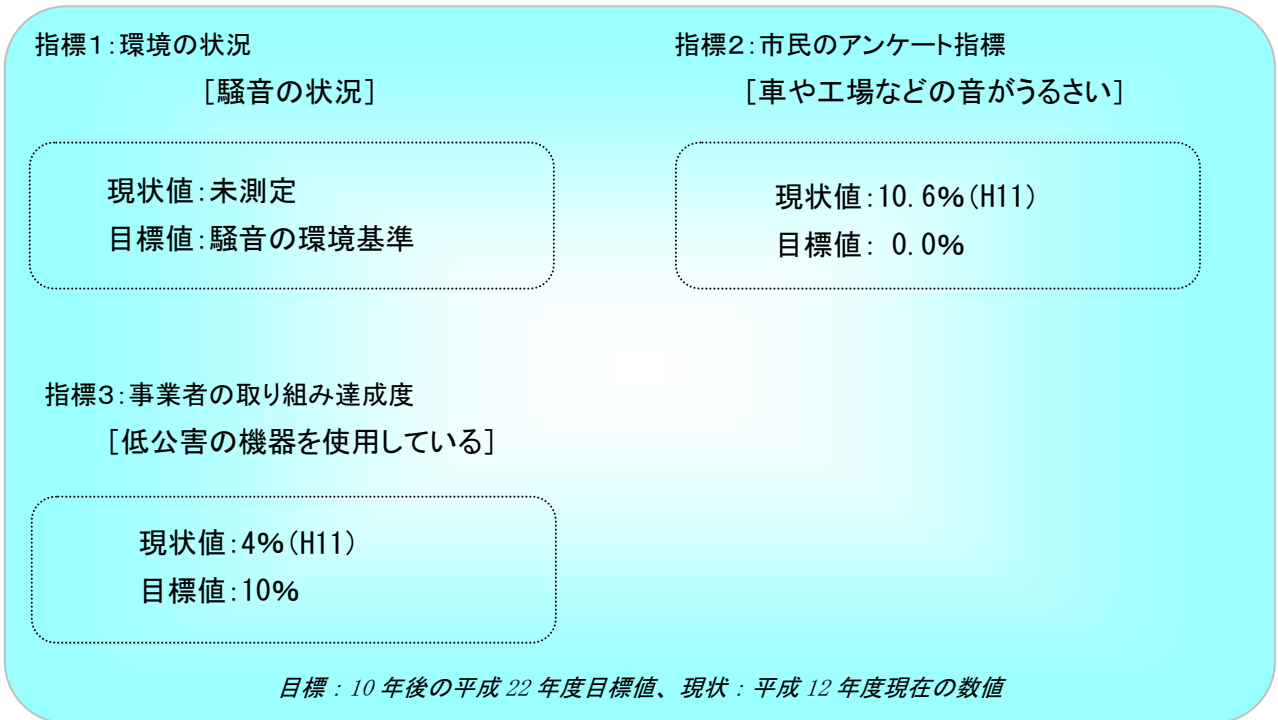
工場や工事現場から発生する騒音や振動、市民・事業者・観光客の自動車から発生する騒音、家庭の生ごみや各種事業活動から発生する悪臭など、市内にはいろいろな騒音・振動・悪臭の原因が存在します。これらは市民・事業者・観光客など、それぞれが互いに被害者であり加害者です。

一人ひとりがお互いに迷惑をかけないように心掛け、騒音・振動・悪臭防止の観点で適正な製品をや取り組みを選択するといった協力が大切です。

【施策目標と行動指針】

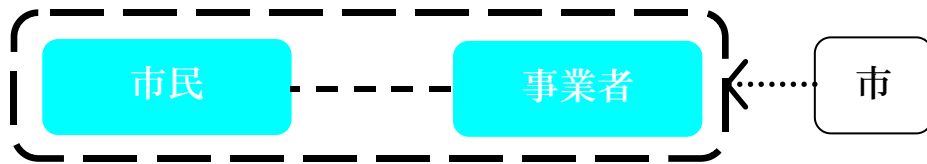
| | |
|-----------|---|
| ▽市民の行動指針 | 行動指針 「周りに迷惑をかけず、心地よい生活環境にしよう」 |
| | 指針1 人に迷惑をかけていないか、日々の生活や事業活動を見直そう 指針2 騒音・振動・悪臭防止の観点で、適正な製品を選択しよう |
| ▽事業者の行動指針 | 行動指針 「周辺環境を安らかにする事業活動にしよう」 |
| | 指針1 事業活動による騒音・振動などを見直そう 指針2 特定の事業活動による、近隣への影響を見直そう |
| ▽市の行動計画 | 施策目標 「騒音、振動及び悪臭の防止」 |
| | 施策1 自動車の走行による騒音・振動対策を推進します 施策2 事業活動から発生する騒音・振動対策を啓発・指導します 施策3 居住地域における近隣騒音対策を啓発・指導します 施策4 悪臭の防止対策を啓発・指導します |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】

市民・事業者が各々必要な見直し・対策を行い、観光客への啓発も併せて検討します。これらに対し市が支援します。



市民の行動指針

指針1 人に迷惑をかけていないか、日々の生活を見直そう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|--|
| 「迷惑な自動車運転をしない」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆必要以上の音を立てる車の改造をしない ☆深夜の空ぶかしはしない ☆制限速度を守り、車の走行による騒音を減らす |
| 「近隣に配慮した生活をする」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆深夜の洗濯はやめるなど、近隣への騒音を減らす ☆近隣への騒音とならないよう、ペットのしつけと管理を行う ☆家庭から出る生ごみは速やかに決められたごみ収集日に出す ☆家庭からのごみは悪臭が発生しないように適切に管理する |

指針2 騒音・振動・悪臭防止の観点で、適正な製品や取り組みを選択しよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|---|
| 「近隣に配慮した選択をする」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆家電製品の購入に当たっては、低騒音型、低振動型の製品を選択する ☆生ごみを保管する場合には、悪臭が発生しない容器を使用する |
|----------------|---|

事業者の行動指針

指針1 事業活動による騒音・振動などを見直そう

具体的な行動提案

| | |
|------------------|---|
| 「事業活動の点検・対策を進める」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆騒音発生 の現状と原因を点検し、対策を進める ☆振動発生 の現状と原因を点検し、対策を進める ☆悪臭発生 の現状と原因を点検し、対策を進める |
| 「事業用車の利用を見直す」 | ☆車の利用による騒音を見直し、発生を抑制する |

指針2 特定の事業活動による、近隣への影響を見直そう

具体的な行動提案

| | |
|-------------|--|
| 「建設作業を改善する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆騒音発生をできる限り抑制していく ☆振動時間をできる限り抑制していく |
| 「営業活動を改善する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆営業時間を守る ☆宣伝による近隣への騒音を点検し、抑制する |

市 の 行 動 計 画

施策1 自動車の走行による騒音・振動対策を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|---------|---|------------|----------------|
| 緑化推進事業 | 街路樹による道路緑化、緩衝帯やオープンスペースの整備を進め、道路交通騒音の緩衝機能を高める | H14～ 22 | 都市整備課 建設施設課 |
| 監視体制の整備 | 主要幹線道路における交通量調査から、道路交通騒音・振動の発生源を把握し、市街地を中心に環境騒音を定期的に測定し、街なかにおける騒音の現況を経年的に把握する | ～H22 | 環境生活課 |

施策2 事業活動から発生する騒音・振動対策を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|------------------|---|------|--------|
| 事業所への指導・啓発・監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・音源対策・振動源対策を指導します ・機械や施設の適正配置を指導する ・工場や事業場周辺において騒音の緩衝機能を備えた緑化を推進します | ～H22 | 環境生活課 |
| 適切な土地利用の誘導 | 「都市計画法」の用途地域に応じた適切な土地利用の誘導を行います | ～H22 | 街なみ整備課 |
| 建設作業騒音への指導・啓発・監視 | <p>騒音規制法及び振動規制法の規制地域の区域区分ごとに、騒音・振動の基準値及び作業時間帯を定めて啓発・指導を行います</p> <p>低騒音、低振動工法の採用、防音カバーの設置等を指導を行います</p> | ～H22 | 環境生活課 |

施策3 居住地区における近隣騒音対策を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|-------|---------------------------------------|------|-------|
| 指導・啓発 | 広報やポスター等により、住民に対して近隣騒音防止に関する啓発活動を行います | ～H22 | 環境生活課 |

施策4 悪臭の防止対策を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|-------|--|------|-------|
| 啓発・指導 | 悪臭の発生源となるような工場・事業場に対し、悪臭を発生させないように指導・啓発を行います | ～H22 | 環境生活課 |

計画目標：みんなの地球にやさしいまち

地球温暖化防止対策

～ 身近な行動と連携で、地球温暖化防止に取り組もう ～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

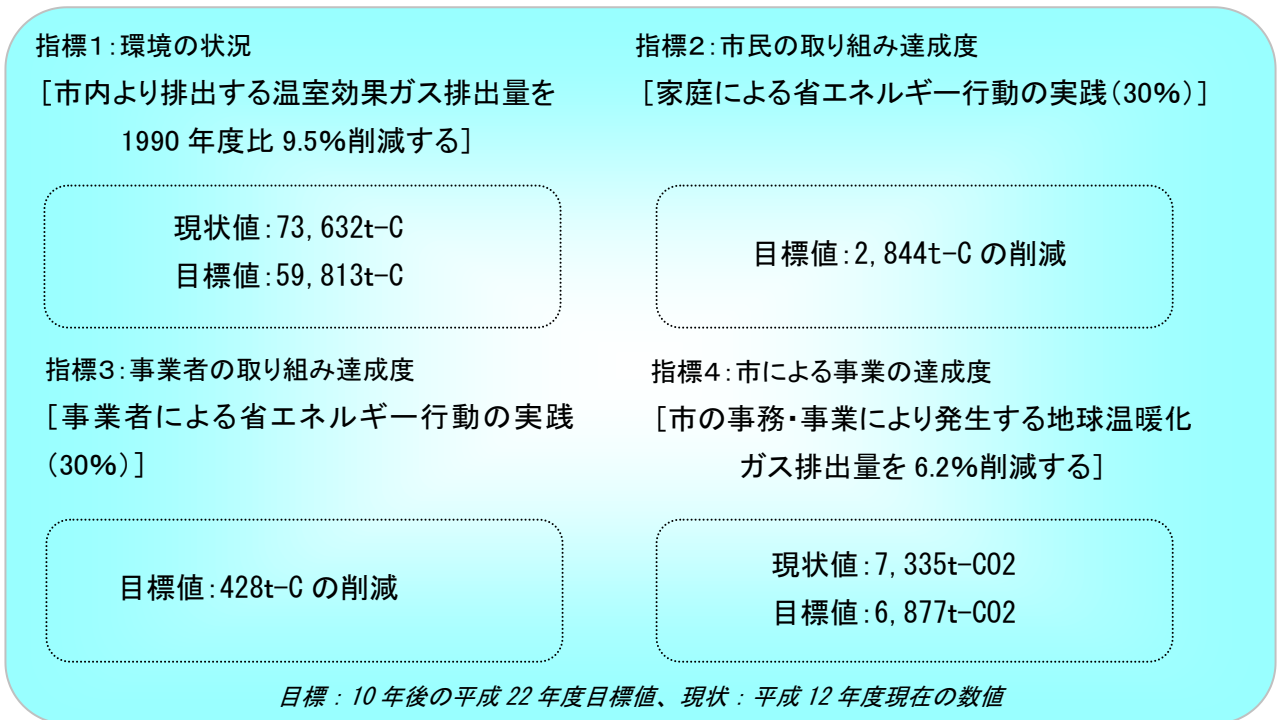
地球温暖化の防止のために、私たちは省エネルギーや自動車使用の自粛などライフスタイル全体を見直すことが大切です。

ライフスタイルを変えていくにはひとりで取り組むだけでなく、商品を製造・販売している事業者との連携や、緑化や自然エネルギー、未利用エネルギーの活用を地域ぐるみで実践するなど、みんなで協力体制をつくり上げていきます。

【施策目標と行動指針】

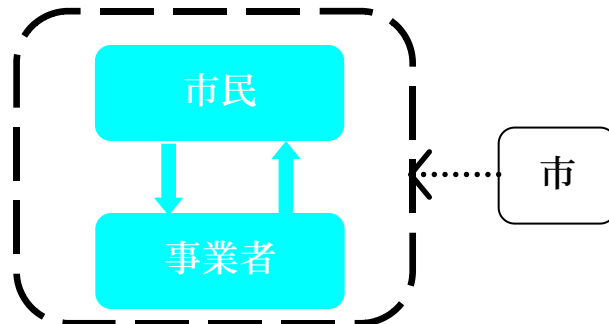
| | |
|-----------|--|
| ▽市民の行動指針 | 行動指針 「省エネルギーで地球にも生活にもやさしくなろう」 |
| | 指針1 省エネ生活を実践しよう |
| | 指針2 自動車の利用を見直し、徒歩や自転車で活用しよう 指針3 緑を増やし、緑のパワーを活用しよう |
| ▽事業者の行動指針 | 行動指針 「省資源や省エネルギーに総合的に取り組もう」 |
| | 指針1 事業・生産活動における省資源、省エネルギー体制を整えよう 指針2 自然エネルギーや未利用エネルギーを活用しよう |
| ▽市の行動計画 | 施策目標 「地球温暖化防止対策」 |
| | 施策1 自動車利用を改善していきます |
| | 施策2 省エネルギー型の都市基盤の整備を推進します |
| | 施策3 森林や農地、緑地の保全及び緑化を促進します |
| | 施策4 温室効果ガス排出量の監視体制の整備を推進します |
| | 施策5 地球温暖化防止に関する啓発活動を推進します |

【環境指標】 ～環境の現状と環境保全行動の達成度～



【パートナーシップ】

市民・事業者が連携して活動に取り組み、市が支援します。



市民の行動指針

指針1 省エネ生活を実践しよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------|---|
| 「環境にやさしい製品を選ぶ」 | ☆エコマークやグリーンマーク製品をよく見て購入する ☆製品の購入に当たっては、省エネ型製品を選択する |
| 「節電に取り組もう」 | ☆家電などの主電源は、こまめに切るように心がける ☆冷暖房の設定温度を適正温度に保つ |

指針2 自動車の利用を見直し、徒歩や自転車で出かけよう

具体的な行動提案

| | |
|-----------------|---|
| 「自家用車に乗る回数を減らす」 | ☆徒歩や自転車・公共交通機関を活用し、車に乗る回数を減らす ☆自分の体力や生活に合った『徒歩・自転車で行く距離目標』を立てる |
|-----------------|---|

指針3 緑を増やし、緑のパワーを活用しよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 「身のまわりの緑を増やす」 | ☆緑化による太陽熱の吸収や、緑陰によるアスファルトの照り返しを防止する |
|---------------|-------------------------------------|

事業者の行動指針

指針1 事業、生産活動における省資源、省エネルギー体制を整えよう

具体的な行動提案

| | |
|--------------------|--|
| 「省エネルギー型の事業活動を進める」 | ☆ライフサイクルアセスメントの導入により、資源とエネルギーの利用の無駄を見直す ☆車のメンテナンスを充分に行い、燃費を高めると共に排気ガスの増大を防ぐ |
| 「省資源型の事業活動を進める」 | ☆廃棄物ない、ゼロエミッションを目指す ☆リサイクル製品の製造、販売につとめる ☆リサイクルできる製品の製造、販売につとめる |

指針2 自然エネルギーや未利用エネルギーを活用しよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------------------|---|
| 「エネルギーの利用を考える」 | ☆家畜のふん尿により生じるメタンガスの有効利用を考える ☆太陽光（熱）や雷をエネルギーとして活用する ☆バイオマスエネルギーの利用を考える |
| 「廃熱利用（コ・ジェネレーション）を検討する」 | ☆現在の廃熱を点検し、有効活用を検討する |

市 の 行 動 計 画

施策1 自動車の利用を改善します

| 事業 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|-----------------|--|------|-------|
| 環境にやさしい運転の普及・啓発 | アイドリングストップや環境へ与える負荷の少ない運転を促進します | ～H22 | 環境生活課 |
| 自動車利用の自粛の促進 | できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車利用の自粛運動を推進します | | |

施策2 省エネルギー型の都市基盤の整備を推進します

| 事業 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|---------------|--|-----|-------|
| 住宅マスタープラン策定事業 | 公共、民間における良質な住宅建設の促進や、環境保全に向けた景観形成の促進、誘導を図ります | H14 | 建築住宅課 |

施策3 森林や農地、緑地の保全及び緑化を促進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|--------|--|------|--------|
| 緑地等の保全 | 「富良野市都市計画マスタープラン」、「富良野市緑の基本計画」において示されている緑地について保全及び緑化を推進します | ～H22 | 街なみ整備課 |

施策4 温室効果ガス排出量の監視体制の整備を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|-------------|--|------------|-------|
| 環境に関する報告書策定 | 温室効果ガス削減目標の達成に向けての具体的な方向性や取り組みを明確にするとともに、市内の温室効果ガス排出量を調査・公表を行う | H15～ 22 | 環境生活課 |

施策5 地球温暖化防止に関する啓発活動を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|------|--|------|-------|
| 啓発活動 | 地球温暖化の現状や温暖化防止に対する取り組みなどについて、情報の収集提供を行い、地球温暖化防止に関するパンフレット、ガイドブックなどの作成・配布を行う。 | ～H22 | 環境生活課 |

計画目標：みんなの地球にやさしいまち

オゾン層保護対策 ～ オゾン層破壊の防止対策を徹底しよう ～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

フロン^①の適正処理は「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」により法制化されました。

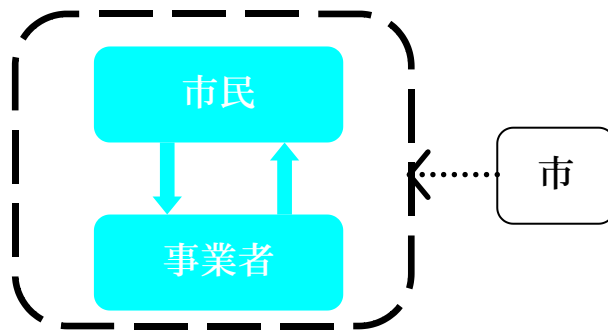
富良野市においても事業者や市民一人ひとりがオゾン層の保護に関する情報を収集・提供し合うことによって、適正処理の大切さと方法を改めてよく理解し、徹底していきます。

【施策目標と行動指針】

| | |
|-----------|---|
| ▽市民の行動指針 | <p>行動指針 「目に見えないオゾン層の破壊問題を理解しよう」</p> <p>指針1 目に見えないオゾン層の破壊についての問題を理解しよう</p> <p>指針2 オゾン層破壊物質とはどのようなものかを知ろう</p> <p>指針3 オゾン層破壊物質を適正に処理しよう</p> |
| ▽事業者の行動指針 | <p>行動指針 「社会からオゾン層破壊物質を排除しよう」</p> <p>指針1 オゾン層破壊物質を使用していない製品を選択しよう</p> <p>指針2 オゾン層破壊物質を適正に処理しよう</p> |
| ▽市の行動計画 | <p>施策目標 「オゾン層保護対策」</p> <p>施策1 オゾン層破壊物質の排出を抑制を啓発・指導します</p> <p>施策2 オゾン層の保護に関する啓発活動を推進します</p> |

【パートナーシップ】

市民、事業者、市民団体が各々主体的に行動すると同時に、協力し合い、市が支援します。



市民の行動指針

指針1 目に見えないオゾン層の破壊についての問題を理解しよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------------|--|
| 「オゾン層の破壊問題について知る」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆オゾン破壊のメカニズムを理解する ☆オゾン層が破壊されることによって発生する、生命に関わる危険などの恐ろしさを理解する ☆どのような取り組みが求められているのかを知る |
|-------------------|--|

指針2 オゾン層破壊物質とはどのようなものかを知ろう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|--|
| 「オゾン層破壊物質の特徴と対策を知る」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆オゾン層を破壊する物質の名称や性質を知る ☆家の中のどこにオゾン層破壊物質が含まれているか知る ☆冷蔵庫やテレビ、クーラーなどを購入する際には、オゾン層破壊物質を使用していないものを選択する |
|---------------------|--|

指針3 オゾン層破壊物質を適正に処理しよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 「オゾン層破壊物質は適正な処理を行う」 | ☆家電製品等の廃棄に当たっては、オゾン層破壊物質を含んでいないか確認する |
|---------------------|--------------------------------------|

事業者の行動指針

指針1 オゾン層破壊物質を使用していない製品を選択しよう

具体的な行動提案

| | |
|------------------------|--------------------------------------|
| 「オゾン層破壊物質の使用製品の購入を控える」 | ☆製品の購入に当たっては、オゾン層破壊物質を使用していない製品を選択する |
|------------------------|--------------------------------------|

指針2 オゾン層破壊物質を適正に処理しよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------------|---|
| 「オゾン層破壊物質の適正な処理を進める」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆オゾン層破壊物質を使用している製品を廃棄する際は、適正な廃棄を行なう ☆製品の製造、販売にあたって、オゾン層破壊物質を使用しているものについては、適正な処理の推進について情報提供を行なう |
|----------------------|---|

----- 市の行動計画 -----

施策1 オゾン層破壊物質の排出を抑制を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|------------|--------------------------------------|------|----------|
| フロンガスの回収事業 | 冷凍庫、エアコンなどフロンを含む製品の廃棄にあたり、適正な回収を行います | ～H22 | リサイクル推進課 |

施策2 オゾン層の保護に関する啓発活動を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|-------|------------------------------|------|-------|
| 啓発・監視 | オゾン層の保護に関する啓発及び情報の収集・提供を行います | ～H22 | 環境生活課 |

計画目標：みんなの地球にやさしいまち

酸性雨（雪）対策 ～ 市内の酸性雨の状況を把握しよう ～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

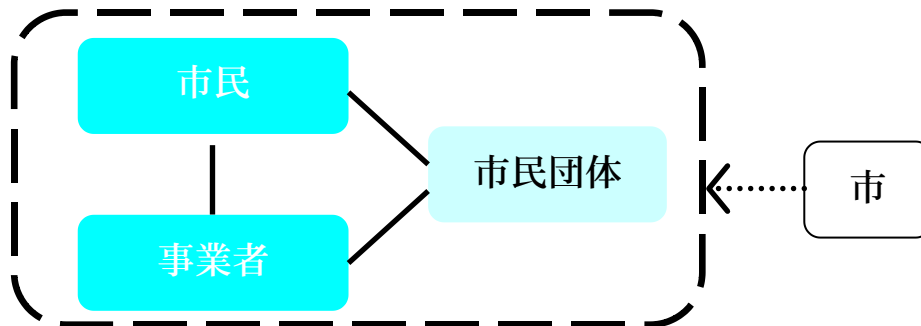
自動車の走行や事業活動による排出ガス・粉じんを抑制することは、大気環境を保全するための基本となる行動です。まず酸性雨を定期的に観測し、酸性雨（雪）から私たちの生活環境を守るために必要な対策を行っていきます。

【施策目標と行動指針】

| | |
|-------------------|--|
| ▽ 市民の 行動指針 | 行動指針 「雨の酸性度を測り、いつも気にしていよう」 |
| | 指針1 酸性雨（雪）を観測しよう 指針2 自動車の利用抑制と自転車の活用について考えよう |
| ▽ 事業者の 行動指針 | 行動指針 「酸性雨対策に取り組み、事業活動の無駄も省こう」 |
| | 指針1 工場・事業所の排出ガス対策を進めよう 指針2 事業用車からの排気ガス量を減らそう |
| ▽ 市の 行動計画 | 施策目標 「酸性雨（雪）対策」 |
| | 施策1 自動車の排気ガスの抑制を啓発・指導します 施策2 工場・事業場の排気ガスの抑制を啓発・指導します 施策3 酸性雨（雪）の観察を推進します 施策4 酸性雨（雪）対策に関する啓発活動を推進します |

【パートナーシップ】

市民、事業者が主体となってい、市民団体が協力すると同時に、必要な支援策を市が講じます。



----- 市民の行動指針 -----

指針1 酸性雨（雪）を観測しよう

具体的な行動提案

| | |
|--------------------|---|
| 「酸性雨（雪）の観測をみんなで行う」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆市内に降る酸性雨（雪）の現状をみんなで協力して測る ☆継続的に調査を行い、日々の生活を見直す ☆酸性雨（雪）による被害状況を定期的に調査する |
| 「酸性雨（雪）の原因を知る」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆酸性雨（雪）の原因を知り、取り組みに活かす ☆酸性雨（雪）についての情報の収集を行う |

指針2 自動車の利用抑制と自転車の活用について考えよう

具体的な行動提案

| | |
|-----------------|---|
| 「自家用車に乗る回数を減らす」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆徒歩や自転車・公共交通機関を活用し、車に乗る回数を減らす |
| 「エコドライブをする」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆低排気ガス型・低公害車の導入を検討する ☆空ぶかしや無駄なアイドリングを控える |

----- 事業者の行動指針 -----

指針1 工事・事業所の排出ガス対策を進めよう

具体的な行動提案

| | |
|------------------------|--|
| 「工場や事業所からの排出ガス対策を徹底する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆「ばい煙」「粉じん」の排出量対策を進めます |
|------------------------|--|

指針2 事業用車からの排気ガスを減らそう

具体的な行動提案

| | |
|------------------|---|
| 「エコドライブをする」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆車の燃費管理を行い、エコドライブの徹底と共に燃費も高める ☆鍵を体につけることで、車から離れるときの無駄なアイドリングをやめる ☆低排気ガス型・低公害車の導入を検討する |
| 「事業用車の保有台数を点検する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆車の保有台数を見直し、最小で最大の効率が得られるように適正に配置する ☆車のメンテナンスを充分に行い、燃費を高めると共に排気ガスの増大を防ぐ |
| 「事業用車の利用回数を減らす」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆徒歩や自転車・公共交通機関の活用を検討し、車の利用頻度を減らしていく |

----- 市の行動計画 -----

施策1 自動車の排気ガスの抑制を啓発・指導します

| 事業の方針 | 担当課 |
|--|-------|
| 市の公用車への低公害車の導入など、低公害車の普及・導入を進める | 財政課 |
| 市民や事業者に対し、低公害車導入に伴う補助金、税制優遇措置などを周知し、導入を促進します | 環境生活課 |

施策2 工場・事業所の排出ガスの抑制を啓発・指導します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|----------|--|------|-------|
| 啓発・指導・監視 | 「大気汚染防止法」に基づく、ばい煙・粉じん発生施設を有する工場・事業場に対し、排出基準を守るよう指導を徹底します | ～H22 | 環境生活課 |

施策3 酸性雨(雪)の観測を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|---------------|---|------|-------|
| 酸性雨(雪)の監視体制整備 | 北海道が実施する酸性雨(雪)調査結果についての的確な公表を行うとともに、市内においても経年的なモニタリング体制を整備します | ～H22 | 環境生活課 |

施策4 酸性雨(雪)対策に関する啓発活動を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|-------|--------------------------------------|------|-------|
| 普及・啓発 | 酸性雨(雪)に関するパンフレット、ガイドブックなどの作成・配布を行います | ～H22 | 環境生活課 |

計画目標：みんなの地球にやさしいまち

国際的取り組みの推進

～ 地球レベルで問題を捉え、協力と行動を進めよう ～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

国を越えて私たちの生活と環境が影響し合っています。まず、この視点に立ち、地球としての流れの中で環境問題を私たちの足元から見つめ、取り組んでいくこと、そして国際的に情報を共有し、協力して活動することが必要です。

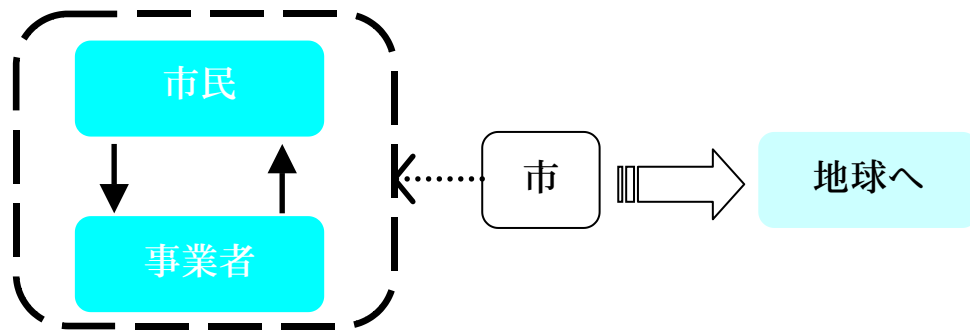
また、個人の生活や活動による環境への影響は、意外に大きなものであるということを理解して、一人ひとりが積極的に行動すると同時に協力体制を確立していきます。

【施策目標と行動指針】

| | |
|-----------|--|
| ▽市民の行動指針 | 行動指針 「市民一人ひとりが環境における国際協力をしよう」 |
| | 指針1 市民一人ひとりが環境における国際協力をしよう |
| ▽事業者の行動指針 | 行動指針 「地球にやさしい技術の交流を促進しよう」 |
| | 指針1 地球にやさしい技術の交流を促進しよう |
| ▽市の行動計画 | 施策目標 「国際的取り組みの推進」 |
| | 施策1 環境に関する国際的な交流や情報の交換を推進します 施策2 国際的な取り組みに関する啓発活動を推進します |

【パートナーシップ】

市民、事業者が個々に取り組むと同時に互いに連携し、市の協力も得ながら実践します。



市民の行動指針

指針1 市民一人ひとりが環境における国際協力をしよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------|---|
| 「国際的な協力をする」 | ☆市内や周辺町村で行われる環境イベントに参加する ☆自分でできる国際的な協力をみつける ☆国際的な協力をしている人は身近なところから仲間を増やそう ☆インターネットを活用して国際交流や情報交換にチャレンジする |
|-------------|---|

事業者の行動指針

指針1 地球にやさしい技術の交流を促進しよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------|---|
| 「国際的な協力をする」 | ☆民間レベルでの国際交流や情報交換をする ☆事業者として様々な国際協力活動に参加する ☆国外の事業者とも協力し合い、環境保全のための技術導入をする |
|-------------|---|

----- 市の行動計画 -----

施策1 国際交流や情報の交換を推進します

| 事業の方針 | 担当課 |
|---|-------|
| <p>ほぼすべての社会活動が温暖化の原因となることから、地球温暖化問題については全地球的、国際的な協調が必要となっているため、国や北海道との連携協力を通して国際的な交流を深めると共に、姉妹都市や友好都市と地域の特徴的な問題と取り組みに関する情報を交換し、環境保全活動の活性化を推進します</p> | 環境生活課 |

施策2 国際的な取り組みに関する啓発活動を推進します

| 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|---|------|-------|
| <p>国際協力・国際交流に関する情報の収集を行い、地球環境問題の現状や取り組みに関するパンフレット、ガイドブックなどの作成・配布を行います</p> | ～H22 | 環境生活課 |

計画目標：みんなの環境意識が高いまち

環境保全の具体的行動の推進
 ～ 地域の輪で環境活動を推進しよう ～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

富良野市では、全市を挙げてリサイクルなどに先進的に取り組んでいます。また、豊かな自然環境や農場といった、いろいろな体験ができる環境学習の場があります。しかし、このような特色を活かした環境活動や学習会は、小さな団体の中で行なわれている場合がほとんどとなっています。

これからは市民一人ひとりが参加し、いろいろな環境活動や環境教育・イベントを地域の輪で推進していくことが必要であり、それらの活動を通して市民みんなが環境について真剣に話し合い、取り組む社会を目指していきます。

【施策目標と行動指針】

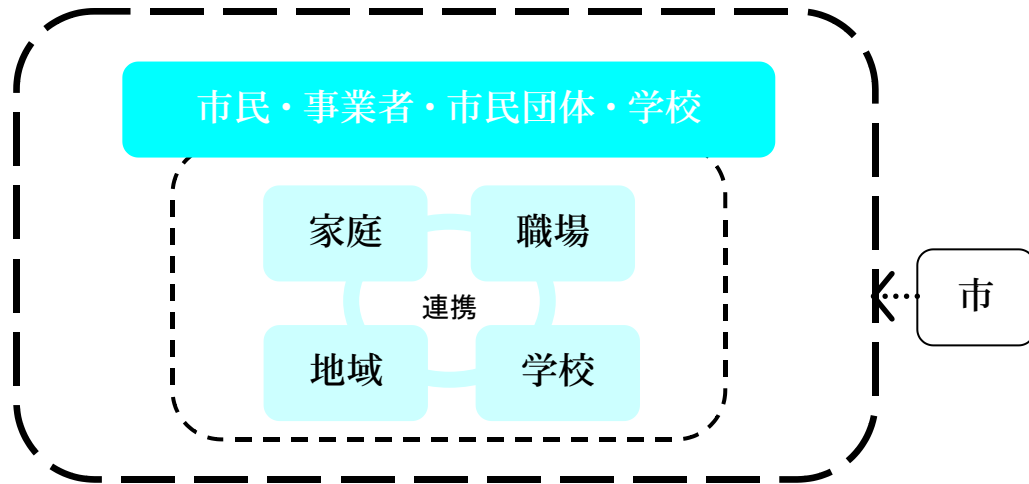
| | |
|----------|--|
| ▽市民の行動指針 | 行動指針 「家庭や地域、学校など様々な分野で環境について考えよう」 |
| | 指針1 家庭で少しずつ、環境活動を進めよう |
| | 指針2 地域で進める環境活動を進めよう |
| | 指針3 学校を核にした環境活動を進めよう |

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| ▽事業者の行動指針 | 行動指針 「地域と結びつき、事業者の環境活動を見つけよう」 |
| | 指針1 地域との結びつきのなかから、事業者の環境活動を見つけよう |

| | |
|---------|-----------------------------|
| ▽市の行動計画 | 施策目標 「環境保全の具体的行動の推進」 |
| | 施策1 環境保全活動の支援体制を推進します |
| | 施策2 行政の率先的な環境保全活動を推進します |
| | 施策3 観光客に対し環境保全活動を啓発します |
| | 施策4 パートナーシップ・ネットワークを構築します |

【パートナーシップ】

市民・事業者・市民団体・学校がそれぞれ家庭、職場、地域、学校において活動すると同時に、互いに連携します。また、市は必要な支援策を講じます。



市民の行動指針

指針1 家庭で少しずつ、環境活動を進めよう

具体的な行動提案

| | |
|--------------|--|
| 「家計の無駄を点検する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆環境家計簿を家族全員の協力を得ながら進める ☆水もエネルギーも節約して環境にも、家計にもやさしい生活を実行する ☆物を購入するときは、使用する目標を立てる |
|--------------|--|

指針2 地域で進める環境活動を進めよう

具体的な行動提案

| | |
|-----------------------|---|
| 「みんなで楽しめる活動を見つけて実行する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆美化や花壇コンクールなどみんなで楽しめる美化活動を工夫して行う ☆バザーやチャリティーなどのイベントを通し、みんなで協力し合ってものを大切にする輪を広げる ☆ボランティア活動に参加する |
| 「情報のやりとりを活発にする」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆エコ会議などみんなで環境について話し合う機会を持つ ☆町内会のリサイクル推進委員制度を活用し、環境ネットワークをつくる |

指針3 学校を核にした環境活動をすすめよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------------|---|
| 「子供と一緒に学び、子供を介して活動に参加しよう」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆子供が学校でどんな環境学習をしているか聞く ☆PTA やサークルを通して、環境ネットワークを広げる |
|---------------------------|---|

事業者の行動指針

指針1 地域との結びつきのなかから、事業者の環境活動を見つけよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------------|--|
| 「環境マネジメントの考え方を取り入れる」 | ☆事業活動の流れや全体を考えて、より良い環境保全活動を実行する |
| 「地域の美化活動に協力する」 | ☆公園や街路など公共の場の清掃活動や草取りなど、美化活動に協力する |
| 「地域の環境活動に参加協力する」 | ☆地域の人とこまめに情報交換をし、地域の中での事業者の役割を認識し、取り組む |

市 の 行 動 計 画

施策1 環境保全活動の支援体制を推進します

| 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|--|------|-------|
| 日常生活において、環境を保全するための具体的な行動計画を策定し、その周知・促進に取り組む。また、環境に配慮した消費活動を促進すると共に、環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、環境家計簿を普及し、環境家計簿運動を促進します | ~H22 | 環境生活課 |
| 事業活動において、環境保全行動推進し、環境共生型施設の導入に関する啓発を行いません | | 環境生活課 |
| 環境問題を正しく理解して、環境保全行動に積極的に取り組む市民意識の普及を目的とし、パンフレットや環境読本などの環境学習資材の作成・配布を通じた普及啓発活動を行います | | 環境生活課 |

施策2 行政の率先的な環境保全活動を促進します

| 事業の方針 | 担当課 |
|---|-------|
| 行政自らの活動において、環境を保全するための具体的な行動計画を策定し、率先的に環境保全行動を促進します | 環境生活課 |

施策3 観光客に対し環境保全活動の啓発を行います

| 事業名 | 事業の方針 | 事業年 | 担当課 |
|----------------------|--|------|-------|
| 啓発活動 | 富良野らしい雄大な田園景観を市民の財産として継承し保全していくために、国内外からの多くの観光客に対する宣伝啓発活動や観光情報の発信と共に、環境の保全向上活動を推進します また、アウトドア志向者やマイカーによる渋滞の発生が環境汚染につながらないよう、パンフレットや看板等で周知を徹底します | ~H22 | 商工観光課 |
| グリーンツーリズム・エコツーリズムの展開 | 本市の緑豊かな自然や雪国の特性を活かしながら、四季を通じて楽しめる魅力的なイベントの開催等を進め、同時にグリーンツーリズム、特にファームイン(農村体験施設)を利用し、ニーズにあった体験型観光を推進します | ~H22 | 商工観光課 |

施策4 パートナーシップ・ネットワークを構築します

| 事業の方針 | 担当課 |
|---|-------|
| パートナーシップ・ネットワークの核となる、市民・事業者・市民団体による環境市民会議を設置する。また、環境への関心と理解を高めるため、市民・事業者・市民団体が共同して各種の環境に関する調査やイベント等を開催します | 環境生活課 |

計画目標：みんなの環境意識が高いまち

環境教育・環境学習の推進 ～ 富良野でしかできない環境教育・学習を行おう ～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

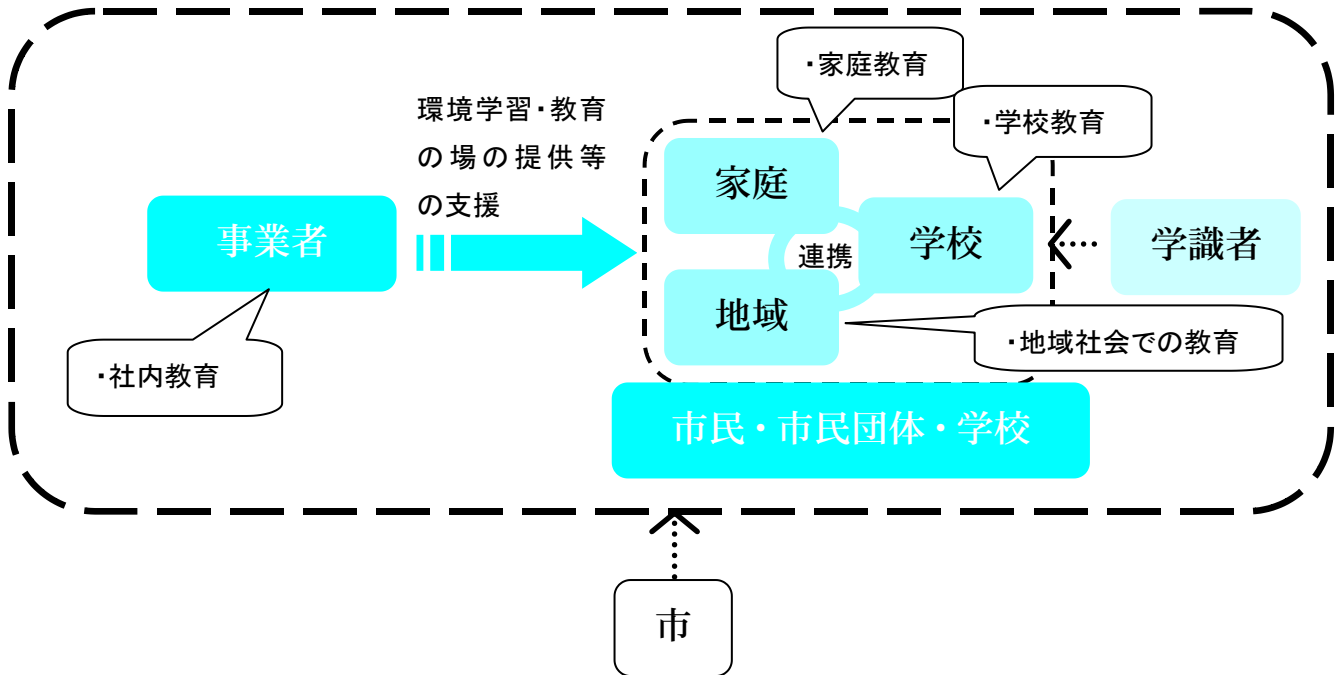
富良野には豊かな自然環境や農場などの、いろいろな体験ができる環境学習の場があります。多くの市民が富良野の環境を体感し、見直し、改善していくために大切な取り組みを考える機会をたくさんつくっていきます。また、子供が小さい頃からの環境教育やイベントを通じた、環境教育・環境学習も推進していきます。

【施策目標と行動指針】

| | |
|-----------|--|
| ▽市民の行動指針 | <p>行動指針 「自然のなかで、心やわらかなふらの人を育てよう」</p> <p>指針1 富良野の自然や風土を生かした環境学習会を開催しよう</p> <p>指針2 子供の頃からの環境学習・教育の大切さを認識しよう</p> <p>指針3 社会教育を大切にして、みんなで共通の環境意識を持とう</p> |
| ▽事業者の行動指針 | <p>行動指針 「地域社会の一員として、環境学習に共に取り組もう」</p> <p>指針1 職場内で環境活動体制を整えよう</p> <p>指針2 学校や社会学習の機会として職場や事業活動の現場を提供しよう</p> |
| ▽市の行動計画 | <p>施策目標 「環境教育・環境学習の推進」</p> <p>施策1 学校における環境教育を推進します</p> <p>施策2 すべての人を対象とした環境学習を推進します</p> <p>施策3 環境教育・環境学習に係る人材の育成を図ります</p> |

【パートナーシップ】

市民、事業者、市民団体が各々主体的に行動すると同時に、協力し合い、市が支援します。



市 民 の 行 動 指 針

指針1 富良野の自然や風土を生かした環境学習会を開催しよう

具体的な行動提案

| | |
|--|---|
| 「富良野の風土を 体感する学習会を開く」 | ☆現在市内で行われている自然観察会などに参加、協力する ☆富良野の自然を活かした体験的な学習会に参加する ☆農家の人の話や、市有林や私有林の話の聴きに行く |
| 「学識者や市民団体など、 連携を生かした 実践的な学習会を開く」 | ☆学識者に参加を求め、広がりのある学習会にする ☆市民団体と連携して、実践的な学習を心がける ☆市民が気軽に参加できる学習会にする ☆学習会や自然観察会などを行っている人たちのネットワークや情報のやりとりを充実させる |

指針2 子供の頃からの環境学習・教育の大切さを認識しよう

具体的な行動提案

| | |
|------------------------|--|
| 「家庭の役割を見直そう」 | ☆家族で家庭内での環境保全行動の役割分担を考える ☆小さな頃から環境意識を持つことができる教育をする ☆子供の自然体験を応援する |
| 「世代ギャップから 環境問題を考える」 | ☆昔の生活の様子について、おじいさんやおばあさんに聞く ☆環境問題についてどのように考えられるのか、各世代と自分の考えを比べる |
| 「子供の環境への意識を 醸成する」 | ☆こどもエコクラブ ^{*16} に参加してみる ☆子供サミットや標語づくり、ポスターコンクールなどイベントを工夫して開催する |

指針3 社会教育を大切にして、みんなで共通の環境意識を持とう

具体的な行動提案

| | |
|--------------------|--|
| 「地域で協力する 機会を持つ」 | ☆地域社会と学校教育が連携して環境学習の機会を持つ ☆社会全体で共通の環境意識を持ち、協力し合う中で富良野の将来の環境を守る人材を育成する |
|--------------------|--|

事 業 者 の 行 動 指 針

指針1 職場内で環境活動体制を整えよう

具体的な行動提案

| | |
|------------------------|---|
| 「環境学習担当の 係や窓口をつくろう」 | ☆職場でできる環境保全行動を考え、職場内に広める ☆環境保全活動に関する情報が集まる係や担当者をおく |
|------------------------|---|

指針2 学校や社会学習の機会として職場や事業活動の現場を提供しよう

具体的な行動提案

| | |
|---------------------|---|
| 「社会学習の機会を 提供しよう」 | ☆学校教育の一環で、社会学習の場として、会社や事業活動の場を提供する |
| 「地域の美化活動に 協力する」 | ☆公園や街路など公共の場の清掃活動や草取りなど、美化活動に協力し、地域との連携を深める |

*16 環境省が募集・支援を行なっている、小中学生なら誰でも参加できる環境活動クラブです。申し込みは各市町村役場で受け付けています。主な活動内容は2つで、「エコロジカルあくしょん」はクラブが自主的に行なう活動で、生き物調査・町のエコチェック・リサイクル活動など、環境に関することなら何でもあくしょんになります。「エコロジカルとれーにんぐ」は毎日の生活の中で地球や環境のことを楽しく考えるプログラムです。

----- 市の行動計画 -----

施策1 学校における環境教育を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|------------------|---------------------|------|-------|
| 学校での自然観察・愛鳥活動の実施 | 自然の大切さを学ぶ学校教育を推進します | ～H22 | 学校教育課 |

施策2 すべての人を対象とした環境学習を推進します

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|---------------|--|------|----------|
| 森林科学室の事業 | 地球規模の多様な環境問題の解決に向け、全市民が「自然に対する正しい理解」を持ち、行動していくために、「自然にやさしいライフスタイルを考える」教育機関を設立し、「富良野の自然の紹介」「自然学習・環境学習のサポート」「自然と触れ合う体験学習」を展開します また、博物館部門や市民との連携によって、地域に根ざした自然史的な研究を推進し、本市の学術・文化の振興を図ります | — | 生涯学習センター |
| 自然とふれあう体験学習事業 | 東京大学北海道演習林等に自然観察コースを設定して、四季折々の自然を体験できる自然観察ガイドを行う また、樹木や木の実などの自然素材を活かしたクラフトやリース作りなどの講座を開催して森林への理解を深める さらに、小中学校の統合学習と連携して、自然とふれあう体験的な学習を行います | ～H22 | 生涯学習センター |

施策3 環境教育・環境学習に係る人材の育成を図ります

| 事業名 | 事業の概要 | 事業年 | 担当課 |
|------------|---|------------|-------|
| 自然観察指導員の育成 | 自然を守り、どのように共生するか、全市民が自然に対する正しい理解を持つために、自然と触れ合う体験的な学習の機会を数多く提供し、併せて自然体験の指導者の育成を推進します | H16 ～22 | 商工観光課 |

計画目標：みんなの環境意識が高いまち

環境情報の収集・提供

～ つねに環境の情報にふれ、情報のやりとりをしよう ～

【富良野市における環境保全行動のあり方】

富良野の環境について意識するには、つねに環境に関する情報にふれ、様々な人と議論することが大切な取り組みであり、環境保全に必要な行動を行なうときの前提になるものです。

つねに環境に関する情報にふれるには、家庭などの身近なところに環境情報が載ったパンフレット類やホームページ上の環境情報など、ふれやすいところに情報があることや、最新の情報が幅広く偏りなく集まっている情報拠点が、地域に必要となります。

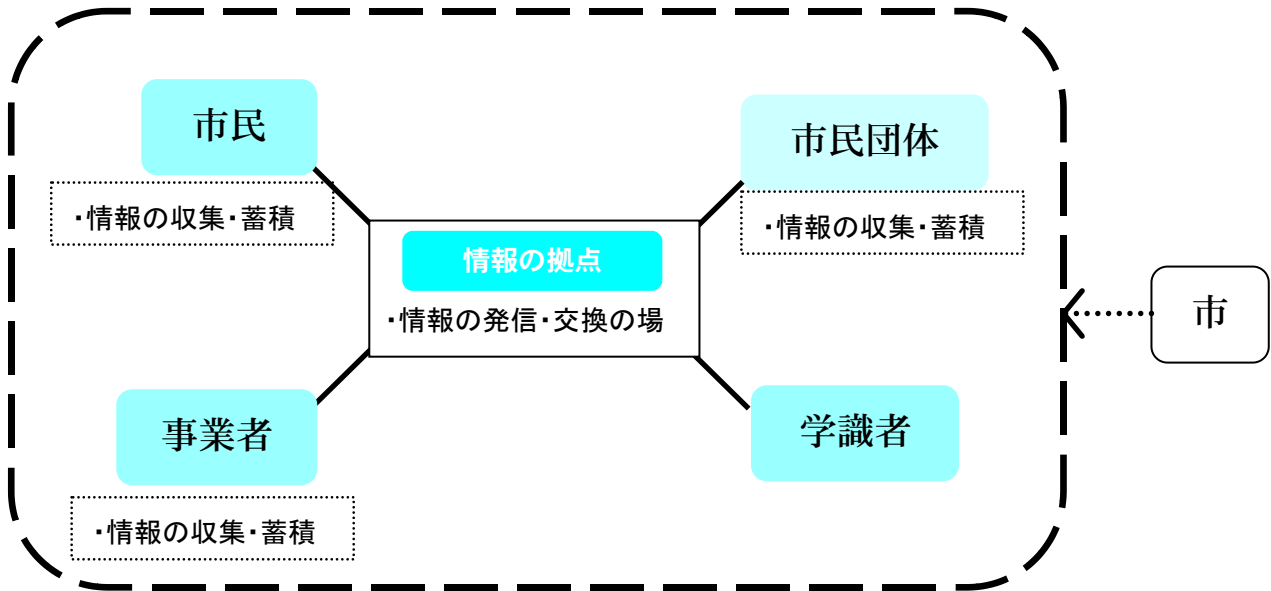
実際に環境保全行動を取り組んでいる市民や市民団体・事業者は自らの活動を広く発信し、活動が広がるように、お互いに情報のやりとりをしていきましょう。

【施策目標と行動指針】

| | |
|-----------|---|
| ▽市民の行動指針 | <p>行動指針 「身近な環境に興味を持とう」</p> <p>指針1 いつでも環境情報にふれられる工夫をしよう</p> <p>指針2 身近な環境に興味を持ち、環境情報を集めたり発信したりしよう</p> <p>指針3 たくさんの人が参加できる環境情報ネットワークに参加・協力しよう</p> |
| ▽事業者の行動指針 | <p>行動指針 「地域が求めている環境情報を提供しよう」</p> <p>指針1 事業者の立場から、環境情報を提供しよう</p> |
| ▽市の行動計画 | <p>施策目標 「環境情報の収集・提供」</p> <p>施策1 環境情報の収集・整理を推進します</p> <p>施策2 環境情報の提供を行います</p> |

【パートナーシップ】

市民、市民団体、事業者が各々情報の収集・蓄積を行い、情報を発信します。発信された情報は情報拠点で、お互いに交換します。また、協力要請がある場合に市も必要となる支援策を講じます。



----- 市民の行動指針 -----

指針1 いつでも環境情報にふれられる工夫をしよう

具体的な行動提案

| | |
|--------------|---|
| 「読み物を活用する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆環境家計簿を各家庭で実践する ☆富良野市の環境保全行動計画の冊子を活用する |
| 「学習会などに参加する」 | ☆自然観察会や学習会、シンポジウムに積極的に参加する |

指針2 身近な環境に興味を持ち、環境情報を集めたり、発信したりしよう

具体的な行動提案

| | |
|--------------------------|--|
| 「身近な環境に興味をもち、 情報を集める」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆身近な環境の情報を収集し、発信する ☆情報の集約に協力する |
| 「市民活動の内容を 紹介する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆市民団体の紹介や活動についてのニュースレターなどを発行する ☆身近な地域の自然とのふれあいの場マップをつくる |

指針3 たくさんの人が参加できる環境情報ネットワークに参加・協力しよう

具体的な行動提案

| | |
|----------------------|--|
| 「環境情報 ネットワークをつくる」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆市民団体が何をしているか、興味をもつ ☆市民や市民団体の活動に関する情報を集める場をつくって、活用する ☆環境情報の提供・交換の場として、インターネットを活用する |
|----------------------|--|

----- 事業者の行動指針 -----

指針1 事業者の立場から、環境情報を提供しよう

具体的な行動提案

| | |
|-------------------------|--|
| 「地域が求めている 環境情報を提供する」 | <ul style="list-style-type: none"> ☆事業活動に関する環境情報を発信する ☆環境に関する情報を収集する係や窓口を設置する ☆環境に関する情報の発信する係や窓口を設置する |
|-------------------------|--|

市 の 行 動 計 画

施策1 環境情報の収集・整理を推進します

| 事業の方針 | 担当課 |
|--|-------|
| <p>市民や事業者からの環境情報を、市民・事業者・市民団体とのネットワークづくりにより、法規制の動向やより広域的な環境の状況・取り組みなどについての情報を、国や北海道などの機関とのネットワークづくりにより、また、本市周辺の環境の状況・取り組みなどについての情報は、周辺自治体とのネットワークづくりにより収集して行きます</p> <p>海外における先進的な取り組みなどの国際的な環境情報の収集に取り組み、市民・事業者・市民団体・行政間では情報交換を主体としたイベントを開催するまた、身近な環境の状況についての情報を収集するため、環境モニター制度の導入を検討します</p> | 環境生活課 |

施策2 環境情報の提供を行います

| 事業の方針 | 担当課 |
|---|-------|
| <p>市民・事業者・市民団体等各主体からの環境情報に対するニーズが多様化すると共に、総合的な情報が求められるようになり、また、環境保全活動団体の情報や法律・規制等に関する情報の提供も求められるようになっているため、環境に関する情報を体系的に収集・整理し、情報の提供を行います</p> | 環境生活課 |

第1節 富良野市地球温暖化防止行動計画

1. 富良野市地球温暖化防止行動計画を策定する背景

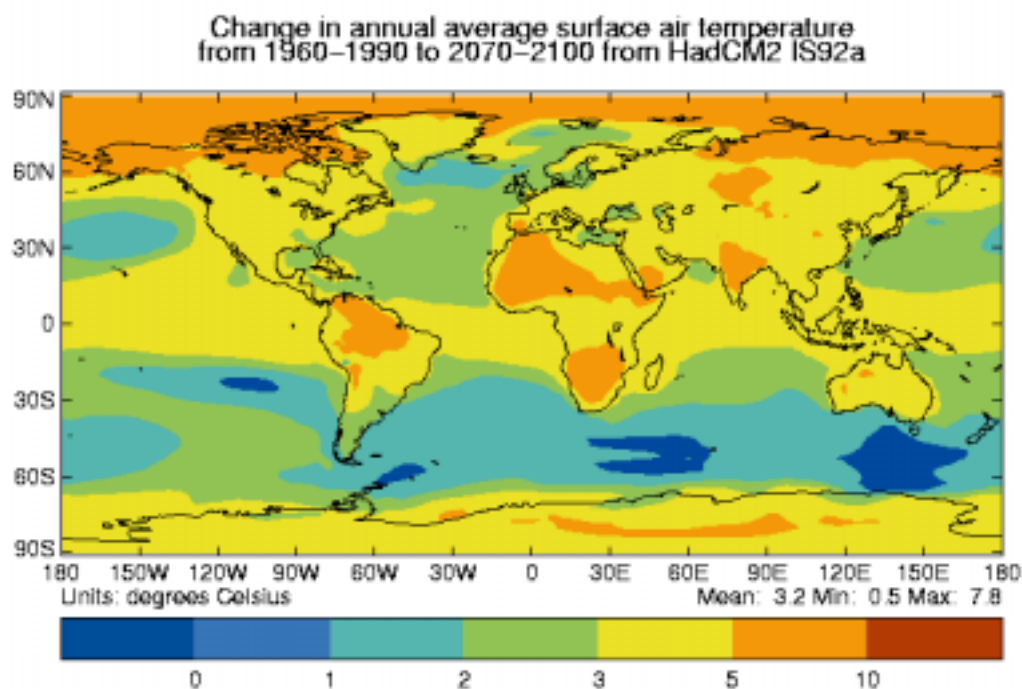
1 地球温暖化のメカニズム

現在、地球の平均気温は 15°C前後ですが、大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスが存在しなければ、マイナス 18°Cくらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

2 地球温暖化による影響

地球温暖化に関する研究を実施している「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第三次評価報告書によると、全地球上における地上気温は1861年以降現在まで $0.6 \pm 0.2^\circ\text{C}$ 上昇しており、平均海面水位は10~20cm上昇している事が明らかにされています。温暖化対策が実施されない場合、21世紀中に地上気温は 1.4°C から 5.8°C 上昇し、平均海面水位は9~88cm上昇すると予測されています。



Hadley Centre for Climate Prediction and Research, The Met. Office

地球の気温上昇

また、気候変動により、洪水が多発する地域と干ばつが続く地域が発生したり、海面の上昇による国土の水没、農作物の収穫量の変化、疾病の発生などが地球規模で生じることが予想されており、次世代に与える影響が極めて大きいといわれています。以下に、地球温暖化による影響を「地球」「日本」「富良野」といった規模ごとに示します。

(1) 地球規模の影響

地球規模で見ると、海面が上昇して数多くの島々が海に沈みます。特に、マーシャル諸島や低地の多いバングラデシュでは大きな被害がでます。また、温暖化は異常気象を招き、地球上の各地で水の循環に影響を与えます。この結果、洪水が多発する地域がある一方、渇水や干ばつに見舞われる地域も出てきます。こうした気候変動は世界的な農産物の収穫にも大きな影響を与え、国際相場が大きく変動します。とりわけ食糧の輸入依存度の高い日本への影響が心配です。

(2) 日本への影響

日本では、これまで食べてきた美味しいお米(ジャポニカ米)が南西部でとれなくなり、病害虫の懸念も増大します。暖水性のサバやサンマは増える一方、アワビやサザエ、ベニザケは減少するなど漁獲量にも影響がでます。気温の上昇に適応できない動植物は絶滅する恐れがあり、植生の変化は生態系に影響を及ぼす恐れがあります。

また、日本南部はマラリア感染の危険性が増し、北海道や東北ではゴキブリなどの害虫が見られるようになると考えられます。都市部ではヒートアイランド現象に拍車がかかり、海岸地域では砂浜が減少し、また、高潮や津波による危険地帯が著しく増大します。

(3) 富良野市への影響

日本で予測される影響の一部は、富良野市にも該当するものと考えられます。

環境省や気象庁が公表している様々な予測結果のうち、富良野市と特に密接に関係するものは次に挙げる3点です。

①降雪量の変化

IPCC や各国の政府は、これまで地球温暖化の影響を予測するための様々な気象モデルを開発していますが、冬季間の降水量(降雪量)の変化については、モデルの種類により-15%~+11%と予測結果の幅が大きく、降雪量が減少する可能性と増加する可能性が指摘されています。

②農産物への影響

小麦の収穫量は日本全域で減少しますが、トウモロコシは北海道で増加します。また、コメの収穫量は北日本で増加しますが、平均気温の上昇が4℃を超えた場合には、東北を除く日本全域で収穫量が減少します。

③自然環境への影響

気温の上昇に適応できない動植物は絶滅する恐れがあり、植生が変わり生態系に影響を及ぼす恐れがあります。

3 地球温暖化防止に向けた取り組みの現状

(1) 国際的な動向

①気候変動枠組条約

国際社会においては、地球温暖化問題を解決するため、1992年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、1994年に発効しました。我が国も1992年6月に署名し、国会の承認を得て、1993年5月に受諾しています。この条約では、先進国の二酸化炭素の排出量を2000年以降1990年レベルに安定化する努力目標が定められました。

②地球温暖化防止京都会議(第3回締約国会議(COP3))

長期的・継続的な排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガスの削減を努力目標ではなく、法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(The Conference of the Parties: COP3)において採択されました。

京都議定書では、対象となる温室効果ガスを二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)とし、これら温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの第1約束期間において先進国全体で1990年レベルと比べて少なくとも5%削減することを目指して、各国ごとに法的拘束力のある数値目標が定められました。我が国の数値は6%削減です。

2001年10月から11月にかけてマラケシュで開催されたCOP7において、京都議定書の運用細則を定める文書が決定され、京都議定書の2002年発効に向け、先進国等の京都議定書締結が促進される条件が整いました。

(2) 国内の取組

我が国では京都議定書の採択を受け、1998年6月に地球温暖化対策推進本部において、2010年に向けた温室効果ガス排出削減のための緊急的な施策をとりまとめた「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。しかし温室効果ガスの排出量は依然として増加傾向で、最新である我が国の1999年のデータでは基準年*1比で6.8%程の増加となっています。特に二酸化炭素は、他の5種類のガスが全て基準年比で減少傾向にあるのに対し、9.0%の増加となっており、京都議定書における我が国の6%の削減約束を達成することは非常に困難な状況となっています。こうした状況を踏まえ、現在「地球温暖化対策推進大綱」に見直しがかけてられています。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律(温暖化対策推進法)」の制定及びそれに基づき基本方針を策定することなどを通じて、我が国における温暖化防止対策推進の基礎的な枠組みを構築するとともに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正等各種の国内対策を実施してきました。その他にも、目標達成に向けて国内制度のあり方の整備・構築や、「京都議定書目標達成計画(仮称)」の策定に向けて取り組んでいるところです。

*1 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については1990年、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については1995年

（3）富良野市の取組

富良野市におけるごみの減量化・リサイクル対策への取り組みは積極的で、全国的にも高レベルにあります。昨年10月から14種分別による分別収集を実施し、有機肥料の生産、固形燃料の生産、有価物の回収等を積極的に推進しています。

平成12年度の1人1日平均ごみ排出量は678gと全国的に見て低い数字となっています。しかし、近年、ごみの減量についてはやや頭打ちの傾向が見られ、平成8年度以降はわずかながら増加傾向に転じています。今後は、リサイクル以上にまずごみの減量化対策を行い、エネルギー対策にも積極的に取り組んで行く必要があります。

2. 富良野市地球温暖化防止行動計画の基本的な考え方

1 行動計画の趣旨・位置付け

(1) 行動計画策定の趣旨・性格

地球温暖化は、市民や事業者が日常生活や事業活動を行う際に消費する資源やエネルギーの増加と深く関わっています。つまり、全ての市民と事業者が原因者であり、また、その影響を直接受ける被害者でもあるといえます。

このため、温暖化対策の推進に当たっては、日常生活に密着した地域レベルでの取組を実践していくことが重要です。

富良野市地球温暖化防止計画は、このような基本認識のもとに市民・事業者・市が連携して温暖化対策を推進することにより、地球環境の保全に貢献しようとするものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、富良野市において人為的に排出される温室効果ガスの排出量の削減を図るものであり、富良野市環境基本計画の個別計画として位置付けます。

2 計画の対象期間・目標達成年次

京都議定書との整合を図るため、本計画の対象期間を2012(平成24)年度までとし、目標達成年次を2010(平成22)年度とします。

3 計画の目標

2010(平成22)年度における市内の温室効果ガス排出量を、1990(平成2)年度の排出量に比べて9.5%削減します。

4 計画の重点施策

本計画を推進する上で、特に重要と考えられる次の4つの施策を「計画の重点施策」とします。

- 自動車の利用に関する対策の総合的推進
- 廃棄物対策の総合的推進
- 住宅など建築物の高断熱・高气密化の推進
- 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進

3. 富良野市における温室効果ガスの排出状況

1 排出量算定の考え方

(1) 対象とする温室効果ガスの種類と発生源

本計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書や温暖化対策推進法等で対象としている6種類の物質のうち、データが揃っている以下の4種類とします。今回対象としない2種類¹の物質については、今後データを整備する方向で検討します。

それらの主な発生源は次のとおりです。

| 温室効果ガスの種類 | 主な発生源 |
|--------------------------|---|
| 二酸化炭素(CO ₂) | 化石燃料及び電力の消費、廃棄物の焼却 |
| メタン(CH ₄) | 家畜の反すう活動(腸内発酵)及びふん尿処理(嫌気性発酵)、水田(嫌気性状態)、わらの焼却、森林草地の転換に伴うバイオマスの焼却、一般及び産業廃棄物の焼却、下水処理 |
| 一酸化二窒素(N ₂ O) | 自動車の走行、燃料や電力の消費、家畜のふん尿処理(牛、豚、鶏)、肥料の使用、わらの焼却、一般及び産業廃棄物の焼却 |
| ハイドロフルオロカーボン(HFC) | 自動車や冷蔵庫の冷媒 |

(2) 温室効果ガスの算定方法

本計画で対象とする温室効果ガスの排出量は、すべて二酸化炭素の重さに変換(炭素換算²)して表します。この換算には、「温室効果ガス国家目録に関するIPCC/OECDガイドライン」を参考に次のように試算します。地球温暖化係数は、環境省が指定する係数を使用しました。

各温室効果ガスの排出量

$$= [\text{温室効果ガスを排出する活動量(電気使用量、燃料使用量等)}] \\ \times \text{排出係数(単位使用量当たり発生する温室効果ガス排出量)}$$

二酸化炭素換算排出量

$$= \text{各温室効果ガス毎の排出量} \times \text{地球温暖化係数}^3$$

¹ 一般に代替フロンと呼ばれるパーフルオロカーボン(PFC)と六ふっ化硫黄(SF₆)の2種類

² 本計画で対象とする温室効果ガスの排出量は、その温室効果の程度を比較するために、地球温暖化係数を用いて二酸化炭素の重さに換算して表示

³ 地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential)とは、温室効果ガスがもたらす温室効果の程度を二酸化炭素に対する比で示した係数のことで、二酸化炭素による100年間の影響を1とした場合の相対値(100年間影響積分値)

温室効果ガス別地球温暖化係数

| 温室効果ガス | 地球温暖化係数(100年間影響積分値) |
|--------------------------|---------------------|
| 二酸化炭素(CO ₂) | 1 |
| メタン(CH ₄) | 21 |
| 一酸化二窒素(N ₂ O) | 310 |
| ハイドロフルオロカーボン(HFC) | 1300など |

出典:「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 総括報告書」(環境省地球環境局 2000)

また、森林による二酸化炭素排出量の算定方法は、IPCC/OECDガイドラインに基づき、樹木の体積から重量への換算係数および重量あたりの炭素含有率を用いて、本市の森林の成長による二酸化炭素吸収量を次により試算しました。

「森林による吸収量」

$$= [\text{蓄積量の増分} \times \text{バイオマス係数}^4 \times \text{炭素含有率}^5]$$

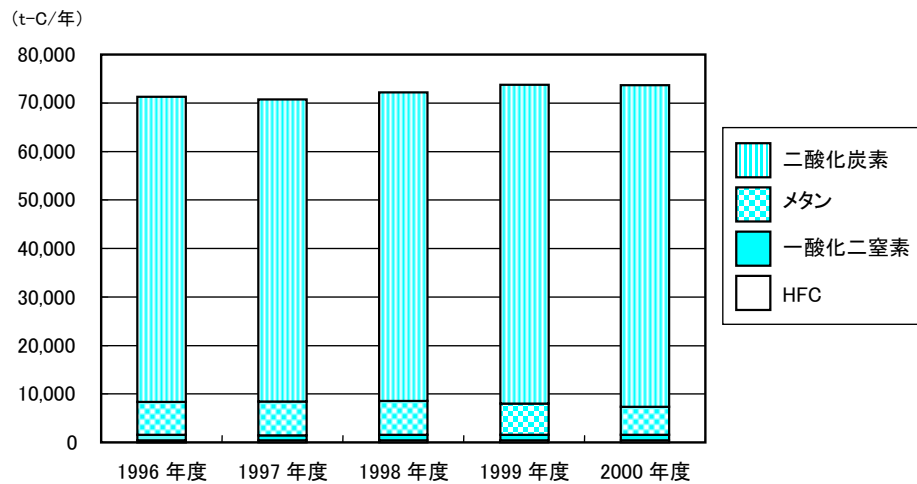
⁴IPCC/OECDガイドラインによる樹木の体積から重量への換算係数(0.5t/m³)

⁵IPCC/OECDガイドラインによる重量あたりの炭素含有率(50%)

2 温室効果ガスの排出状況

(1) 排出状況

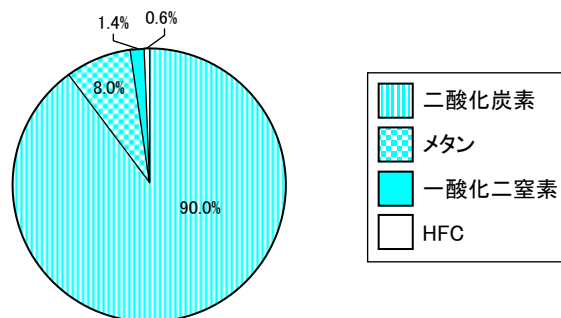
富良野市における温室効果ガスの排出量は、温室効果ガスの種類により差はありますが、全体としては年々微増する傾向にあります。1996年度の温室効果ガスの総排出量は71,299.9トン(炭素換算)であるのに対し、2000年度では3.3%増の73,632.1トンとなっています。



温室効果ガス総排出量の推移(富良野市)

(2) 寄与率

富良野市における温室効果ガスの総排出量に占める各温室効果ガスの割合は、二酸化炭素が90.0%と大部分を占めています。このほか、メタン8.0%、一酸化二窒素1.4%、HFC0.6%となっています。地球温暖化に最も寄与しているガスは二酸化炭素であることから、二酸化炭素の排出量を抑制することが地球温暖化防止に最も効果のある取り組みであるということがいえます。



温室効果ガスの寄与率(2000年度:富良野市)

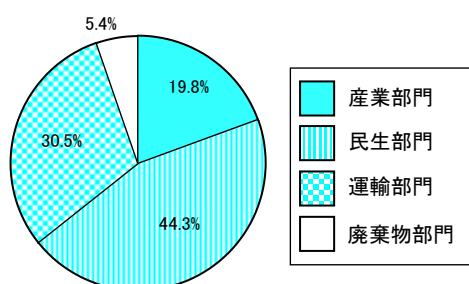
3 温室効果ガス別部門別の排出状況

(1) 二酸化炭素 (CO₂)

二酸化炭素は、産業部門⁶、民生部門⁷、運輸部門⁸、廃棄物部門⁹の各部門において、主にエネルギーとして石油系燃料や電力を消費することにより排出されます。そのほか、ごみ等の廃棄物を焼却する際にも二酸化炭素が排出されます。

①二酸化炭素の部門別排出量

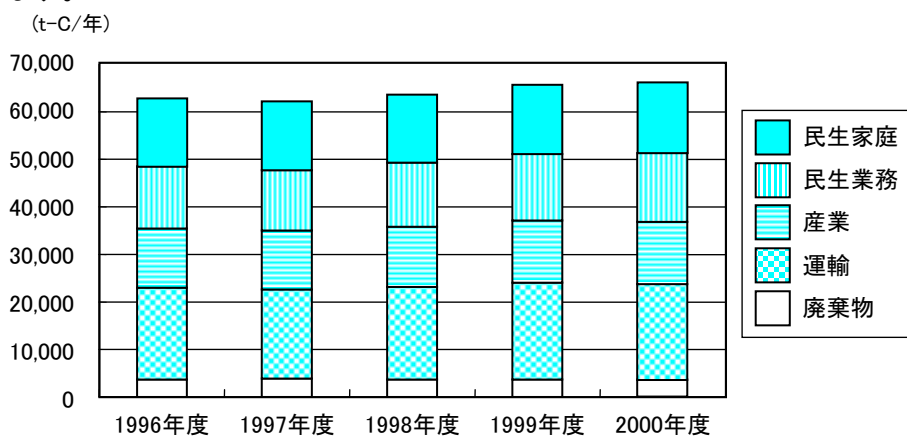
2000年度の二酸化炭素の排出量を部門別で見ると、産業部門が19.8%、民生部門が44.3%、運輸部門が30.5%、廃棄物部門が5.4%となっており、民生部門から排出される二酸化炭素の割合が最も高く、続いて運輸部門と産業部門が占めていることが本市の特徴となっています。



二酸化炭素排出割合 (2000年度・富良野市)

②二酸化炭素排出量の経年変化

1996年度から2000年度までの二酸化炭素の総排出量の推移を見ると、1997年度以降、年々増加しています。廃棄物以外のすべてのエネルギー発生源で、3~10%の増加があり、総排出量を上げている要因になっています。



二酸化炭素排出量の推移 (富良野市)

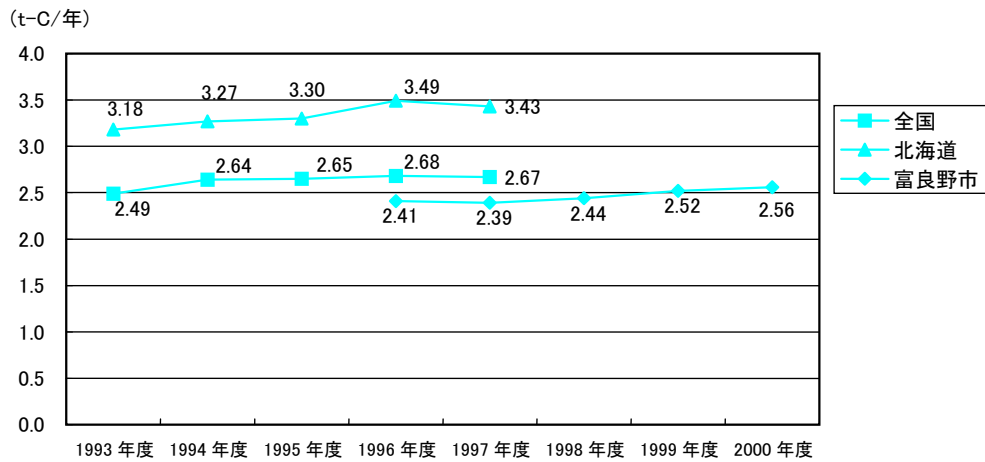
⁶ 産業部門: 農林業、建設業、製造業および鉱業

⁷ 民生部門: 家庭、事務所、店舗および学校

⁸ 運輸部門: 自動車

⁹ 廃棄物部門: 一般廃棄物、産業廃棄物および下水道汚泥

また、市民1人当たりの二酸化炭素排出量についても、同様に1997年度以降増加しています。



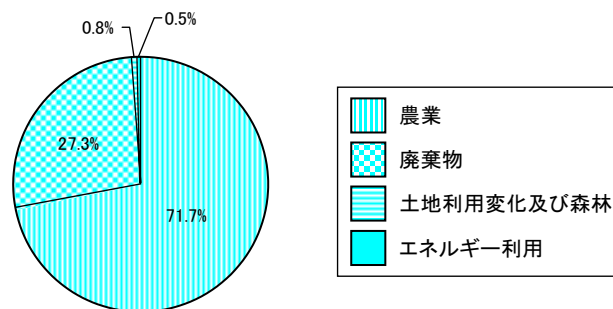
市民1人当たり二酸化炭素排出量の推移

(2) メタン (CH₄)

メタンは、家畜の反すう活動及びふん尿処理や水田等からの「農業」、埋立処理場からの排出、一般及び産業廃棄物の焼却、下水処理等からの「廃棄物」、森林草地の転換に伴うバイオマスの焼却等による「土地利用変化及び森林」、自動車走行等による「エネルギー利用」等のより排出されます。本市におけるメタンの排出量は2000年度で5,869.4トンと推計されます。

①メタンの部門別排出割合

メタンの排出割合は、「農業」によるものが71.7%と最も高く、続いて「廃棄物」の処理によるものが27.3%と2つの部門で全体の99%を占めています。これは、本市において農畜産業が盛んで家畜飼養頭数等が多いことや、廃棄物をコンポスト化する割合が高いことなどに起因しています。

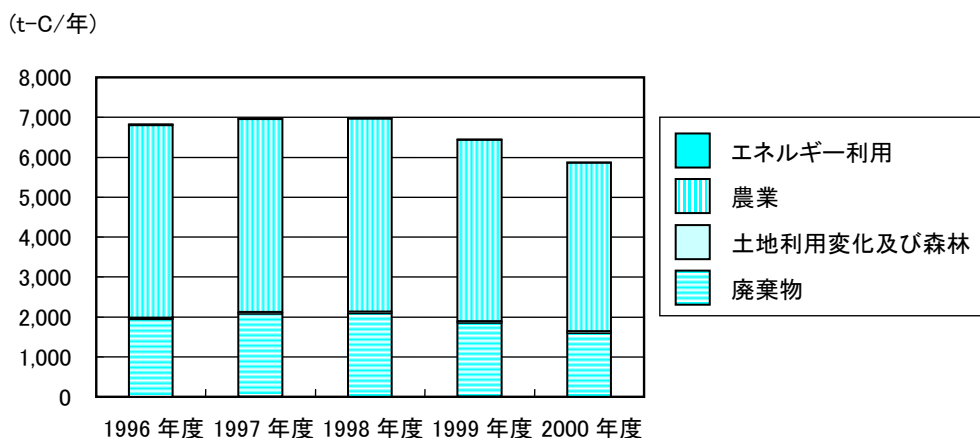


メタン排出割合 (2000年度・富良野市)

②メタン排出量の経年変化

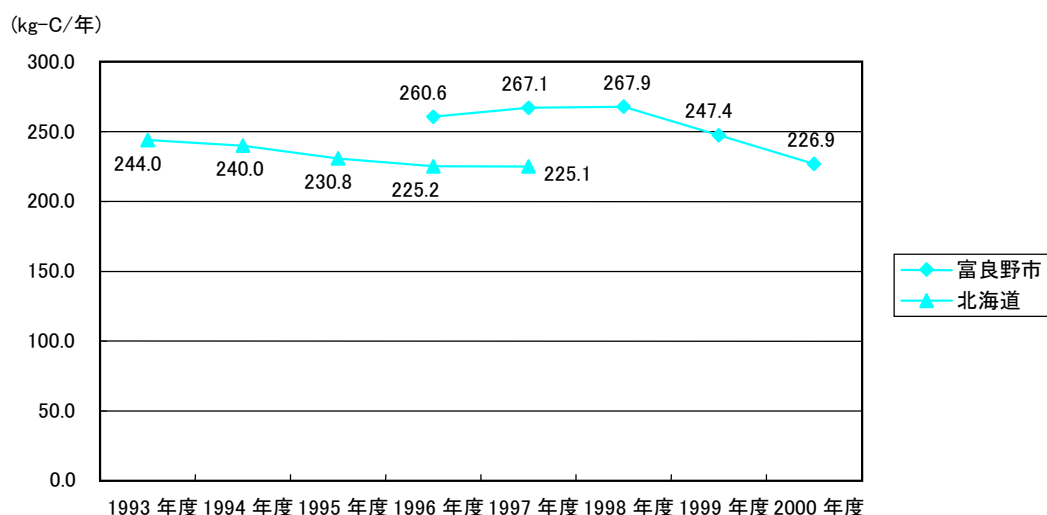
1996年度から2000年度までのメタンの総排出量の推移を見ると、1998年度以降、徐々に減少しています。部門別でみると、「土地利用変化及び森林」、「エネルギー利用」においてあまり増減がないのに対し、「廃棄物」、「農業」では4年間でそれぞれ17.6%減、12.6%減と、総排出量を下げる大きな要因になっていることがわかります。これは、第一次産業人口の減少による家畜頭数や水田耕作面積の減少によるものと考えられます。

また、「土地利用変化及び森林」と「エネルギー利用」においては、メタンの発生量が微量であり、年毎の変化はみられません。



メタン排出量の推移(富良野市)

また、市民1人当たりのメタン排出量についても、同様に1998年度以降、減少しています。



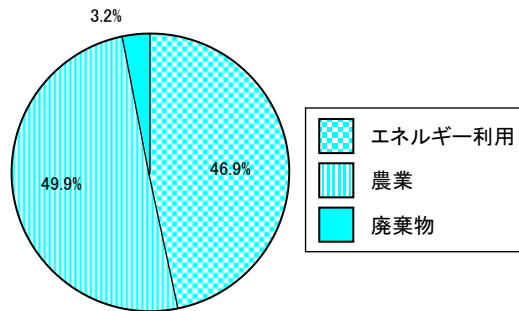
市民1人当たりメタン排出量の推移

(3) 一酸化二窒素 (N₂O)

一酸化二窒素は、自動車の走行や燃料及び電力の消費等の「エネルギー利用」、家畜ふん尿処理や肥料の使用、わらの焼却の「農業」、一般及び産業廃棄物の「廃棄物」の焼却等によって排出されます。本市における一酸化二窒素の排出量は、2000年度で1048.6トンと推計されます。

①一酸化二窒素の部門別排出量

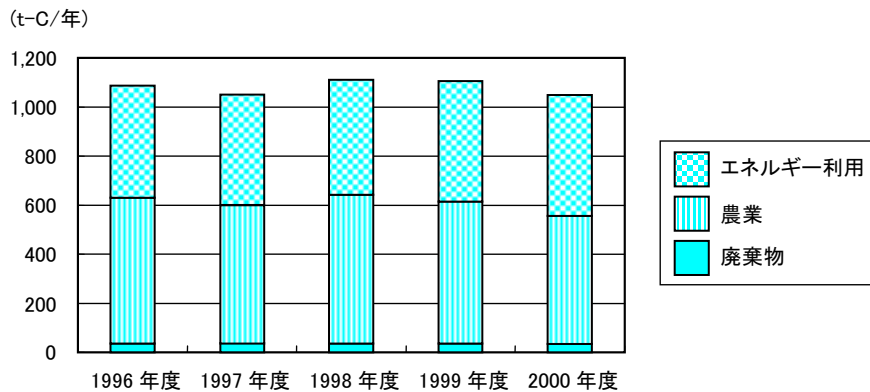
2000年度における一酸化二窒素の排出量を部門別で見ると、「農業」が49.9%、続いて「エネルギー利用」が46.9%を占め、「廃棄物」による排出割合は3.2%となっています。



一酸化二窒素排出割合 (2000年度・富良野市)

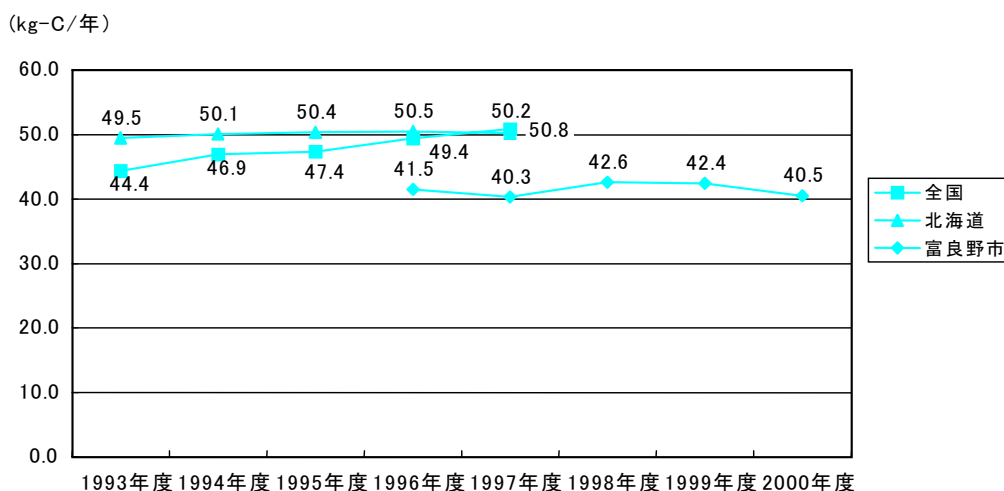
②一酸化二窒素の経年別排出量

1996年度から2000年度までの一酸化二窒素の総排出量の推移を見ると、漸減傾向にあり、2000年度では前年度より微減していることがわかります。排出部門別で見ると、「農業」からの排出量は11.8%減少しているのに対し、「エネルギー利用」からの排出量は4年間で7.9%増と、総排出量を上げている要因になっていることがわかります。「廃棄物」からの排出量は排出割合をみても少ないですが、8.2%減少しています。



一酸化二窒素排出量の推移 (富良野市)

また、市民1人当たりの一酸化二窒素排出量についても、同様に2000年度は前年度と比較して微減していますが、全体としては横這いの傾向にあります。



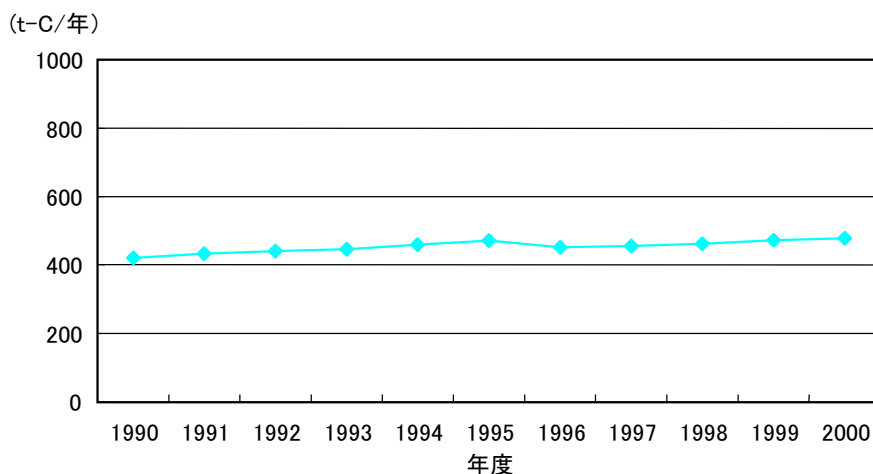
市民1人当たり一酸化二窒素排出量の推移

(4) ハイドロフルオロカーボン (HFC)

ハイドロフルオロカーボン(HFC)とは、パーフルオロカーボン(PFC)や六ふっ化硫黄(SF₆)等とともに代替フロンと呼ばれています。HFCは、自動車や部屋のエアコン、冷蔵庫等の冷媒として一般に幅広く使用されています。1995年以降の全ての車種では代替フロンを冷媒として使っています。

本市でのHFCの2000年度における排出量は、477.4トンとなっています。

本市では、自動車登録第数が年々増加していることもあり、HFCの排出量も増加傾向にあります。



ハイドロフルオロカーボン(HFC)排出量の推移

4. 富良野市における温室効果ガス排出量の将来予測と削減目標

1 将来予測推計

(1) 基本的な考え方

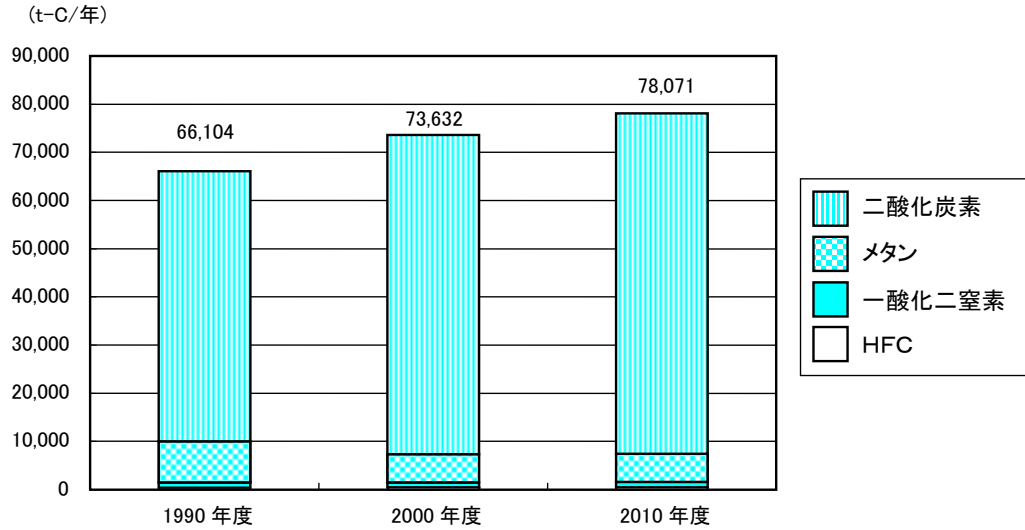
第3節で述べた温室効果ガスの排出実態を踏まえながら、特に新たな地球温暖化対策を講じない場合の2010年度の排出量を、ガスの種類別および部門別に予測しました。

温室効果ガスの排出量は、人口や世帯数の変動、産業構造の変化、開発や社会基盤の整備など多くの要因が複雑に絡み合いながら変化すると考えられます。本行動計画では、排出ガスの種類別にこれまでの排出傾向を前提に、2010年度までの排出量を予測しました。

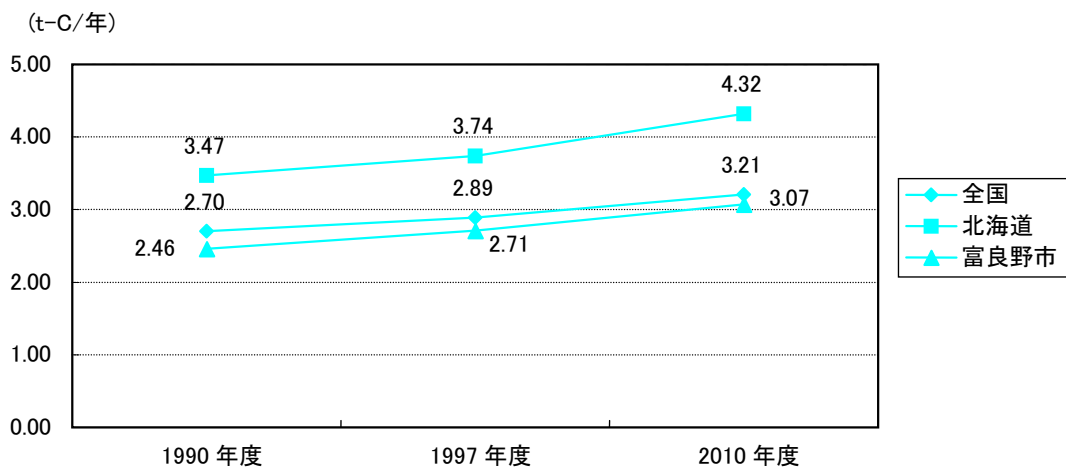
この予測値をもとに、今後の富良野市における地球温暖化対策を検討します。

(2) 将来予測の概要

今後、新たな温暖化対策を行わない場合の「対策なしケース」として、将来の温室効果ガスの排出量を予測した結果、2010年度の総排出量は約78,071トンとなり、基準年の1990年度と比較して18.1%増加すると予測されます。



温室効果ガス排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)



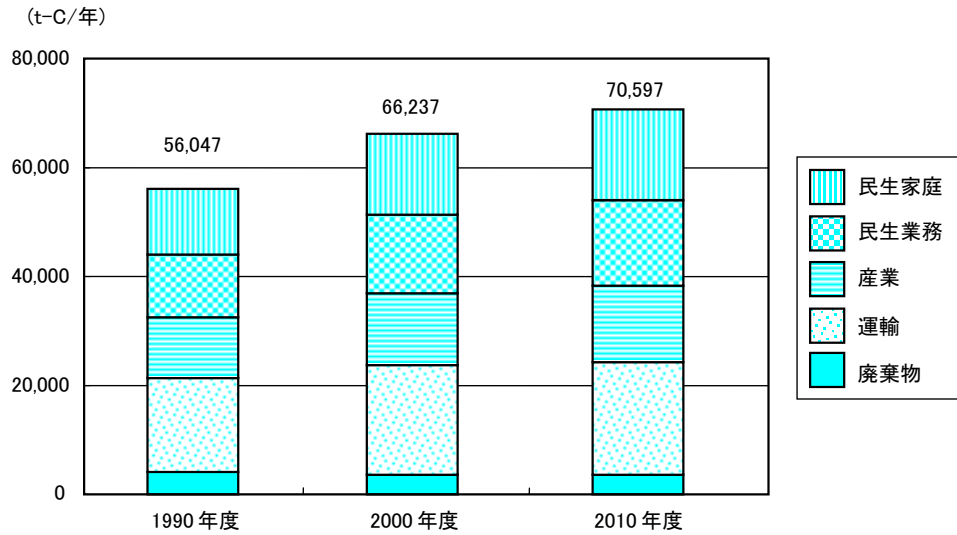
温室効果ガス1人あたり排出量の比較(対策なしケース)

(3) 温室効果ガス別・部門別の将来予測

①二酸化炭素

富良野市における二酸化炭素排出量は今後も増加すると予測され、2010年度の排出量は1990年度より26.0%増加の約70,597トンと予測されます。

市民1人当たりの二酸化炭素排出量は約2.78トンとなり、1990年度から2010年度にかけて33.0%増加すると予測されます。

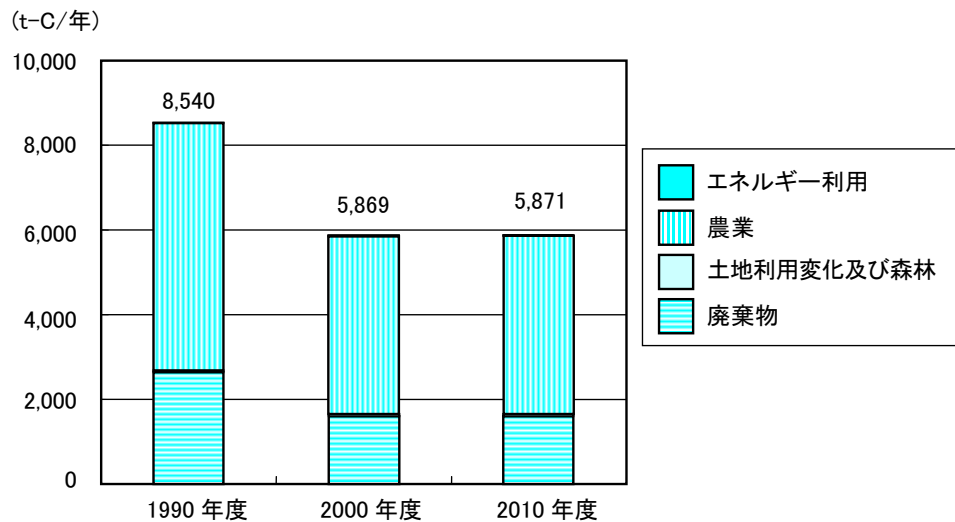


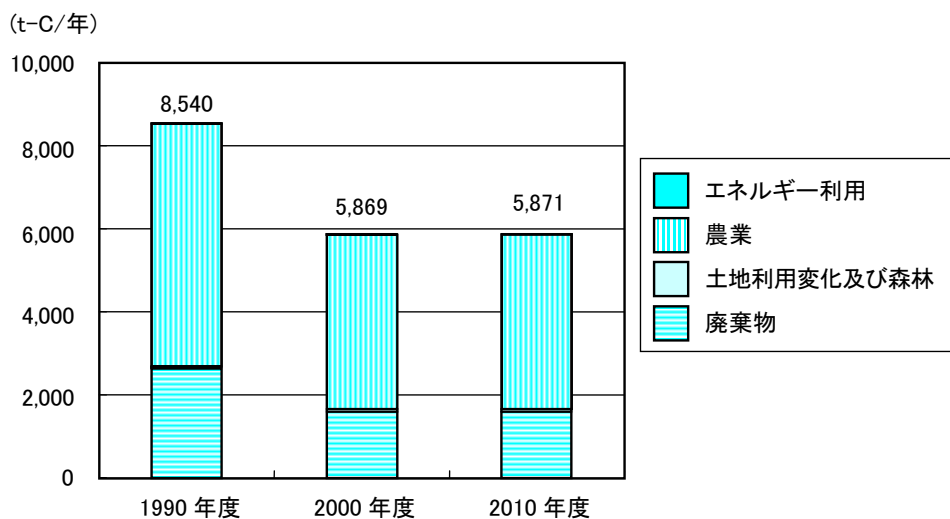
二酸化炭素排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)

②メタン

富良野市におけるメタン排出量は今後ほぼ横這いで推移すると予測され、2010年度の排出量は1990年度より31.2%減少の約5,871トンと予測されます。

市民1人当たりのメタン排出量は約230.9kgとなり、1990年度から2010年度にかけて27.3%減少すると予測されます。



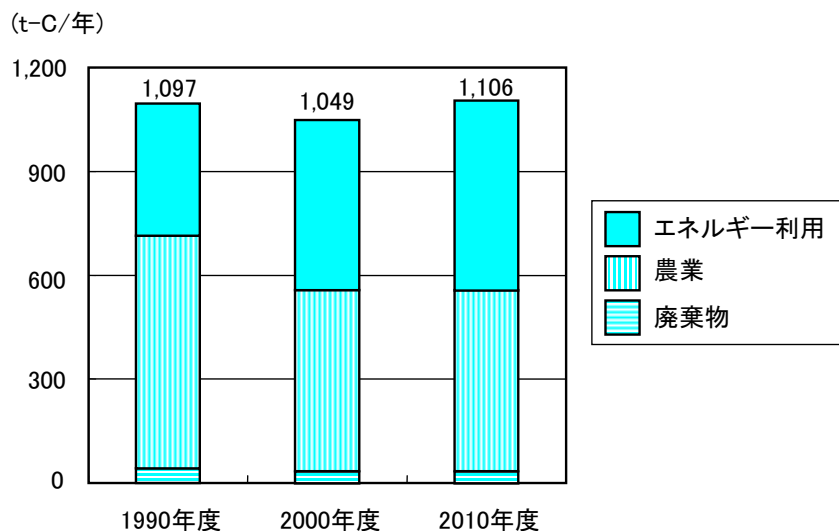


メタン排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)

③一酸化二窒素

富良野市における一酸化二窒素排出量は今後ほぼ横這いで推移すると予測され、2010年度の排出量は1990年度より0.9%増加の約1,106トンと予測されます。

市民1人当たりの一酸化二窒素排出量は約43.5kgとなり、1990年度から2010年度にかけて6.6%増加すると予測されます。

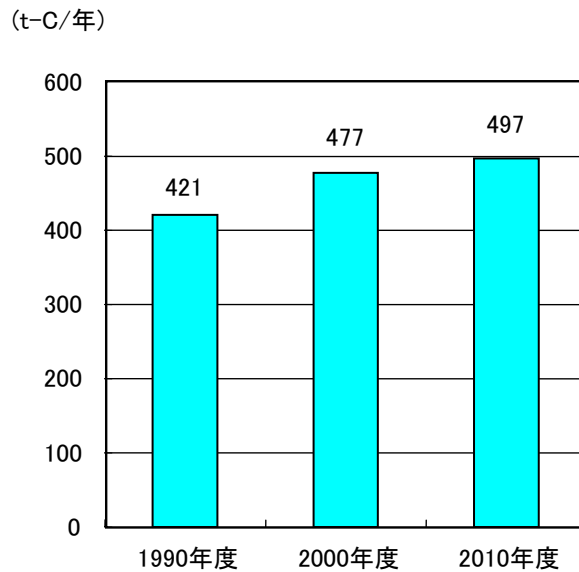


一酸化二窒素排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)

④ハイドロフルオロカーボン（HFC）

富良野市におけるハイドロフルオロカーボン排出量は今後も増加すると予測され、2010年度の排出量は1990年度より18.1%増加の約497トンと予測されます。この本市における主な排出源は自動車で、工場・事業所からの排出は想定されていません。

市民1人当たりのハイドロフルオロカーボン排出量は約19.5kgとなり、1990年度から2010年度にかけて24.2%増加すると予測されます。



ハイドロフルオロカーボン(HFC)排出の将来推計(富良野市:対策なしケース)

(4) 森林による吸収量

植物には、光エネルギーを利用して大気中の二酸化炭素を吸収し、炭水化物として固定する光合成と呼ばれる機能があります。この吸収力は、樹木の成長期には大きく、成熟期には低下するため、適切な森林の保全・管理は地球温暖化対策としても非常に重要です。

1999年の本市における森林による二酸化炭素の吸収量は9,000トンで、温室効果ガスの総排出量の12.2%に相当する量です。しかし、今後、適切な森林の管理が行なわれない状況となると、森林の二酸化炭素吸収機能が保持されず、2010年における吸収量は1999年よりも減少する可能性があります。

富良野市における森林の状況(1999年度)

| 蓄積量(m ³) | 伐採量(m ³) | 生長量(m ³) | 吸収量(t) |
|----------------------|----------------------|----------------------|--------|
| 6,729,000 | 20,271 | 36,000 | 9,000 |

2 削減目標

(1) 削減目標設定の基本的考え方

地球温暖化対策は人類共通の課題であり、社会を構成する全ての主体が温暖化の現状や計画の進捗状況などの情報を共有しながら、共通の目標の達成に向けて取り組みを進める必要があります。

我が国はすでに「2010(平成22)年における温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)比で6%削減」という定量的な削減目標を掲げており、富良野市としても、温室効果ガスの排出及び吸収の実態やその特性などを勘案しながら、定量的な削減目標を設定することとします。

(2) 削減目標設定のための削減シナリオ

本計画の削減目標を設定するため、現時点で想定できる施策・取り組みのうち、温室効果ガス削減量を数値化することが可能なものについて、次の1～3に区分しました。

1. 国が推進する施策及び経済団体等が全国的規模で実施する予定の取り組み
2. 市が推進する施策
3. 市民・事業者に期待される取り組み

(市は普及啓発・支援施策などを通じて取り組みを誘導・促進)

また、3の「市民・事業者に期待される取り組み」については、今後「温暖化防止のための取り組みを新たに行う世帯・事業者の割合(実行率)」を、20%、30%及び40%と仮定し、それぞれに「2010年度における森林による吸収量」を加え、2010年度における温室効果ガスの削減量を試算し、シナリオ1～3として次のとおり取りまとめました。

3 温室効果ガス削減シナリオ

(1) 国が推進する施策及び経済団体等が全国的な規模で実施する予定の取組

「経団連環境自主行動計画」に基づく取組み(二酸化炭素)

電気事業連合会 1,928トン

(2010年度に、使用電気量1kWhあたりに排出される二酸化炭素の量を

1999年:0.357 → 0.3kg-CO₂/kWh程度 に低減するよう努める)

(2) 市が推進する施策

ごみの焼却廃止 3,601トン

地球温暖化対策推進実行計画の策定 458トン

(3) 市民・事業者に期待される取組

(市は普及啓発・支援施策などを通じて取組みを誘導・促進)

実行率:富良野市の2000年の全世帯数(10,221)・全事業所数(1,338)のうち、省エネ行動を実践する割合(%)を示しています。

| 実施率 施策・取組の内容 | 削減量(トン) | | |
|-----------------|------------|------------|------------|
| | 実行率 20% | 実行率 30% | 実行率 40% |
| 家庭による省エネ行動等の実践 | 1,896 | 2,844 | 3,792 |
| 事業所による省エネ行動等の実践 | 285 | 428 | 570 |
| 合計 | 2,181 | 3,272 | 4,362 |

(4) 森林による吸収量

森林による吸収量 9,000トン

4 削減量の合計

1. 国が推進する施策及び経済団体等が全国的な規模で実施する予定の取組による削減量 1,928トン

+

2. 市が推進する施策による削減量 4,059トン

+

3 市民・事業者に期待される取組 2,181～4,362トン

| 市民・事業者の取組の内容 | 削減量(トン) | | |
|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 実行率 20% (シナリオ1) | 実行率 30% (シナリオ2) | 実行率 40% (シナリオ3) |
| 合計 | 2,181 | 3,272 | 4,362 |

+

4 森林による吸収量 9,000トン

+

削減合計量 17,168～19,349トン

| 実行率 20% (シナリオ1) | 実行率 30% (シナリオ2) | 実行率 40% (シナリオ3) |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 17,168トン (1990年度比7.9%削減) | 18,259トン (1990年度比9.5%削減) | 19,349トン (1990年度比11.2%削減) |

5 削減目標

(1)の基本的考え方を踏まえ、本計画における目標は削減シナリオの2によるものとし、市民、事業者、市が連携を図りながら温暖化対策に総力を挙げて取り組み、目標の達成を目指すこととします。

2010(平成 22)年度における富良野市の温室効果ガス排出量を、1990(平成2)年度の排出量に比べて9.5%削減します。

5. 地球温暖化防止のための対策

1 対策の基本的な考え方

温室効果ガスの排出は、市民の日常生活や各種の事業活動など、あらゆる社会活動に起因することから市民・事業者・市の各主体が適切に役割を分担し、それぞれの立場から温暖化防止計画に取り組むことはもとより、各主体がパートナーシップによる連携を深めていく必要があります。

また、温暖化防止計画や施策を効果的に推進するためには、本道の温室効果ガスの排出実態や気候・風土を踏まえた取り組みを重点的に推進するとともに、温室効果ガスの削減に有効と考えられる各種の取り組みを合わせて総合的に推進していくことが重要です。

本計画における対策の基本的な考え方は次のとおりです。

- 富良野市の排出実態や地域特性に応じた施策を重点的に推進します
- 市民・事業者・市の主体的参加とパートナーシップにより取り組みを推進します
- 経済性にも配慮した取り組みを推進します

2 実施主体別の役割

各主体に期待される役割は次のとおりです。

(1) 市民の役割

- ・日常生活における温室効果ガス排出抑制
- ・地域における環境保全活動に関する情報の収集及び積極的な参加
- ・市が実施する温暖化対策への理解と協力

(2) 事業者の役割

- ・温暖化対策への積極的な対応
- ・事業活動により自ら排出する温室効果ガスの排出抑制
- ・環境配慮型製品等の開発・使用
- ・地域における環境保全活動に関する情報の収集及び積極的な参加
- ・市が実施する温暖化対策への理解と協力

(3) 市の役割

- ・温暖化防止のための施策の推進
- ・市民・事業者等への情報提供・活動支援及び普及啓発
- ・国や道と連携した施策の推進
- ・温暖化防止に向けた率先実行

3 実施主体別の取り組み・施策

各主体の役割を踏まえ、市民・事業者・市のそれぞれが推進する温暖化防止のための取り組み・施策は次のとおりです。

(1) 市民の取り組み

1世帯が1年間で削減できる二酸化炭素の量を、炭素換算した重量として示しました。

(C-kg/世帯・年)

買う

○買うもの

| | |
|-----------------------|-----|
| 不要なものの購入を1万円分控える | 5.2 |
| あまり必要でない情報をFAXで取り寄せない | 0.2 |

○住宅づくり

| | |
|-------------------------------|---------|
| カーテンやブラインドなどを上手に使用して冷暖房効果を高める | 2.9 |
| ペアガラスなどを導入し、住宅の開口部を保温構造化する | 15 |
| 太陽光発電を導入する(参考) | |
| (一戸あたり3KWの太陽発電システムを導入した場合) | (386.5) |

使用する

○電気・ガス・水・燃料を大切に使う

ガス

| | |
|--------------------------------|------|
| 炎が鍋底からはみ出さない火加減にする(コンロ) | 2.4 |
| 野菜の下ごしらえに電子レンジを活用する(ガスコンロとの比較) | 10.6 |

家電の使用

| | |
|------------------------------------|------|
| エアコンのエアフィルターは2週間に1回程度掃除する | 9.5 |
| 衣類乾燥機(1200W、4.5kg)は量をまとめて使う(年100日) | 1.4 |
| 天気の良い日は乾燥機を使わない | 12.8 |
| ミニコンポなどのオーディオの主電源を切る | 0.5 |
| テレビ(140W29型)を長時間見ないときは主電源を切る | 1.3 |
| テレビの視聴時間の短縮(1日1時間消す) | 4.7 |
| 省エネルギー型テレビを使用する | 5.4 |
| 洗髪後のドライヤーの使用時間を3分短縮する | 1.3 |
| ビデオの主電源を切る | 0.1 |
| 省エネルギー型ビデオデッキを使用する | 3.4 |
| 季節に合わせて便座暖房の温度調節をする(温水洗浄便座) | 3.76 |
| 就寝時に暖房便座のスイッチを切る | 9.7 |
| 洗濯物をまとめて洗う | 2.6 |
| 掃除機のフィルターをこまめに掃除して、効率を高める | 1.8 |

| | |
|---|-------|
| 掃除機をかけるまえに部屋を片づける | 3.6 |
| 省エネルギー型冷蔵庫を使用する | 16.9 |
| 壁から適切な間隔で設置する(冷蔵庫) | 7 |
| 冷蔵庫に食品を詰め込みすぎないようにする | 2.6 |
| 冷蔵庫の開閉を1日10回少なくする | 2 |
| 炊飯器の保温時間を1日7時間減らす | 22.3 |
| 電気ポットを長時間使用しない時はコンセントからプラグを抜く | 10.84 |
| 電子レンジでの解凍を自然解凍にする | 2.3 |
| 照明 | |
| センサー付きの照明を導入する | 5.8 |
| 照明をこまめに消灯 | 3.8 |
| 人のいない部屋で照明のつけっぱなしをやめる | 3.6 |
| 電球型蛍光灯ランプに付け替える(54Wの白熱電球から15Wの電球型蛍光灯ランプに交換した場合) | 10.2 |
| 節水 | |
| 食器洗いは、流しっぱなしだと110リットル、ため洗いだと20リットルで済む | 10.5 |
| 節水コマを取り付けると、流し洗い1分間1分間で約6リットルの節約 | 3.5 |
| 洗顔・歯磨きでの水の流しっぱなしをやめる | 1.8 |
| 洗車はホースだと100リットル使用、バケツだと30リットルで済む | 0.3 |
| 必要がない水まきをやめる | 0.9 |
| 風呂の残り湯を洗濯に利用する | 0.8 |
| 湯沸し | |
| 3分間／日、お湯の出しっぱなしを止める(ガス給湯器) | 3 |
| シャワーのお湯を流したままにしない(風呂給湯器) | 3.2 |
| 家族が続けて入浴する | 18 |
| 食器洗いの温度を40℃から30℃に下げる | 19.8 |
| 太陽熱温水器を導入する | 77 |
| 風呂を沸かしすぎない | 12.5 |

| | |
|-----------------------|------|
| 冷暖房 | |
| 暖房温度を20度以下に設定 | 31.7 |
| 暖房器具の使用時間を1時間短縮 | 44.1 |
| エアコン(冷房)の設定温度を1℃上げる | 5.4 |
| エアコンの使用を1日2時間短くする(冷房) | 6 |

外出する

(1台が1年間で削減できる二酸化炭素の量を、炭素換算した重量で示しました。)

(C-kg/台・年)

| | |
|--|-------|
| ○自動車を効率よく使う | |
| 1日5分、不要なアイドリングをやめる | 12.7 |
| タイヤの空気圧を適正にする | 9.65 |
| 急発進・急加速をやめる | 22.5 |
| 自動車の利用を減らす(2週間で60分) | 30.1 |
| 車に無駄なものを積まない | 3.1 |
| 燃費の良い自動車を使用する | 264.9 |
| ○公共交通機関を利用する | |
| 自家用車でのレジャーなどをバスにする(1回100km・5回) | 26.6 |
| 自家用車での通勤・通学を 週1回バスにする(往復10km・週1回・52週/年) | 27.7 |

ごみを出す

| | |
|----------------------|------|
| ○ごみを減らす・リサイクルを徹底する | |
| アルミ缶を1日1本リサイクルに出す | 18.3 |
| ガラスビンを3日で1本リサイクルに出す | 3.6 |
| スチール缶1日1本をリサイクルに出す | 3.7 |
| ペットボトルを3日1本をリサイクルに出す | 2.4 |
| 食品トレーを1日1枚リサイクルに出す | 0.7 |

知識や意識を高める

○温暖化問題への理解を深める

推進するために

○地域における環境保全活動に参加する

(2) 事業者の取り組み

1事業所が1年間で削減できる二酸化炭素の量を、炭素換算した重量として示しました。

(C-kg/事業所・年)

購入する

○省エネルギー機器・商品・システムの選択

パソコンを購入する時は、液晶型モニターのものを選ぶ 4.7

照明をHfインバータ照明にする 2.3

建物へのHfインバータ照明+高効率ルーバー・反射板を導入する 4.2

センサー付き照明を導入する 67.0

非常口誘導灯を高輝度誘導灯に換える 10.5

最新の照明器具、空調機器、外壁などに対して、最新の省エネルギー技術の導入を図る 8.4

○再生品・エコマーク商品など環境配慮型製品の選択

○低公害車・低燃費車の選択

○環境負荷の少ない燃料(エネルギー)の調達

○簡易包装された商品の選択

○環境に配慮した原材料の選択

作る・売る

○製造プロセス、流通、販売の各段階において環境に配慮した製品づくりや販売

排熱や未利用エネルギーの有効利用

輸送の合理化・輸送方法の工夫

簡易包装の推進

○省エネルギー・リサイクル・廃棄を考慮した製品の生産

建物・施設を建設・維持管理する

○ビルの高断熱・高气密など省エネルギーに配慮した設計

○新エネルギーの導入 (参考)

事業所の建物等に太陽光発電システムを設置する (20.8)

事業所の建物等に太陽熱温水器を設置する (20.8)

○ビルのコージェネレーションシステムの導入

○工場等の敷地内及び屋上の緑化

使用する

○電気・ガス・水・燃料を大切に使う

節電(照明の適正化・スイッチの適正管理)

昼休みに消灯する 1.2

昼休みにパソコンの電源を切る 0.9

冷暖房

| | |
|----------------------------|------|
| エアコン(暖房)の設定温度を適正化する | 1.9 |
| エアコン(冷房)の設定温度を適正化する | 0.4 |
| エアコン(暖房)の使用時間を1時間短縮する | 0.07 |
| エアコン(冷房)の使用時間を1時間短縮する | 0.02 |
| カーテンやブラインドを上手に利用し冷暖房効果を高める | 0.4 |

○紙の使用量の抑制

| | |
|----------------------------|-----|
| コピー用紙の利用を効率化(両面コピー、裏紙利用)する | 0.8 |
| リサイクル活動を推進する | 73 |

○自動車を効率よく使う

(C-kg/台・年)

エコドライブの実践

| | |
|---------------------------|------|
| 急発進を10回/日減らした場合(ガソリン車) | 30.9 |
| 急発進を10回/日減らした場合(ディーゼル車) | 34.6 |
| 急加速を10回/日減らした場合(ガソリン車) | 30.9 |
| 急加速を10回/日減らした場合(ディーゼル車) | 34.6 |
| 空ふかしを10回/日減らした場合(ガソリン車) | 15.4 |
| 空ふかしを10回/日減らした場合(ディーゼル車) | 17.3 |
| アイドリングを5分/日減らした場合(ガソリン車) | 18 |
| アイドリングを5分/日減らした場合(ディーゼル車) | 20.2 |
| タイヤを適正な空気圧にした場合(ガソリン車) | 33.5 |
| タイヤを適正な空気圧にした場合(ディーゼル車) | 37.5 |

不要不急時の自動車利用の自粛

ごみを出す

- 廃棄物の発生を抑える
- リサイクルの推進
- 出荷・販売等に際しての梱包に関する配慮
- 廃棄物の適正な処理
 - 自動車等フロンを使用しているものの廃棄時には、フロン回収推進
 - 協力店へフロンの回収を依頼する
 - 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等による適正処理

知識や意識を高める

- 温暖化問題に関する研修や情報提供の積極的な実施
- 北海道地球温暖化防止活動推進センターなどを活用した環境情報の収集
- ISO14001 などの環境管理システムの導入

推進するために

- 環境部門の組織体制の充実

(3) 市が取り組む施策の概要

市は、計画の目標を達成するため、温室効果ガスの削減に寄与する各種の施策を排出(吸収)部門別に施策を整理し、これらの施策を国や道、市民・事業者等との連携を図りながら推進します。

また、これらの施策のうち、特に重要と考えられる施策を「計画の重点施策」として位置づけます。

施策の概要

二酸化炭素 (CO₂) の排出抑制対策

エネルギー転換部門

- ・自然エネルギーの活用

産業部門

- ・省エネルギー・省資源対策の促進
- ・自然エネルギー・未利用エネルギーの活用
- ・省資源・省エネルギーに関する啓発活動

民生部門

- ・省エネルギー・省資源対策の促進
- ・省エネルギー型の都市基盤の整備
- ・自然エネルギーの活用
- ・省資源・省エネルギーに関する啓発活動
- ・観光客に対しての環境保全活動の啓発

運輸部門

- ・公共交通機関・自転車の利用促進
- ・環境にやさしい物流システムの構築
- ・低公害車・低燃費車の導入の促進
- ・エコドライブの推進
- ・自動車利用の合理化

廃棄物部門

- ・ごみの減量化
- ・ごみの分別収集
- ・ごみの資源化・リサイクル

二酸化炭素以外の
温室効果ガス排出抑制対策

メタン(CH₄)の排出抑制対策

- ・農業における対策
- ・廃棄物対策

一酸化二窒素(NO₂)の排出抑制対策

- ・二酸化炭素と同様の対策
- ・農業における施肥形態の改善の促進

代替フロン等(HFC、PFC、SF₆)の排出抑制対策

- ・フロンの回収・破壊処理の推進及び事業者の脱フロン対策の促進
- ・事業者の漏洩防止対策の促進

森林等による二酸化炭素吸収固定源対策

- ・森林の保全・回復及び緑化
- ・森林の保全に関する啓発活動

共通的・基盤的施策

- ・行政の率先的な環境保全活動の推進
- ・資源やエネルギーに対する監視体制の整備
- ・省資源・省エネルギー・地球環境の保全に関する啓発活動
- ・パートナーシップ・ネットワークの構築
- ・環境保全活動に対する支援体制の整備

ア 二酸化炭素(CO₂)排出抑制対策

温室効果ガスに占める二酸化炭素の割合は 90.0%となっており、二酸化炭素の排出を抑制することは極めて重要です。

二酸化炭素の排出は、各種の事業活動をはじめ、1人ひとりの日常生活に密接に関わっているため、私たちのライフスタイルを見直すとともに、省エネルギー対策を中心とした各部門における取り組みを推進します。また、新エネルギーの導入など温室効果ガスの排出の少ない燃料への転換を積極的に進めます。

(ア)エネルギーの利用

a エネルギー転換部門

自然エネルギー等の導入

・環境負荷の少ない太陽エネルギー・雪エネルギーなどについての活用検討・導入

b 産業部門

省エネルギー・省資源対策の促進

- ・工場等における省エネルギー・省資源対策の促進
- ・工場等における省エネルギー型生産システムや機器の導入の促進
- ・建設業における環境負荷の少ない建設機械の使用の促進
- ・農業用廃プラスチック類の適性処理及び新素材資材の利用の推進

自然エネルギー等の導入

・工場等における太陽エネルギー・雪エネルギーなどについての活用検討・導入

省資源・省エネルギーに関する啓発活動

- ・ISO14001 などの環境管理システムの導入促進
- ・省資源・省エネルギーに関するパンフレットなどの配布、イベントの開催

c 民生部門

省エネルギー・省資源対策の促進

- ・家庭・事務所等における省エネルギー・省資源行動、環境配慮型製品の購入、省エネルギー型機器の導入の促進
- ・住宅やビルなど建築物の高断熱・高气密化の促進

自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

- ・家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱温水器など環境負荷の少ないエネルギーの利用の促進

省資源・省エネルギーに関する啓発活動

- ・ISO14001 などの環境管理システムの導入促進
- ・観光客に対しての環境保全活動の啓発

d 運輸部門

公共交通機関・自転車・徒歩の利用促進

- ・パークアンドライドなどによる公共交通機関の利用促進
- ・徒歩・自転車利用の推進

環境にやさしい物流システムの構築

- ・共同輸配送システムの促進
- ・低公害車・低燃費車の導入の促進
- ・エコドライブの推進
- ・アイドリングストップ等の推進

(イ)エネルギーの利用以外**a 廃棄物部門**

ごみの減量化

- ・家庭や事業所が行うごみの減量化や再資源化の取り組みに対する支援
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、事業者による再生資源の利用、製品の長寿命化などの促進
- ・生ごみなど有機性廃棄物の資源化の促進

ごみの分別収集

- ・分別の徹底などによる、更なる資源化処理の実施

ごみの資源化・リサイクル

- ・事業者間、市民・事業者間の連携による再資源化・再利用の促進

イ 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制対策

温室効果ガスに占めるメタン、一酸化二窒素、代替フロン等の割合は、二酸化炭素と比較して小さいものとなっておりますが、①富良野市のメタン排出量の占める割合が全国平均と比べて高いこと、②一酸化二窒素の排出量は増加傾向にあること、③代替フロン等の排出量は急増することが見込まれることなどから、これらのガスについても、排出抑制のための対策を進めます。

(ア)メタン(CH₄)

農業における対策

- ・家畜の飼養管理・飼料給餌の改善や家畜ふん尿の堆肥化等の促進
- ・水田における適正な水管理及び有機質肥料の適正な施用の促進

廃棄物対策

- ・家庭や事業所が行うごみの減量化や再資源化の取り組みに対する支援
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、事業者による再生資源の利用、製品の長寿命化などの促進
- ・生ごみなど有機性廃棄物の資源化の促進
- ・分別収集の促進

(イ)一酸化二窒素(NO₂)

二酸化炭素と同様の対策

農業における施肥形態の改善の促進

(ウ)代替フロン等(HFC、PFC、SF₆)

フロンの回収・破壊処理の推進及び事業者の脱フロン対策の促進

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」及び「北海道フロン回収・破壊処理システム」による、フロンの回収・破壊処理の推進

事業者の漏洩防止対策の促進

ウ森林等による二酸化炭素吸収固定源対策

大気に排出された二酸化炭素を森林等の樹木により吸収・固定するなどの対策を進めます。

森林の保全・回復及び緑化

- ・市有林の造成・公共施設の緑化
- ・民有林の育成
- ・森林整備担い手対策
- ・市民が造る森の造成

森林の保全に関する啓発活動

エ共通的・基盤的施策

温暖化対策の全体に関わる施策や、各ガスの削減のために共通の施策を総合的に推進します。

行政の率先的な環境保全活動の推進

- ・「地球温暖化対策推進実行計画」に基づく地球温暖化排出ガス排出削減の推進

資源やエネルギーに対する監視体制の整備

省資源・省エネルギー・地球環境の保全に関する啓発活動

- ・省エネルギー技術や新エネルギー等に関する活用
- ・住宅やビルなど建築物の高断熱・高气密工法等の省エネルギー技術の調査研究とその普及
- ・環境配慮型製品に関する積極的な情報提供
- ・新聞、テレビ、ラジオ、道広報紙等による積極的な広報
- ・インターネット、環境白書等を活用した環境情報の提供
- ・温暖化防止に関する各種イベントや研修会等の開催

パートナーシップ・ネットワークの構築

環境保全活動に対する支援体制の整備

- ・「地球温暖化対策推進実行計画」に基づく地球温暖化排出ガス排出削減の推進
- ・省エネルギー・新エネルギー、廃棄物減量化・リサイクル、環境配慮型製品に関連する技術開発等を行う事業者への支援
- ・市民・民間団体等が行う環境保全活動に対する支援

オ 市の地域特性に応じた重点施策

本計画を推進する上で、特に重要と考えられる次の4つの施策を「計画の重点施策」とします。

(ア) 自動車の利用に関する対策の総合的推進

富良野市では、自動車の利用に由来すると見られるガソリン・軽油の利用による二酸化炭素排出量が全温室効果ガス排出量の約 27%を占めるなど、大きな割合を占めています。公共交通機関及び自転車の利用を促進し、自動車の利用の合理化を図ると同時に自動車を利用する際のマナーを見なおすことは、市の温暖化対策に大きく貢献すると考えられます。市は、自動車の利用に関する対策を検討すると同時に、その普及を積極的に推進します。

(イ) 廃棄物対策の総合的推進

富良野市では、全国に先駆けて RDF の製造及びコンポスト化を行うなど、ごみの資源化に積極的に取り組んできました。今後も更なる資源化を進めるとともに、ごみの減量化についても積極的な対策を講じます。

(ウ) 住宅など建築物の高断熱・高気密化の推進

富良野市では、暖房に由来すると見られる灯油の利用による二酸化炭素排出量が全温室効果ガス排出量の約 31%を占めるなど、大きな割合を占めており、住宅やビルなど建築物の高断熱・高気密化に関する技術は市の温暖化対策に大きく貢献する可能性があります。

市は、高断熱・高気密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進します。

(エ) 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進

富良野市は東大演習林、国有林、道有林、市有林、民有林からなる広大な森林を有しています。森林面積は市全域の 71%を占めており、二酸化炭素の吸収源として温室効果ガス削減に大きく貢献しています。逆に、市街地に関しては緑が少ない状況であり、市民の緑化への要求が高くなっています。

市は、森林の保全や市街地の緑化を総合的に推進し、そのために必要な施策を展開していきます。

第2節 市の事務・事業に関する地球温暖化防止行動計画

1. 基本的な考え方

1 策定の目的

私たちの豊かな消費生活は、石油や木材などの資源を消費することによって成り立っており、この問題の解決のためには、私たち一人ひとりが、人と環境とのかかわりについて深く認識し、日常生活や事業活動において、環境保全のための自主的、積極的な取り組みを進めることが何よりも求められています。

市では、法律に基づく「地球温暖化対策に関する基本方針」に則して、「市の事務・事業に関する地球温暖化防止行動計画」を策定し、市が実施する全ての事務・事業について、温室効果ガスの排出の抑制など主に地球温暖化対策の観点からその推進を図ることを目的とします。

2 行動計画の方針

市は、行政活動により相当量の温室効果ガスを市内で最も多く排出する事業者・消費者といえます。このため、市の事務・事業を通じ率先して資源・エネルギーを節約し、ごみの減量化・リサイクルなど温暖化対策を実行するとともに、地域社会への啓発・普及を意識して職員1人ひとりが行動します。

3 対象期間

行動計画の対象期間は、平成14年度(2002年度)から平成18年度(2006年度)までの5年間とします。また、基準年度は、計画策定時点において、温室効果ガス排出量を算定するためのデータ収集が可能である最新年度(平成12年度)としました。

4 対象範囲

行動計画の対象範囲は、市の機関が行う全ての事務・事業とし、外部に委託して実施するものを除きます。

2. 市の事務・事業における削減目標

1 削減目標

温室効果ガスの総排出量を平成18年度には、平成12年度(基準年度)の総排出量(7,335トン)に対して6.2%の削減を目標とします。

2 取組目標

(1) エネルギー等の使用量の削減

- ・電気使用量を5%削減する。
- ・燃料使用量を10%削減する。(ボイラーなどは5%削減、但し、RDFは100%削減)
- ・ガス使用量を5%削減する。
- ・自動車走行量を効率利用により5%削減する。
- ・一般廃棄物焼却量を100%削減する。

(2) 環境に配慮した事務用品等の購入・使用

- ・グリーンマーク商品やエコマーク商品など環境配慮型商品を優先的に購入する。
- ・用紙類の使用を抑制し、資源の有効利用を進める。
- ・事務用品等の長期利用や再利用を実践する。
- ・通常の事務事業に用いる公用車の更新、新規購入時には、原則として、低燃費、低公害車を導入する。

(3) 廃棄物の排出抑制

- ・ごみ排出量の20%削減を目指し、排出量を把握するとともに減量化を図る。

(4) 建築物の建設、管理

- ・建築物の建設、管理にあたっては、設計・施工段階から環境配慮の取り組みを検討し、施設の規模、用途、利用形態等に応じた省エネルギー対策を実施する。

(5) その他

- ・ごみ処理や水道事業等の管理・運営にあたっては、効率的なエネルギー使用など資源の有効利用や省エネルギーに努める。

3. 市が率先して行う取組

1 財やサービスの購入・使用に関する取り組み

- ◎ 昼休みの消灯、適切な冷暖房使用など電気の節約に努める。
 - ・廊下などの消灯を徹底する。
 - ・冷暖房の温度管理を徹底する。(冷房は 28℃、暖房 20℃を目安に)
 - ・冷暖房時にカーテン、ブラインドを有効に活用する。
 - ・ワープロ、パソコンの電源のつけっ放しをやめる。
 - ・ノー残業デーを推進する。
 - ・フロアー、ルーム点灯でなく必要部分の点灯に心がける。

- ◎ ガス、灯油(重油)など燃料の節約に努める。
 - ・湯沸かし器の口火はこまめに消す。
 - ・ガスコンロの熱を効率よく使う。
 - ・冷暖房の温度管理を徹底する。(冷房は 28℃、暖房 20℃を目安に)
 - ・冷暖房時にカーテン、ブラインドを有効に活用する。
 - ・自然通風の活用など機械設備に頼らない快適環境づくりを推進する。

- ◎ 環境に配慮した車の運転や省エネルギー運転を推進する。
 - ・マイカー通勤を自粛する。
 - ・ノーマイカーデーを推進する。
 - ・気配り運転でガソリンを節約し、環境に負荷を与えない運転を心がける。
 - ・アイドリング・ストップ運動を実践する。
 - ・出張時には、公共交通機関の利用に努める。
 - ・低公害車の導入など、窒素酸化物排出量のより少ない車へ切り替える。
 - ・自動車の運行前点検など車両整備に努める。

- ◎ 水利用の合理化や節水に努める。
 - ・水の流しっ放しをやめる。
 - ・洗車、洗濯などの水の使い方を工夫する。

- ◎ 事業活動における排水対策を進める。
 - ・流し台には細かい目の網などを備え、調理くずなどを流さないようにする。
 - ・古くなった食用油を流さないようにする。
 - ・洗剤は正しく計って使う。
 - ・石けんや無りんの環境にやさしい洗剤を使う。
 - ・洗車などで、油を流さないように注意する。

- ◎ 使い捨て製品や無駄なものを購入しない。
 - ・無駄なものを購入しない。
 - ・購入した物品を長く使用する。
 - ・使い捨て商品を使用しないようにする。
 - ・過剰包装を辞退する。

- ◎ 会議資料の両面印刷などにより、文書量を減らす。
 - ・会議資料は、できる限り簡素化する。
 - ・印刷物は、両面印刷を徹底する。
 - ・縮小印刷などの工夫で、紙の使用量を削減する。
 - ・伝票、届出様式などの印刷物は、年間使用量を的確に把握し、適切な管理をする。(規格の統一、在庫数量の把握、必要部数のみ印刷)
 - ・事務手続きの簡素化を進め、文書量を削減する。
 - ・資料の個人保存をなくし、共通文書ファイルの活用を徹底する。
 - ・役割の終了した片面印刷物の有効利用をはかる。(試し刷、メモ)
 - ・コピーミス、OA機器によるミス印刷をなくす。
 - ・使用済封筒の再利用を徹底する。

2 建築物の建設、管理などに関する取り組み

- ◎ 公共施設などを整備する際には、環境に配慮した設計を行う。
 - ・効率的な空調システムを採用する。
 - ・省電力照明機器を採用する。
 - ・断熱材を使用することにより、省エネルギー化を図る。
 - ・節水機器を採用する。
 - ・雨水を活用する。
 - ・地元産材(特に間伐材)を活用する。
 - ・地域の景観に配慮する。
 - ・施設内の緑化に配慮する。
 - ・解体時の廃棄を考えた、素材や部材を使用する。

- ◎ ごみの分別排出、古紙などのリサイクルを進める。
 - ・資源回収の対象・対象外の区分を身につける。
 - ・古紙については、新聞・広告類、雑誌類、廃棄文書、重要文書等に区分し、所定の廃品庫を利用して回収を徹底する。
 - ・びん、缶などの資源物と資源にならない不燃物を明確に区分し、分別排出が円滑に実施できるよう協力する。
 - ・ペットボトル、白色トレイなどの資源回収を徹底する。

3 その他の事務・事業に関する取り組み

- ◎ 国・道の環境保全施策に協力するとともに、市民活動などを支援する。
 - ・「北海道地球温暖化防止計画」「北海道環境基本計画」などの環境保全活動に協力する。
 - ・環境美化、ごみ減量化、資源リサイクルなどの市民による環境保全活動を支援する。
 - ・環境保全型企业活動に対する支援を進める。

- ◎ 環境行政に対し、全庁的な取り組みを進めます。
 - ・組織を活用し、環境問題への意識を高める。
 - ・計画目標を常に意識し、日常的に環境保全活動に努める。
 - ・環境講演会、環境研修会に積極的に参加する。
 - ・実践活動を家庭など日常生活の場へ持ち込む。
 - ・施設の利用・使用者への意識啓発に努める。

4. 行動計画の推進体制等

この計画が着実に実行されるためには、その推進体制の整備を図るとともに、計画の進捗状況を把握するための点検・評価体制の整備が最も重要となります。

このため、次のとおり計画の推進体制、点検体制の整備と職員に対する意識高揚に向けた研修体制の充実を図ります。

1 推進体制及び点検体制

(1) 推進体制

① 庁内地球温暖化対策推進会議

計画の具体的な進め方、進捗状況の把握、環境情報の収集・提供など地球温暖化に関する調査、研究、各部署の調整を進めるほか、進捗状況の収集など、点検・評価のための基礎資料をとりまとめる。

② 庁議

計画推進(見直し)の最終調整及び地球温暖化対策についての重要事項について調査、審議する。

③ 推進責任者・推進委員(部長・課長等監督者)

市長の計画決定(見直し)、推進方策を受けて推進委員及び所属職員へ指示・指導するほか、点検・評価のための進捗状況などの資料を作成する。

④ エコオフィス推進員

庁内地球温暖化対策推進会議及び推進責任者の指示・指導により、所属内職員への意識啓発を通じて計画実践活動を促す。

⑤ 所属職員

計画に従い、それぞれの立場から積極的に取り組む。

(2) 点検体制

① 市長

計画の決定として、進捗状況、推進方法の点検・評価を行い、必要に応じて指示・指導を行う。

② 富良野市環境審議会

計画及び推進方策、進捗状況に対して外部意見として聴取する。

③ 庁内地球温暖化対策推進会議

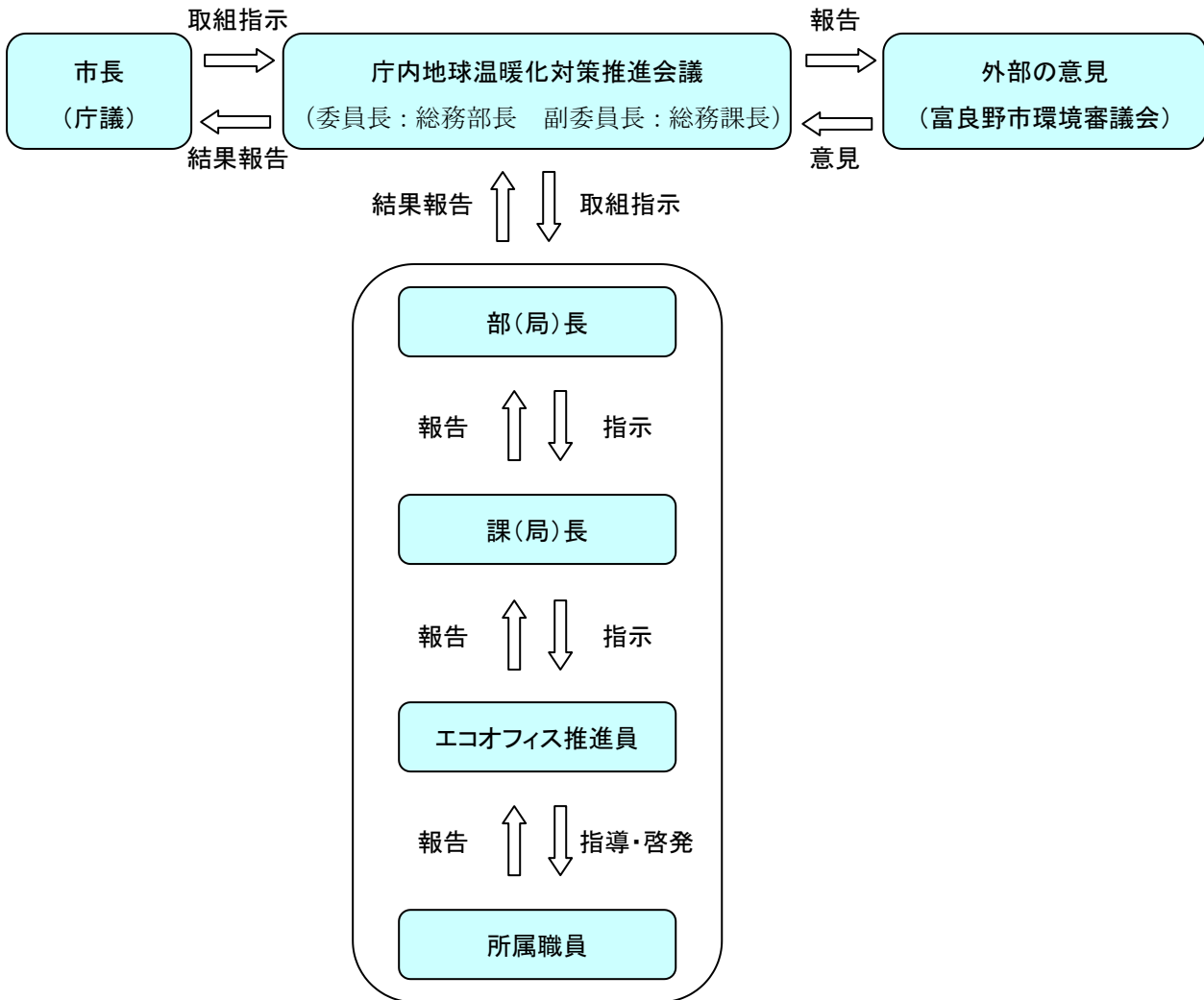
計画及び推進方策、進捗状況に対して内部点検、審査する。

(1)Plan

(2)Do

(3)Check

(4)Action



(1)Plan

(4)Action

- 計画決定(見直し)
- 計画・結果の公表
- 結果報告の確認
- 推進施策の検討・決定

(2)Do

○計画の推進・実行

- ・ 推進責任者(部・局長)
- ・ 推進委員(課・局長)
- ・ エコオフィス推進委員
- ・ 所属職員

(3)Check

○内部監査

- ・ 計画策定の検討・調整
- ・ 計画推進方策の検討
- ・ 取組実績報告点検・評価
- ・ 取組実績報告書作成

○外部意見

- ・ 計画内容の検討
- ・ 計画推進方策の検討
- ・ 取組実績報告の評価

2 職員に対する研修

職員研修において、温室効果ガス削減等、地球温暖化対策の意識向上に関する内容を積極的に取り入れ、職員の意識啓発を図ります。

- ・新規採用者研修、職位別研修
- ・監督者研修、内部監査員研修(派遣研修など)
- ・各種研修会、講習会の開催及び派遣による受講
- ・推進責任者研修
- ・エコオフィス推進委員研修
- ・各種団体が開催する研修、講演会への参加

3 実施状況の点検等

(1) 点検の方法

エコオフィス推進員は、各課(所・室・局・館)の取り組み状況及びエネルギー使用量等を把握し、別に定める様式により、事務局(財政課)に報告します。

(2) 評価・公表

事務局は、毎年度、エコオフィス推進員から報告のあった取り組み状況及び数値目標に関する数量等を取りまとめ、庁内地球温暖化対策推進会議に報告し、その結果を広報等で公表します。

(3) 計画の見直し

① 目標や取り組みの見直し

取り組みについては、その実施状況を踏まえ、実施状況が低いものについては、その理由を明らかにするとともに、実施率が高まるような工夫や、実施可能な取り組みへの変更などを行います。又、確実に実施されている場合には、新たな取り組み項目を検討します。

目標については、その達成度を踏まえ、達成度が低いものについては、達成に向けて新たな取り組みなど導入を検討するとともに、目標そのものに無理がなかったかを確認します。又、達成率が高いものについては、より高い目標や新たな目標を設定することが可能かどうか検討します。

② 運用の仕組みの見直し

運用にあたっての仕組みの見直しについては、それらのねらいが充足されているかを確認し、十分に機能していない仕組みがあった場合は、仕組みそのもの見直しを行います。更に、必要に応じて、推進責任者、所属職員などからヒアリングするなどして、運用の仕組みの見直しを図るための意見などを聴取します。

第4章 フォローアップ体制の整備

1. 計画の推進体制

(1) 富良野市環境保全行動計画推進のための組織

本計画に示した施策は、市のあらゆる行政部門に関係しており、本計画の望ましい環境像を実現していくためには、市の全ての行政部門が一丸となって本計画を推進していく必要があります。また、より良い環境をつくるためには、市庁内の取り組みだけでなく、市民・事業者の積極的な取り組みやパートナーシップ、他の行政機関との連携が重要となってきます。

このため、市庁内に「環境基本計画庁内推進委員会」を設置し、市が実施する様々な環境関連施策の調整を図るなど、市の環境保全・創造の取り組みを進めます。

また、市民、事業者、市が協働して取組を進めていくための核となる組織「ふらの環境会議」を設置し、それぞれの立場から本市の環境をより良くしていくために何をすべきか検討していきます。「ふらの環境会議」は、市民・事業者・市のパートナーシップの下で、自主的・積極的に環境保全活動に取り組み、その活動をより広がりをもったものとするため、参加者は、行政を始め、各界・各層の民間団体、環境活動に参加意欲のある市民・事業者とします。

そのほか、市長の諮問機関である富良野市環境審議会においては、引き続き環境に関わる様々な問題等を審議し、市の施策等に反映していきます。

なお、計画の推進にあたっては、環境に関する情報の公開を前提とするとともに、本市のみならず周辺町村との連携・協力を図り、広域的な取組をめざします。

● 環境基本計画庁内推進委員会（「富良野市環境基本条例」第26条第1項）

市庁内における環境の保全・創造に係る全庁的な政策決定機関であり、各行政部門の代表で構成する組織であります。

環境基本計画を計画的かつ確実に推進していくことを目的とし、計画の進行管理（目標達成状況・施策の進捗状況の把握、見直しなど）や部門間の調整などを行います。

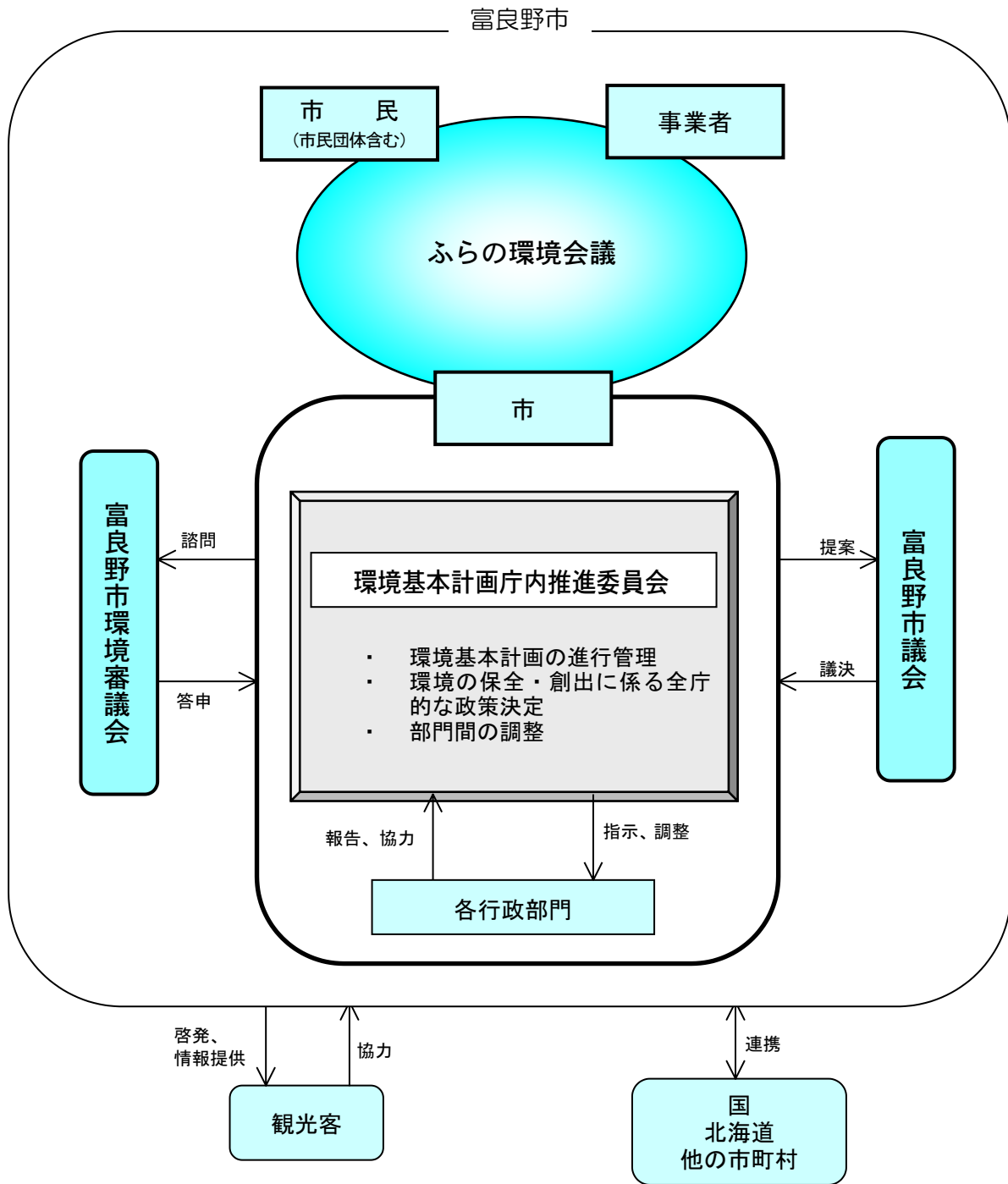
● ふらの環境会議（「富良野市環境基本条例」第26条第2項）

本市全体の環境の保全・創造に、市民（市民団体含む）・事業者・市の3者がパートナーシップの下で取り組むために、お互いの意見や情報等を交換・発信する場として、また、市民、事業者、市各々が本市の環境をより良くしていくために何をするかを検討していく場として設置します。

● 富良野市環境審議会（「富良野市環境基本条例」第29条）

環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の諮問機関として設置します。市民、事業者、学識経験者などによって構成されます。

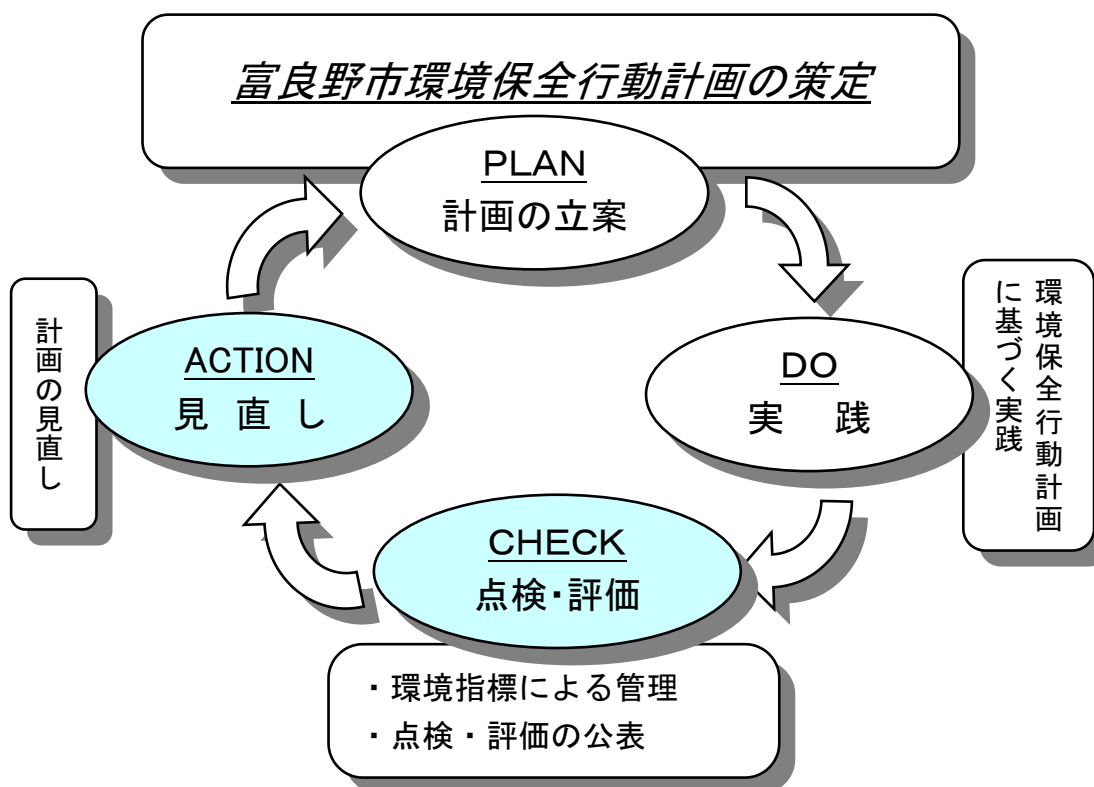
■計画の推進体制



2. 進行管理

望ましい環境像を実現していくためには、本計画が着実に実行されることが必要です。計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムのP(PLAN)－D(DO)－C(CHECK)－A(ACTION)の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況などを定期的に点検・評価し、計画の的確な進行管理を行います。

■環境マネジメントシステムのP-D-C-Aの考え方



(1) 進行管理の体制

「環境基本計画庁内推進委員会」において、定量的目標の達成状況を把握するとともに、関係部署における施策の実施状況や課題の整理(点検)、評価及び計画の見直しなどを行い、計画の進捗状況を管理します。

(2) 環境指標による管理

施策目標ごとに定量的目標を設定し、これらの環境指標の推移をみることによって、目標の達成度合いをチェックし、計画の進捗状況を管理します。

(3) 点検・評価結果の公表

定量的目標の達成状況や施策の進捗状況などについては、定期的に刊行される環境報告書や広報、ホームページ等を通じて広く公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は平成22(2010)年度を目標年度とした9年間の計画ですが、環境問題を取り巻く状況の変化にはめまぐるしいものがあり、社会経済構造が大きく変化する可能性もあるため、それらに応じた計画の見直しが必要となります。また、進行管理の点検・評価の結果によっても計画の見直しが必要になる場合もあります。

これらの状況を踏まえ、新しい目標の設定や施策の展開など、必要に応じて計画の見直しを行います。